

## 豊崎海浜公園等

### その他参考資料

#### < 項目一覧 >

- (1) 関連条例、同施行規則
  - ・豊見城市公園条例、同施行規則
  - ・豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例、同施行規則
- (2) 収支実績(H30～R3)
- (3) 施設利用者数(H30～R3)、主要なイベント等の実績
- (4) 施設の図面等
  - ※図面内容と現状と異なる場合があります。
- (5) 施設のパンフレット
  - ※現指定管理者が任意で作成したパンフレット
- (6) 豊崎地区周辺主要施設(航空写真)
- (7) 沖縄振興特別推進交付金(市町村)成果目標一覧

(1) 関連条例、同施行規則

---

改正

平成25年 3月 8日条例第 9号  
平成26年 3月14日条例第 6号  
平成28年 3月10日条例第14号  
平成29年 3月 8日条例第 3号

豊見城市公園条例

豊見城市公園条例（昭和60年豊見城村条例第20号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第1章の2 公園の設置（第1条の3—第1条の6）
- 第2章 公園の管理（第2条—第30条）
- 第3章 雑則（第31条）
- 第4章 罰則（第32条—第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、豊見城市が設置する公園の設置基準及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第1条の2** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公園 法第2条第1項に規定する都市公園で本市が設置するものをいう。
- （2）公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

第1章の2 公園の設置

（住民一人当たりの公園の敷地面積の標準）

**第1条の3** 本市の区域内の公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、本市の市街地の公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

**第1条の4** 次に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防災、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- （1）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
- （2）主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
- （3）主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
- （4）主として本市の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の利用に供することを目的とする公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように設置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の建築面積の基準）

**第1条の5** 法第4条第1項（法第33条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、規則で定めるところによる。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）

**第1条の6** 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、規則で定めるところによる。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設を設置する場合にあつては、この限りでない。

## 第2章 公園の管理

（行為の制限）

**第2条** 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- （1）行商、出店その他これらに類する行為をすること。
  - （2）業として写真又は映画を撮影すること。
  - （3）興行を行うこと。
  - （4）運動会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。
  - （5）その他市長が必要と認めること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、場所又は公園施設、期間、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り第1項又は前項の許可を与えることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、当該許可を与えることができない。
- （1）感染性の疾患があると認める者
  - （2）他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
  - （3）他人に不快の感情を与えるような奇異又は不潔の容相をした者
  - （4）公益を害するおそれがあると認めるもの
  - （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織（以下「暴力団等」という。）の利益になると認められるとき。
  - （6）前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるもの
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

**第3条** 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

**第4条** 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- （1）公園を損傷し、又は汚損すること。
- （2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3）土地の形質を変更すること。
- （4）鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- （5）はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- （6）立入禁止区域に立ち入ること。
- （7）指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- （8）たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊戯をすること。
- （9）公園をその用途外に利用すること。
- （10）その他公園の管理上支障があると認められること。

（利用の禁止又は制限）

**第5条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- （1）公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められるとき。
- （2）公園に関する工事のためやむを得ないと認められるとき。
- （3）前各号に掲げるもののほか、管理上必要と認められるとき。

（有料公園施設）

**第6条** 市が管理する公園施設のうち、有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第

1 のとおりとする。

2 有料公園施設の供用期間、供用時間、休場日等は、規則で定める。

(有料公園施設の利用許可)

**第7条** 有料公園施設を利用しようとする者は、規則の定めるところにより申請し、その利用に係る市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 市長は、第1項の規定による許可をするに当たって有料公園施設の管理のため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

**第8条** 次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 有料公園施設の利用が暴力団等の利益になると認められるとき。

(3) 有料公園施設及び附属設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 有料公園施設の管理上支障があると認めるとき。

(許可申請の記載事項)

**第9条** 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の構造

オ 公園施設の管理の方法

カ 工事実施の方法

キ 工事の着手及び完了の時期

ク 公園の復旧方法

ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設

エ 管理の方法

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

ア 変更する事項

イ 変更する理由

ウ その他市長の指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占有物件の管理の方法

(2) 工事実施の方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 当該公園の復旧方法

(5) その他市長の指示する事項

(軽易な変更事項)

**第10条** 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易なものは、次に掲げるものとする。

(1) 占有物件の内部の塗装又は占有物件の外部の色彩を変えない塗装

(2) 占有物件の構造を変えない修繕

(3) 占有物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え

(添付書類)

**第11条** 公園施設の設置若しくは公園の占有の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書、図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(権利の譲渡禁止等)

**第12条** 公園の施設の設置若しくは管理の許可又は公園の占有の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、

又は転貸することができない。

(監督処分)

**第13条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこの条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(届出)

**第14条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な処置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な処置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料)

**第15条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる使用料を納付しなければならない。

- (1) 法第5条第1項の許可を受けた者 別表第2の使用料
- (2) 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者 別表第3の使用料
- (3) 第2条第1項又は第3項の許可（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理する公園に係る許可を除く。）を受けた者 別表第1又は別表第4の使用料
- (4) 第7条第1項の許可（指定管理者が管理する有料公園施設に係る許可を除く。）を受けた者 別表第1の使用料

2 前項各号の使用料は、利用前に納付しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合に限り、これを利用後に納付することができる。

3 使用料の額が月を単位として定められている場合において公園の利用の日数に端数を生じたときは、使用料の額は、その日数に応じて日割計算により算出する。

(使用料の減免)

**第16条** 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又はその一部を減免することができる。

(使用料の不還付)

**第17条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由によって利用することができなくなったとき、その他市長が必要と認めた場合はその全部又は一部を還付することができる。

(都市公園の管理)

**第18条** 都市公園の管理は、指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者が公園又は有料公園施設の管理を行う場合における第2条、第5条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第19条** 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条第1項及び3項並びに第7条第1項の許可に関する業務
- (2) 公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収及び還付に関する業務
- (3) 公園並びにその施設及び附属設備の維持管理に関する業務

- (4) その他市長が必要と認める業務  
(指定管理者が行う管理の基準)

**第20条** 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、公園の管理を行わなければならない。  
(指定管理者の指定の申請)

**第21条** 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。  
(指定管理者の指定)

**第22条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に公園の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公園の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った公園の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

**第23条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 公園の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 公園の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他指定管理者による公園の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項  
(利用料金)

**第24条** 指定管理者が管理を行う公園においては、第2条第1項若しくは第3項又は第7条第1項の許可を受けようとするものは、当該許可を受ける際に指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者が認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、第2条第1項又は第3項の許可に係るものについては別表第4、第7条第1項の許可に係るものについては別表第1にそれぞれ掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

**第25条** 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除する。

(利用料金の不還付)

**第26条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の収入)

**第27条** 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(秘密保持義務)

**第28条** 指定管理者又は公園の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成14年豊見城市条例第35号）第44条第1項又は第46条の規定により、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるよう配慮するとともに、公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復義務)

**第29条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、公園又はその施設若しくは附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認をえたときは、この限りでない。

2 使用者又は利用者は、公園の使用若しくは利用が終わったとき又は第13条の規定による命令等をされたときは、その使用若しくは利用した公園又はその施設若しくは附属設備を速やかに原状に回復しなければ

らない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(公園予定地等についての準用)

**第30条** 第2条から第17条、第28条及び前条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定地及び予定公園施設について準用する。

### 第3章 雑則

(委任)

**第31条** この条例の施行につき必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 罰則

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第2条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第3条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第13条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

**第33条** 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

**第34条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科することができる。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第21条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則** (平成25年3月8日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月14日条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月10日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月8日条例第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



別表第1（第6条、第15条、第24条関係）

1 陸上競技場

ア 専用使用料

利用目的	入場料有無	使用者	使用料			
			9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	時間外（1時間につき）
陸上競技及びその他のアマチュアスポーツ普及振興のための催物に専用する。	入場料を徴収しない場合	市内諸団体等	2,000円	2,000円	4,000円	650円
		上記団体等以外のもの	4,000円	4,000円	8,000円	1,300円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の各使用料に、1人に係る最高入場料に100を乗じて得た額を加算した額			
同上の練習のために団体に専用する。	使用者入場料の徴収の有無及び時間区分に応じ、それぞれ上記の場合の半額					
その他の催物に専用する。	上記の陸上及びその他のアマチュアスポーツ普及振興のための催物に専用する使用料の入場料の徴収の有無及び時間区分に応じ、それぞれの2倍に相当する額					

イ 衛生費

利用目的	徴収する額	
	9時～17時	時間外（1時間につき）
専用利用	1時間につき1,250円	1,500円

ウ 施設の使用料

区分	単位	使用料
屋外照明（専用利用の場合のみ徴収する。）	1時間につき	3,000円

2 庭球場（豊崎海浜公園庭球場を除く。）

ア 専用使用料及び個人使用料

利用の目的	利用の区分	使用料（4面）			
		9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	左に掲げる時間以外の時間（1時間につき）
専用利用（庭球の競技及び練習に専用する。）	市内諸団体等	4,000円	4,000円	8,000円	1,200円
	上記団体等以外のもの	9,600円	9,600円	19,200円	2,800円
個人利用（庭球の練習に利用する。）	市内の小、中、高校生	1面1時間につき		100円	1面1時間120円
	市内の一般、学生	1面1時間につき		200円	1面1時間240円
	市外の小、中、高校生	1面1時間につき		200円	1面1時間240円
	市外の一般、学生	1面1時間につき		400円	1面1時間480円

イ 施設の使用料

区分	単位	使用料
屋外照明	1面1時間につき	240円

### 3 水泳プール

利用目的	利用区分			使用料
個人利用	市内	高校生以上	1人2時間まで	200円
		中学生以下		100円
	市外	高校生以上	1人2時間まで	400円
		中学生以下		200円
団体利用	30人以上、1人につき個人使用料の1割引			
大会等の利用	市内	50メートルプール	1時間当たり	2,000円
	市外			4,000円

### 4 バasketコート（豊崎海浜公園Basketコートを除く。）

利用目的	単位	使用料
個人利用	1コート1時間	700円

備考 商業宣伝、営利又はこれに類する行為を目的としてBasketコートを利用する場合は、利用料金に10を乗じた額とする。

#### 別表第2（第15条関係）

	区分	単位	期間	使用料
公園施設を管理する場合	売店及び軽飲食店	1平方メートル	1月	350円
	その他の施設	1平方メートル	1月	90円

#### 別表第3（第15条関係）

	区分	単位	期間	使用料	
公園を占有する場合	電柱、支柱及び支線その他これに類するもの	1本	1月	20円	
	高压送電塔	1平方メートル	1月	58円	
	高压送電線	1平方メートル	1月	29円	
	標識その他これに類するもの	1本	1月	30円	
	水道管、下水管、ガス管地下埋設物等	1メートル 口径10センチメートル未満	1月	12円	9円
		1メートル 口径10センチメートル以上 口径30センチメートル未満			15円
		1メートル 口径30センチメートル以上			40円
	天体、気象又は土地観測施設	1平方メートル	1月	40円	
	詰所、建物その他工事用施設	1平方メートル	1月	40円	
	工事用板囲、足場その他工事用施設	1平方メートル	1月	100円	
その他の占有	1平方メートル	1月	40円		

別表第4 (第15条関係)

	区分	単位	期間	使用料	
行為をする場合	行商その他これに類する行為		1日以内	200円	
	業として写真を撮影するもの	撮影業(写真機) 1台	1日	500円	
	業として映画を撮影するもの	1件	1日	2,000円	
	興行、出店その他これに類する営業行為	1平方メートル	1日	20円	
	撮影会その他これに類するもの	1件	1日	1,000円	
	運動会、集会その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	午前	9時～ 13時	1円
			午後	13時～ 17時	1円
			夜間	17時～ 21時	2円
			昼間	9時～ 17時	2円
			昼夜間	13時～ 21時	3円
			全日	9時～ 21時	4円
			展示会その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	午前
	午後	13時～ 17時			2円
	夜間	17時～ 21時			4円
	昼間	9時～ 17時			4円
昼夜間	13時～ 21時	6円			
全日	9時～ 21時	8円			

## 改正

平成28年 3月30日規則第18号

平成29年 3月 8日規則第 3号

平成29年 5月29日規則第19号

## 豊見城市公園条例施行規則

豊見城市公園条例施行規則（昭和60年豊見城村規則第 8号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、豊見城市公園条例（平成23年豊見城市条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可申請）

**第 2 条** 条例第 2 条第 1 項に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の 3 日前までに公園内行為許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

（有料公園施設等の供用期間等）

**第 3 条** 条例第 6 条第 2 項の規則で定める有料公園施設の供用期間及び供用時間は、次表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設名	供用期間及び供用時間	
陸上競技場及び庭球場（豊崎海浜公園庭球場を除く。）	9時～22時	
水泳プール	5月、6月及び9月	10時～18時
	7月及び8月	10時～21時
バスケットコート（豊崎海浜公園バスケットコートを除く。）	4月から9月までは、8時30分～19時30分	
	10月から3月までは、8時30分～18時	

2 前項以外の公園施設の供用期間及び供用時間は、次表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設名	供用期間及び供用時間
スケートボード広場	4月から9月までは、8時30分～19時30分
	10月から3月までは、8時30分～18時

3 水泳プールの休場日は、次のとおりとする

（1） 定期休日 月曜日（国民の祝日及び慰霊の日に当たる場合は、その翌日）

（2） 臨時休日 特別の事由により市長が休場を必要と認めた日

4 庭球場（豊崎海浜公園庭球場を除く。）の休場日は、次のとおりとする。

（1） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

（2） 特別の事由により市長が休場を必要と認めた日

5 指定管理者による管理となる有料公園施設の供用期間及び供用時間について、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

（有料公園施設利用許可申請）

**第 4 条** 条例第 7 条第 1 項の規定により有料公園施設の利用許可を受けようとする者は、利用の 3 日前までに有料公園施設利用許可申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

（入場券の購入）

**第 5 条** 水泳プールを個人で利用するときは、入場券を購入しなければならない。

（入場券の発売及び様式）

**第 6 条** 水泳プール入場券（以下「入場券」という。）は、係員又は入場券自動発売機により発売する。

2 入場券は、様式第 3 号のとおりとする。

（公園施設の設置及び管理許可申請）

**第 7 条** 法第 5 条第 1 項の規定により公園施設の設置又は管理の許可を受けようとする者は、工事着手又は管理開始の日の15日前までに公園施設設置許可申請書（様式第 4 号）又は公園施設管理許可申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（占用許可申請）

**第8条** 法第6条第1項の規定により公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園の占用の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに公園占用許可申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（許可変更申請）

**第9条** 条例第2条第1項に掲げる行為の許可を受けた者、有料公園施設の利用許可を受けた者、公園施設の設置若しくは管理の許可を受けた者又は公園の占用許可を受けた者が、それらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ第2条、第4条、第7条及び第8条の規定に準じて許可変更申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（許可）

**第10条** 市長は、第2条、第4条、第7条、第8条及び第9条の申請に対し許可したときは、許可書（様式第8号）を交付する。

（使用料の計算方法）

**第11条** 使用料の計算方法は、次に定めるところによる。

- （1） 1日を単位として定めてある場合は、1日未満の端数は、1日とみなす。
- （2） 1月を単位として定めてある場合において利用期間に端数を生じたときは、その日数に応じて日割計算により算定する。
- （3） 1平方メートルを単位として定めてある場合は、1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとみなす。
- （4） 1メートルを単位として定めてある場合は、1メートル未満の端数は1メートルとみなす。

（届出）

**第12条** 条例第14条の規定による届出は、届書（様式第9号）によらなければならない。

（使用料の減免）

**第13条** 条例第16条の規定により使用料を減免する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、減免する使用料の額は当該各号に定める額とする。

- （1） 本市が主催する行事に利用する場合 全額免除
- （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による市内の学校又は幼稚園若しくは保育所等が教育上又は保育上の目的で利用する場合 全額免除
- （3） 公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用する場合 全額免除
- （4） その他市長が特に必要と認めた場合 半額免除

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公園・有料公園施設使用料減免許可申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を許可したときは、公園・有料公園施設使用料減免許可書（様式第11号）を交付する。

（使用料の還付）

**第14条** 条例第17条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、還付する使用料の額は当該各号に定める額とする。

- （1） 市長が条例第13条第2項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じた場合 全額
- （2） 不可抗力により公園を利用できなくなった場合 全額
- （3） 公園の利用又は占有開始の日の5日前までに許可の取消しを申し出た場合 全額
- （4） その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

（指定管理者が管理する場合の行為の許可申請）

**第15条** 指定管理者による管理となる公園及び施設について条例第2条第1項に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の3日前までに指定管理者が定める書面を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第2条第4項の規定により行為の許可を行わなかったときは、当該行為の許可を与えられなかった者に対し、指定管理者が別に定める書面にその理由を記載して通知しなければならない。

3 指定管理者による管理となる公園及び施設については、第4条及び第9条の市長を指定管理者と読み替え、第11条の使用料を利用料に読み替えるものとする。

（利用料金の減免）

**第16条** 条例第25条の規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとし、減免する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 本市が主催する行事に利用する場合 全額

- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による市内学校（幼稚園を含む。）又は保育所等が教育上又は保育上の目的で利用する場合 全額
- (3) その他指定管理者が特に必要があると認める場合 指定管理者が必要と認める額（利用料金の還付）

**第17条** 条例第26条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、還付する利用料金の額は当該各号に定める額とする。

- (1) 市長が条例第13条第2項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じた場合 全額
- (2) 不可抗力により公園を利用できなくなった場合 全額
- (3) 公園の利用又は占用開始の日の5日前までに許可の取消しを申し出た場合 全額
- (4) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額（指定管理者の公募等）

**第18条** 市長は、条例第18条第1項の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募する。

- (1) 都市公園の概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 条例第21条の規定による申請の資格及び方法
- (5) 条例第22条の規定による選定の基準
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する指定管理者の公募をするときは、豊見城市役所掲示場又は市の広報若しくはホームページへの掲載等必要な措置を講ずるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

**第19条** 条例第21条の規定による指定を受けようとするものは、都市公園指定管理者指定申請書（様式第12号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 都市公園の管理運営に関する事業計画書
- (2) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に定めるもの
  - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
  - イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書
  - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面
  - エ 申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (3) 都市公園の管理に係る収支予算書
- (4) 法人等の経営状況を証明する書面であって、次に定めるもの
  - ア 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。ウにおいて同じ。）
  - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面（作成しているもののみ。）
  - ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書
  - エ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書
  - オ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面
  - カ その他市長が必要と認める書面

2 前項第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 利用者の受入計画
- (3) 業務運営計画
- (4) 事務管理計画
- (5) その他管理運営に関する計画

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

**第20条** 市長は、都市公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、公共団体又は公共的団体に管理を行わせることにより事業効果が相当程度期待できる場合は、第18条第1項の規定によらず、当該公共団体

又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、条例第22条各号に掲げる選定基準によるものとする。

(選定結果の通知)

**第21条** 市長は、条例第22条の規定による選定をしたときは、法人等に対し、都市公園指定管理者選定結果通知書(様式第13号)により通知する。

(指定管理者の指定)

**第22条** 市長は、条例第22条の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに指定管理者に対し、都市公園指定管理者指定書(様式第14号)を交付する。

(協定の締結)

**第23条** 市長は、指定管理者と都市公園の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(再度の選定)

**第24条** 市長は、第21条の通知をした後、条例第22条において選定した指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事態が生じたときは、その選定を取り消し、条例第21条の規定により申請したもの(当該候補者を除く。)の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、前項の規定により選定を取り消すときは、当該指定管理者の候補者に対し、都市公園指定管理者選定取消通知書(様式第15号)により通知する。

3 市長は、第1項の規定により再度の選定を行ったときは、新たに選定された指定管理者の候補者に対し、都市公園指定管理者再選定結果通知書(様式第16号)により通知する。

(事業報告書の様式)

**第25条** 条例第23条の事業報告書は、都市公園指定管理者事業報告書(様式第17号)とする。

2 条例第23条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 都市公園の利用に関するアンケートの集計結果
- (2) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

**第26条** 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、都市公園指定管理者指定取消等命令書(様式第18号)により行う。

(供用期間等の変更)

**第27条** 指定管理者が第3条第5項の規定により有料公園施設の供用期間及び供用時間を変更しようとするときは、市長に対し、都市公園開園時間等変更承認申請書(様式第19号)を提出しなければならない。

(委任)

**第28条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

**附 則** (平成28年3月30日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年3月8日規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年5月29日規則第19号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成34年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊見城市公園条例施行規則の規定は、平成29年3月1日から適用する。



様式第1号（第2条関係）


<p>公園内行為許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 50px;">豊見城市長 殿</p> <p style="margin-left: 150px;">住所 申請者 職業 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="margin-left: 150px;">保証人 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>次のとおり公園を使用したいので申請します。</p>	
行為を行う公園 及び場所	
行為の目的	
行為の内容	
利用する面積	
施設の構造	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
入場料徴収の有無	
その他必要事項	

様式第2号（第4条関係）

<p>有料公園施設利用許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 職業</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">保証人 住所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり有料公園施設を利用したいので申請します。</p>	
施設 の 名 称	
利 用 目 的	
利 用 内 容	
附属設備使用の有無	
利 用 日 時	年 月 日から 年 月 日まで
入場料徴収の有無	
その他必要事項	

様式第3号（第6条関係）  
一般用


(表)

とびうお券（高校生以上）	とびうお券（高校生以上）
市内	市内
	
プール入場券 200円	プール入場券 200円
入場 年 月 日	入場 年 月 日

地色は淡い青色とし、文字は黒字とする。

市外はこの様式を準用する。

(表)

めだか券（中学生以下）	めだか券（中学生以下）
市内	市内
	
プール入場券 100円	プール入場券 100円
入場 年 月 日	入場 年 月 日

地色は淡い緑色とし、文字は黒字とする。

市外はこの様式を準用する。

(裏)

市 長 印	<ol style="list-style-type: none"><li>1 入場日付及び市長印のないものは無効です。</li><li>2 この券は、1人1枚当日に限り有効です。</li><li>3 この券は、退場するまでお持ちください。</li></ol>
-------------	--

とびうお券、めだか券同じものとする。

入場券自動発売機用

1191	.— .—
(市内) とびうお券200円	
プール入場券豊見城市	

1190	.— .—
(市内) めだか券100円	
プール入場券豊見城市	

1193	.— .—
とびうお券400円	
プール入場券豊見城市	

1192	.— .—
めだか券200円	
プール入場券豊見城市	

様式第4号（第7条関係）

公園施設設置許可申請書	
年 月 日	
豊見城市長 殿	
申請者	住所 職業 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
保証人	住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
次のとおり公園施設を設置したいので申請します。	
公園施設を設置する 公園名及び場所	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 設 の 構 造	
施設管理の方法	
工事实施の方法	
工事着手及び 完了予定日	着 手 年 月 日 完了予定日 年 月 日
公園の復旧方法	
施設の種類及び数量	
使用料徴収の有無	
その他必要事項	(添付書類 枚)

様式第5号（第7条関係）

<p>公園施設管理許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>豊見城市長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 職 業</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">保証人 住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>次のとおり公園施設を管理したいので申請します。</p>	
公園施設を管理する 公園名及び場所	
公園施設管理の目的	
公園施設の管理期間	年 月 日から 年 月 日まで
公園施設の種類及び 数 量	
公園施設管理の方法	
入場料徴収の有無	
その他必要事項	

様式第6号（第8条関係）

<p>公園占用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊見城市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p>申請者 職 業</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>保証人 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>次のとおり公園を占用したいので申請します。</p>									
占有する公園名及び場 所									
占 用 の 目 的									
占 用 の 期 間									
占有工作物又は施設の 構 造									
占有物件の管理方法									
工 事 実 施 の 方 法									
工 事 の 着 手 及 び 完 了 予 定 日	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">着 手</td> <td style="width: 25%;">年</td> <td style="width: 25%;">月</td> <td style="width: 25%;">日</td> </tr> <tr> <td>完了予定日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	着 手	年	月	日	完了予定日	年	月	日
着 手	年	月	日						
完了予定日	年	月	日						
公園の復旧方法									
入場料徴収の有無									
その他必要事項									

様式第7号（第9条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">許 可 変 更 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: right; padding-right: 10px;"> <p>住所</p> <p>申請者 職業</p> <p>氏 名</p> <p>保証人 住所</p> <p>氏 名</p> </div> <div style="text-align: left; padding-left: 10px;"> <p>Ⓜ</p> <p>Ⓜ</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり変更したいので申請します。</p>	
許可された事項	
指令番号及び 年 月 日	第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	
その他必要事項	



様式第8号（その1）（第10条関係）

	第 号 年 月 日
住所	
氏名	様
	豊見城市長 印
公園内行為許可書	
年 月 日申請のあった公園の行為許可については、次のとおり許可します。	
行為を行う公園及び場 所	
行為の目的	
行為の内容	
利用する面積	
施設の構造	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
入場料徴収の有無	
その他必要事項	
許可条件 都市公園法及び豊見城市公園条例を守ること。	

様式第8号（その2）（第10条関係）

	第 号 年 月 日
住所	
氏名	様
	豊見城市長 印
有料公園施設利用許可書	
年 月 日申請のあった有料公園施設の利用については、次のとおり許可します。	
施設の名 称	
利 用 目 的	
利 用 内 容	
附属設備使用の有無	
利 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使 用 料	円
許可条件 豊見城市公園条例及び同条例施行規則を守ること。	

様式第8号（その3）（第10条関係）

		第 号 年 月 日
住所 氏名		様
		豊見城市長 印
公園施設設置許可書		
年 月 日申請のあった公園施設の設置については次のとおり許可します。		
公園施設を設置する 公園名及び場所		
設置の目的		
設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
施設の構造		
施設管理の方法		
工事実施の方法		
工事着手及び 完了予定日	着手 年 月 日 完了予定日 年 月 日	
公園の復旧方法		
施設の種類及び 数量		
使用料徴収の有無		
その他必要事項		
許可条件		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市公園法及び豊見城市公園条例を守ること。</li> <li>2 工事完了後は、速やかに職員の検査を受けること。</li> </ol>		

様式第8号（その4）（第10条関係）

	第 号 年 月 日
住 所 氏 名	様
豊見城市長	
国	
公園施設管理許可書	
年 月 日申請のあった公園施設の管理については、次のとおり許可します。	
公園施設を管理する 公園名及び場所	
管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
公園施設の種類及び 数 量	
管 理 の 方 法	
入場料徴収の有無	
その他必要事項	
許可条件 都市公園法及び豊見城市公園条例を守ること。	

様式第8号（その5）（第10条関係）

	第 号 年 月 日
住 所	
氏 名	様
	豊見城市長 国
公園占用許可書	
年 月 日申請のあった公園の占用については、次のとおり許可します。	
占用する公園名及び場 所	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	
占用工作物又は施設の構 造	
占用物件の管理方法	
工事実施の方法	
工事着手及び完了予定日	着 手 年 月 日 完了予定日 年 月 日
公園の復旧方法	
入場料徴収の有無	
その他必要事項	
許可条件 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市公園法及び豊見城市公園条例を守ること。</li> <li>2 使用料の納付を怠ったときは許可を取り消す。</li> <li>3 公園管理上その他公共福祉のため必要があるときは、許可を取り消し、又は占用物件の改築、移転、除去を命ずることがある。ただし、これによって生ずる費用及び損害は補償しない。</li> <li>4 占用期間が満了した場合、又は占用を取り消された場合は、速やかに原状に回復しなければならない。</li> </ol>	

様式第8号（その6）（第10条関係）

	第 号 年 月 日
住 所	
氏 名	様
	豊見城市長 印
変 更 許 可 書	
年 月 日申請のあった許可変更については、次のとおり許可します。	
許可された事項	
指令番号及び年月日	第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	
許可条件	

様式第9号（第12条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">届 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 20px 0;">豊見城市長 殿</p> <p style="margin: 20px 0;"> <span style="margin-right: 100px;">申請者</span> <span style="margin-right: 20px;">住 所</span> <span>職 業</span> </p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="margin: 20px 0;"> <span style="margin-right: 100px;">保証人</span> <span style="margin-right: 20px;">住 所</span> <span>氏 名</span> </p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="margin-top: 20px;">次のとおりお届けします。</p>	
公園名及び場所	
指令番号及び年月日又は受命年月日	第 号 年 月 日
届 出 事 項	
その他必要事項	

様式第10号 (第13条関係)

<p>公園・有料公園施設使用料減免許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊見城市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 職業 氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: right;">保証人 住所 氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p>次のとおり公園・有料公園施設の使用料の減額・免除を申請します。</p>	
公園・有料公園施設 名 及 び 場 所	
許可を受けた行為 又は公園・有料公園 施設若しくは占用 物件名及び数量	
指令番号及び年月日	第 号 年 月 日
減 額 (免 除)	
減額(免除)の理由	



様式第11号（第13条関係）

	第 号 年 月 日
住 所 氏 名	様
	豊見城市長
	国
公園・有料公園施設使用料減免許可書	
年 月 日申請のあった公園・有料公園施設の使用料の減額・免除については、 次のとおり許可します。	
公園・有料公園施設 名 及 び 場 所	
許可を受けた行為 又は公園・有料公園 施設若しくは占用 物件名及び数量	
指令番号及び年月日	第 号 年 月 日
査 定 額	
減 免 額	
更 正 額	
その他必要事項	

<p>都市公園指定管理者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年   月   日</p> <p>豊見城市長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 郵便番号 住 所 団 体 名 (ふりがな) 代表者氏名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>	
<p>豊見城市公園条例第21条の規定により、次のとおり申請します。</p>	
指定を受けようとする公の施設	
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 法人以外の団体
添 付 書 類	
申請資格に関する書面	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 代表者の身分証明書 <input type="checkbox"/> 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面 <input type="checkbox"/> 国税及び地方税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
都市公園の管理に係る収支予算書	<input type="checkbox"/> 都市公園の管理に係る収支予算書
法人等の経営状況を証明する書面	<input type="checkbox"/> 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面 <input type="checkbox"/> 前事業年度の貸借対照表等 <input type="checkbox"/> 前事業年度の財産目録等 <input type="checkbox"/> 事業年度の収支予算書 <input type="checkbox"/> 事業年度の事業計画書 <input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 法人等の役員名簿 <input type="checkbox"/> 組織に関する事項について記載した書面 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書面  <div style="text-align: center; font-size: 2em;">（    ）</div>

(注) 1 □のある欄は、該当する事項の□内に㊞印を記入してください。  
 2 「申請資格に関する書面」は、法人にあっては代表者の身分証明書、法人以外の団体にあっては登記簿謄本の提出を要しない。

様式第13号（第21条関係）

<p>都市公園指定管理者選定結果通知書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>豊見城市長 印</p>	
<p>年 月 日付で申請のありました指定管理者の候補者の選定については、豊見城市公園条例第22条の規定により、次のとおり選定しましたので通知します。</p>	
公の施設の名称	
公の施設の所在地	
選定した法人等	
選定した理由	



様式第15号（第24条関係）

<p>都市公園指定管理者選定取消通知書</p>	
<p>豊見城市達第      号</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>年   月   日付け      第      号にて通知した指定管理者の候補者の選定については、豊見城市公園条例施行規則第24条第1項の規定により次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p>年   月   日</p> <p style="text-align: right;">豊見城市長      印</p>	
取消しの内容	
上記の取消しをした理由	
備 考	
<p>教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第16号（第24条関係）

都市公園指定管理者再選定結果通知書

第 号  
年 月 日

様

豊見城市長 国

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、豊見城市公園条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり選定しましたので通知します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
再選定した法人等	
再選定した理由	

都市公園指定管理者事業報告書

年 月 日

豊見城市長 殿

指定管理者 郵便番号  
住 所  
団 体 名  
(ふりがな)  
代表者氏名 印  
電話番号

豊見城市公園条例第23条の規定により、 年度の事業について、次のとおり報告します。

1 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 公の施設の名称

3 管理業務の実施状況及び利用状況

4 利用料金の収入の実績

5 管理に係る経費に収支状況

収 入

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
合 計			

支 出

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
合 計			

6 その他特記すべき事項

--





様式第19号（第27条関係）

<p>都市公園開園時間等変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊見城市長 殿</p> <p style="text-align: right;">指定管理者 <span style="float: right;">印</span></p> <p>豊見城市公園条例施行規則第27条の規定により、次のとおり変更したいので申請します。</p>		
変更の内容	<input type="checkbox"/> 開園時間の変更 <input type="checkbox"/> 施設の利用期間の変更 <input type="checkbox"/> 施設の利用時間の変更	
	変 更 後	変 更 前
変更の理由		
備 考		

（注） 1 □のある欄は、該当する事項の□内にレ印を記入してください。

改正

平成26年 9月19日条例第24号

平成28年 3月10日条例第15号

平成29年 3月 8日条例第 4号

豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 指定管理者（第4条—第10条）

第3章 海浜公園等の管理

第1節 管理総則（第11条—第21条）

第2節 海水浴場（第22条—第24条）

第3節 利用料金（第25条—第28条）

第4章 雑則（第29条・第30条）

第5章 罰則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 野外のレクリエーション活動等とおして、市民の健康及び福祉の増進並びに観光の振興を図るため、豊崎海浜公園（以下「海浜公園」という。）及び豊崎海水浴場（以下「海水浴場」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）海浜公園 次条第1項第2号に規定する区域をいう。

（2）海水浴場 市長が、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）の規定により海水浴場として通知した海域及びこれに接続する海浜をいう。

（3）海浜公園等 海浜公園及び前号の海域をいう。

（4）遊泳区域 海水浴場のうち遊泳可能な水域として旗、浮標等をもって区画された水域をいう。

（5）船舶 水上輸送の用に供する船隻類をいう。

（名称及び位置）

第3条 海浜公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 豊崎海浜公園

（2）位置 豊見城市字豊崎5番地1

2 海水浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 豊崎美らSUNビーチ

（2）位置 豊見城市字豊崎6番及び6番地先

第2章 指定管理者

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に海浜公園等の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

（1）第15条第1項の行為の許可及び第17条第1項の利用許可に関する業務

（2）海浜公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収及び還付に関する業務

（3）海浜公園等並びにその施設及び附属設備の維持管理に関する業務

（4）その他市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、海浜公園等の管理を行わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第7条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

**第8条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に海浜公園等の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が海浜公園等の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った海浜公園等の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) その他第1条に規定する設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

**第9条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されるときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 海浜公園等の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 海浜公園等の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他指定管理者による海浜公園等の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(秘密保持義務)

**第10条** 指定管理者又は海浜公園等の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成14年豊見城市条例第35号)第44条第1項又は第46条の規定により、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるよう配慮するとともに、海浜公園等の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

### 第3章 海浜公園等の管理

#### 第1節 管理総則

(開園日等)

**第11条** 海浜公園は毎日開園する。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休園日を定めることができる。

2 海浜公園の開園時間は、6時から22時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

(公園施設の利用期間等)

**第12条** 海浜公園の施設の利用期間及び利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得てこれらを変更することができる。

2 庭球場の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- (2) 特別の事由により市長が休場を必要と認めた日

(利用の禁止又は制限)

**第13条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、海浜公園等を保全し、又は海浜公園等を利用するもの(以下「利用者」という。)の危険を防止するため、海浜公園等の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 海浜公園等の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき。
- (2) 海浜公園等に関する工事のためやむを得ないと認めるとき。
- (3) 強風注意報、波浪注意報、津波注意報等が発令されたとき。
- (4) その他利用上の危険及び管理上の支障があると判断したとき。

(行為の禁止)

**第14条** 海浜公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項の許可(許可の変更を含む。)に係るものについては、この限りでない。

- (1) 海浜公園を汚損し、又は毀損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (8) 許可なく、船舶、サーフボード、セールボードその他これらに類するものをとめておくこと。
- (9) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊戯をすること。
- (10) 海浜公園をその用途外に使用すること。
- (11) その他海浜公園の管理上支障があると認められること。

(行為の許可)

**第15条** 海浜公園において、次に掲げる行為をしようとするものは、指定管理者に申請し、当該行為に係る指定管理者の許可（以下「行為の許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 豊見城市公園条例（昭和60年豊見城村条例第20号。以下「公園条例」という。）第2条第1項各号に規定する行為
  - (2) 専ら水域利用目的（遊泳目的を除く。）で海浜公園を利用する行為
  - (3) バーベキュー等のために火気を使用する行為
  - (4) その他指定管理者が指定する行為
- 2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が利用者の海浜公園等の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り前項の許可を与えることができる。ただし、公園条例第2条第4項各号のいずれかに該当する者には、海浜公園の利用を許可しないものとする。
- 3 指定管理者は、第1項の許可に海浜公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(有料公園施設)

**第16条** 海浜公園の施設のうち、有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第2のとおりとする。

(有料公園施設の利用許可)

**第17条** 有料公園施設を利用しようとするものは、その利用に係る指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。利用許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、コインシャワー及びコインロッカーについては、第25条の規定による利用料金の支払をもって、利用許可を受けたものとみなす。

(許可の取消し等)

**第18条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、行為の許可若しくは利用許可（これらの変更を含む。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは海浜公園からの退去を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が許可を受けた利用の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段によって許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 第14条各号に該当するとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (7) その他海浜公園等の管理上支障があると認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

**第19条** 利用者は、海浜公園の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

**第20条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、海浜公園又はその施設若しくは附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 利用者は、海浜公園の利用が終わったとき、又は第18条の規定による命令等をされたときは、その利用した海浜公園又はその施設若しくは附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理

者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

**第21条** 指定管理者又は利用者は、その責めに帰すべき理由により海浜公園又はその施設、附属設備若しくは器具等を汚損若しくはき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

## 第2節 海水浴場

(遊泳期間等)

**第22条** 遊泳区域の遊泳期間及び遊泳時間は別表第3のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(海水浴場の利用上の遵守事項)

**第23条** 何人も、海水浴場の利用に関し、規則で定める事項を守らなければならない。

(船舶等への制限)

**第24条** 何人も海水浴場での船舶、サーフボード、セールボードその他これらに類するものの航行又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 遊泳区域内で航行すること。

(2) 他の船舶、サーフボード、セールボードその他これらに類するものを航行し、若しくは使用するもの又は利用者に対し、危害を与え、又はそのおそれのある行為をすること。

## 第3節 利用料金

(利用料金)

**第25条** 行為の許可又は利用許可を受けようとするものは、行為の許可又は利用許可を受ける際に指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者が認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、行為の許可に係るものについては別表第4、利用許可に係るものについては別表第2にそれぞれ掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

**第26条** 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除する。

(利用料金の不還付)

**第27条** 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の収入)

**第28条** 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

## 第4章 雑則

(公園条例との関係)

**第29条** 海浜公園の管理及び運営については、この条例に定めるもののほか、公園条例の定めるところによる。

(規則への委任)

**第30条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

(罰則)

**第31条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科することができる。

(1) 第14条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第15条第1項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(3) 第18条の規定による指定管理者の命令に違反した者

**第32条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、その法人又は人に対して前条の過料を科することができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第7条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、条例の施行前においても行うことができる。

(豊見城市公園条例の一部改正)

3 豊見城市公園条例(昭和60年豊見城村条例第20号)の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

別表第3の4の表を削る。

附則（平成26年9月19日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成28年3月10日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月8日条例第4号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

施設名		利用期間	利用時間
コインシャワー	屋内	9月～6月	9時～19時
		7月及び8月	9時～20時
	屋外	通年	6時～22時
コインロッカー		9月～6月	9時～19時
		7月及び8月	9時～20時
ビーチサッカーコート		4月～9月	7時～19時
		10月～3月	7時～18時
ビーチバレーコート		4月～9月	7時～19時
		10月～3月	7時～18時
バスケットコート		4月～9月	7時～19時
		10月～3月	7時～18時
屋外ステージ		通年	6時～22時
学習室		通年	6時～22時
庭球場及び庭球場管理棟		通年	9時～22時
その他		通年	6時～22時

別表第2（第16条、第25条関係）

1 庭球場

ア 専用使用料

利用の目的	利用の区分	使用料（2面）			左に掲げる時間以外の時間（1時間につき）
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	
専用利用（庭球の競技及び練習に専用する。）	市内諸団体等	5,000円	5,000円	10,000円	1,500円
	上記団体等以外のもの	12,000円	12,000円	24,000円	3,500円

イ 個人使用料

1面1時間当たり

利用の目的	利用の区分	9時～17時	左に掲げる時間以外の時間
個人利用（庭球の練習に利用する。）	市内の小、中、高校生	250円	300円
	市内の一般、学生	500円	600円
	市外の小、中、高校生	500円	600円
	市外の一般、学生	1,000円	1,200円

ウ 施設の使用料

1面1時間当たり

区分	使用料
屋外照明	600円

2 その他の施設

施設名	利用料金
コインシャワー	1回につき 100円
コインロッカー	1回につき 200円
ビーチサッカーコート	1コート1時間につき 700円
ビーチバレーコート	1コート1時間につき 700円
バスケットコート	1コート1時間につき 700円
屋外ステージ	1時間につき 500円
学習室又は庭球場管理棟	庭球場管理棟を除く。 6時～9時の間の利用1回につき 2,000円
	9時～13時の間の利用1回につき 3,000円
	13時～17時の間の利用1回につき 3,000円
	17時～22時の間の利用1回につき 5,000円

備考 商業宣伝、営利又はこれに類する行為を目的として有料公園施設（コインシャワー及びコインロッカーを除く。）を利用する場合は、利用料金に10を乗じた額とする。

別表第3（第22条関係）

遊泳期間	遊泳時間
4月～6月、9月及び10月	9時～18時
7月及び8月	9時～19時



別表第4 (第25条関係)

区分	単位	時間	利用料金
行商その他これに類する行為をする場合		1日以内	200円
業として写真を撮影する場合	撮影業(写真機) 1台	1日	500円
業として映画を撮影する場合	1件	1日	2,000円
興業、出店その他これに類する営業行為をする場合	1平方メートル	1日	20円
撮影会その他これに類する行為をする場合	1件	1日	1,000円
運動会、集会その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	午前 6時～9時	1円
		午前 9時～13時	1円
		午後 13時～17時	1円
		夜間 17時～22時	2円
		昼間 6時～17時	3円
		昼夜間 13時～22時	3円
		全日 6時～22時	5円
展示会その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	午前 6時～9時	1円
		午前 9時～13時	2円
		午後 13時～17時	2円
		夜間 17時～22時	4円
		昼間 6時～17時	5円
		昼夜間 13時～22時	6円
		全日 6時～22時	9円

改正

平成28年 3月30日規則第18号

平成29年 3月 8日規則第 4号

豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例（平成22年豊見城市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定管理者の公募等)

**第3条** 市長は、条例第4条の規定により指定管理者に海浜公園等の管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募する。

- (1) 海浜公園等の概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 条例第7条の規定による申請の資格及び方法
- (5) 条例第8条の規定による選定の基準
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する指定管理者の公募をするときは、豊見城市役所掲示場又は市の広報若しくはホームページへの掲載等必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

**第4条** 条例第7条の規定による指定を受けようとするものは、豊崎海浜公園等指定管理者指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 海浜公園等の管理運営に関する事業計画書
- (2) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に定めるもの
  - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
  - イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書
  - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面
  - エ 申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (3) 海浜公園等の管理に係る収支予算書
- (4) 法人等の経営状況を証明する書面であって、次に定めるもの
  - ア 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。ウにおいて同じ。）
  - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面（作成しているもののみ。）
  - ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書
  - エ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書
  - オ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面
  - カ その他市長が必要と認める書面

2 前項第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 利用者の受入計画
- (3) 業務運営計画
- (4) 事務管理計画
- (5) その他管理運営に関する計画

(選定結果の通知)

**第5条** 市長は、条例第8条の規定による選定をしたときは、法人等に対し、豊崎海浜公園等指定管理者選定結果通知書（様式第2号）により通知する。

（再度の選定）

**第6条** 市長は、前条の通知をした後、条例第8条において選定した指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事態が生じたときは、その選定を取り消し、条例第7条の規定により申請したもの（当該候補者を除く。）の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、前項の規定により選定を取り消すときは、当該指定管理者の候補者に対し、豊崎海浜公園等指定管理者選定取消通知書（様式第3号）により通知する。

3 市長は、第1項の規定により再度の選定を行ったときは、新たに選定された指定管理者の候補者に対し、豊崎海浜公園等指定管理者再選定結果通知書（様式第4号）により通知する。

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

**第7条** 市長は、条例第1条の規定による海浜公園等の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、公共団体又は公共的団体に管理を行わせることにより事業効果が相当程度期待できる場合は、第3条の規定によらず、当該公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、条例第8条各号に掲げる選定基準によるものとする。

（指定管理者の指定）

**第8条** 市長は、条例第8条の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに指定管理者に対し、豊崎海浜公園等指定管理者指定書（様式第5号）を交付する。

（協定の締結）

**第9条** 市長は、指定管理者と海浜公園等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）指定期間に関する事項
- （2）事業計画に関する事項
- （3）利用料金に関する事項
- （4）事業報告及び業務報告に関する事項
- （5）市が支払うべき管理費用に関する事項
- （6）指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- （7）管理業務を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- （8）事故及び損害の賠償に関する事項
- （9）その他市長が必要と認める事項

（事業報告書の様式）

**第10条** 条例第9条の事業報告書は、豊崎海浜公園等指定管理者事業報告書（様式第6号）とする。

2 条例第9条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）海浜公園等の利用に関するアンケートの集計結果
- （2）その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

**第11条** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、豊崎海浜公園等指定管理者指定取消等命令書（様式第7号）により行う。

（開園時間等の変更）

**第12条** 指定管理者は、条例第11条第2項ただし書又は同条例第12条第1項ただし書の規定により開園時間を変更し、又は海浜公園の施設の利用期間若しくは利用時間を変更するときは、豊崎海浜公園等開園時間等変更承認申請書（様式第8号）により市長の承認を受けなければならない。

（行為の許可）

**第13条** 条例第15条第1項の規定による申請は、指定管理者が別に定める書面により行うものとする。

2 指定管理者は、条例第15条第2項の規定により行為の許可を行わなかったときは、当該行為の許可を与えられなかった者に対し、指定管理者が別に定める書面にその理由を記載して通知しなければならない。

3 前2項の規定は、許可を受けた事項を変更するときに準用する。

4 前3項及び条例第15条に定めるもののほか、行為の許可又はその変更に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

(海水浴場の利用上の遵守事項)

**第14条** 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 危険箇所として標示された区域内に立ち入らないこと。
- (2) 遊泳区域内で遊泳すること。
- (3) 遊泳期間及び遊泳時間以外は遊泳しないこと。
- (4) 強風注意報、波浪注意報、津波注意報等が発令されたその他の理由があるため、遊泳が禁止されたときは遊泳しないこと。
- (5) 酒に酔っているときその他体調が悪いときは、遊泳しないこと。
- (6) 低学年児童又は幼児の遊泳には、必ず保護者が付き添うこと。
- (7) 遊泳中に負傷し、若しくは事故があった又はこれらの状況にある者を見かけたときは、直ちに監視人、水難救助員等に連絡すること。
- (8) 他の利用者に迷惑の掛かる行為をしないこと。
- (9) 指定管理者の指示に従うこと。

(利用料金の減免)

**第15条** 条例第26条の規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催する行事に利用する場合 全額
  - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による市内学校（幼稚園を含む。）又は保育所等が教育上又は保育上の目的で利用する場合 全額
  - (3) その他指定管理者が特に必要があると認める場合 指定管理者が必要と認める額
- (利用料金の還付)

**第16条** 条例第27条ただし書の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰すことができない理由により利用できない場合 全額
  - (2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額
- (雑則)

**第17条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(豊見城市公園条例施行規則の一部改正)
- 2 豊見城市公園条例施行規則（昭和60年豊見城村規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第12条第1項の表豊崎海浜公園管理棟内コインシャワーの項を削る。

附 則（平成28年3月30日規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

<p>豊崎海浜公園等指定管理者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊見城市長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 郵便番号 住 所 団 体 名 (ふりがな) 代表者氏名 ㊞ 電話番号</p> <p>豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、次のとおり申請します。</p>	
指定を受けようとする公の施設	豊崎海浜公園等
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 法人以外の団体
添 付 書 類	
申請資格に関する書面	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 代表者の身分証明書 <input type="checkbox"/> 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面 <input type="checkbox"/> 国税及び地方税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
豊崎海浜公園等の管理に係る収支予算書	<input type="checkbox"/> 豊崎海浜公園等の管理に係る収支予算書
法人等の経営状況を証明する書面	<input type="checkbox"/> 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面 <input type="checkbox"/> 前事業年度の貸借対照表等 <input type="checkbox"/> 前事業年度の財産目録等 <input type="checkbox"/> 事業年度の収支予算書 <input type="checkbox"/> 事業年度の事業計画書 <input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 法人等の役員名簿 <input type="checkbox"/> 組織に関する事項について記載した書面 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書面 <div style="text-align: right; font-size: 2em; margin-top: 10px;">)</div>

- (注) 1 のある欄は、該当する事項の内にレ印を記入してください。  
 2 「申請資格に関する書面」は、法人にあつては代表者の身分証明書、法人以外の団体にあつては登記簿謄本の提出を要しない。

様式第2号（第5条関係）

<p>豊崎海浜公園等指定管理者選定結果通知書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>豊見城市長 印</p>	
<p>年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例第8条の規定により、次とおり選定しましたので通知します。</p>	
公の施設の名称	豊崎海浜公園等
公の施設の所在地	
選定した法人等	
選定した理由	



様式第4号（第6条関係）

豊崎海浜公園等指定管理者再選定結果通知書

第 号  
年 月 日

様

豊見城市長 国

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり選定しましたので通知します。

公の施設の名称	豊崎海浜公園等
公の施設の所在地	
再選定した法人等	
再選定した理由	





年 月 日

豊見城市長 殿

指定管理者 郵便番号  
住 所  
団 体 名  
(ふりがな)  
代表者氏名 ⑩  
電話番号

豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例第9条の規定により、 年度  
の事業について、次のとおり報告します。

1 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 公の施設の名称

豊崎海浜公園等

3 管理業務の実施状況及び利用状況

4 利用料金の収入の実績

5 管理に係る経費に収支状況

収 入

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
合 計			

支 出

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
合 計			

6 その他特記すべき事項

--



様式第8号（第12条関係）

<p>豊崎海浜公園等開園時間等変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊見城市長 殿</p> <p style="text-align: center;">指定管理者 <span style="float: right;">印</span></p> <p>豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例第11条第2項ただし書又は同条例第12条ただし書の規定により、次のとおり変更したいので申請します。</p>		
変更の内容	<input type="checkbox"/> 開園時間の変更 <input type="checkbox"/> 施設の利用期間の変更 <input type="checkbox"/> 施設の利用時間の変更	
	変 更 後	変 更 前
変更の理由		
備 考		

(注) 1 のある欄は、該当する事項の□内にレ印を記入してください。

(2) 収支実績(H30～R3)

---

指定管理 収支実績(H30~R3)

施設名：豊崎海浜公園

1 収入

(単位:千円)

No.	項目	H30	R1	R2	R3	内容
1	指定管理料	16,600	16,906	16,906	16,906	
2	利用料金収入	9,309	7,318	7,491	1,645	施設使用料、シャワー、ロッカー等
3	賃貸収入	7,431	6,554	5,273	5,380	KAI、売店、バーラー家賃、アスレチック関連
4	自主事業収入	75,585	70,062	19,523	7,314	BBQ売上、マネジメント収入等
5	その他収入	2,673	2,606	2,787	2,607	自動販売機
6	他の会計からの繰入	756	3,030	6,904	1,128	受取利息・雑収入
7	支援金	0	0	9,482	16,431	新型コロナ支援金(R2、3)
<b>A:収入合計</b>		<b>112,354</b>	<b>106,476</b>	<b>68,366</b>	<b>51,411</b>	

2 支出(人件費)

(単位:千円)

No.	項目	支出科目	H30	R1	R2	R3	内容
1	人件費	役員報酬	0	0	0	0	役員報酬
2	人件費	職員給与	35,864	27,398	26,757	20,830	職員の基本給(会社負担社保込)
3	人件費	臨時給与	0	1,952	0	0	臨時アルバイトの給与→諸謝金
4	人件費	手当等	1,996	61	116	0	通勤手当、残業手当、退職金、子供手当、健康診断費
<b>B:人件費合計</b>			<b>37,860</b>	<b>29,411</b>	<b>26,873</b>	<b>20,830</b>	

3 支出(管理費)

(単位:千円)

No.	項目	支出科目	H30	R1	R2	R3	内容
1	旅費	旅費	51	83	0	1	宿泊費、出張時のガソリン代等
2	需用費	食料費	34,083	32,126	8,147	2,966	BBQ食材
3	需用費	消耗品費	417	404	260	244	事務用品等
4	需用費	燃料費	781	554	565	492	草刈り機、管理車両等の燃料代
5	需用費	印刷製本費	0	3	0	0	コピー用紙、リーフレット発注費等
6	需用費	光熱水費	7,259	8,606	6,348	4,702	電気代、ガス代、水道代
7	需用費	修繕費	2,621	2,648	402	661	修繕発注、修繕用消耗品の購入
8	役務費	通信運搬費	475	354	437	367	宅急便、切手代
9	役務費	保管料	0	0	0	0	倉庫の賃借料等
10	役務費	広告料	75	0	0	0	新聞広告費、HP作成 等
11	役務費	手数料	308	2,038	954	2,281	銀行の振り込み手数料、税理士、経理委託
12	役務費	保険料	388	470	297	372	第三者賠償保険、自動車損害保険 等
13	<b>C:委託費</b>		22,371	30,068	26,173	24,071	警備委託、清掃委託、ライフガード(3~11月)、法点検
14	使用料及び賃借料		8,587	5,435	3,575	3,140	事務機器のリース代、占用使用料 等
15	備品購入費		0	1,147	778	612	備品購入費用
16	負担金		658	1,008	782	125	各種年金費等
17	公課費		1,667	996	143	90	税金
<b>D:管理費合計</b>			<b>79,741</b>	<b>85,940</b>	<b>48,861</b>	<b>40,124</b>	

支出合計	117,601	115,351	75,734	60,954
------	---------	---------	--------	--------

収支差額 : A- (B + D)	-5,247	-8,875	-7,368	-9,543
-------------------	--------	--------	--------	--------

(3) 施設利用者数(H30～R3)、主要なイベント等の実績

---



## 施設利用者数（H30 年度）

施設名：豊崎海浜公園

（人）

月	遊泳者数	公園	庭球場	体育館	合計
4月	3,242	55,339	413	13,158	72,152
5月	7,909	57,918	331	17,256	83,414
6月	3,772	53,695	975	15,302	73,744
7月	13,198	122,599	308	13,655	149,760
8月	16,883	68,995	283	16,658	16,658
9月	8,273	62,322	247	13,358	84,200
10月	1,016	45,298	448	12,094	58,856
11月	0	75,578	274	13,986	89,838
12月	0	47,473	249	9,272	56,994
1月	0	39,986	275	9,756	50,017
2月	0	28,864	171	11,671	40,706
3月	0	41,184	240	18,336	59,790
合計	54,293	699,251	4,214	164,502	922,260

※台風により遊泳禁止期間 47日

※台風により臨時休館3日（7月、9月、10月）

### < 備考 >

- 遊泳者数の把握 1時間ごとにビーチ遊泳者をカウントし遊泳者数を把握する。
- 入園者数の把握 車両台数をカウントして1台あたり平均2名とカウントして利用者数を把握する。
- イベントの際は、別に臨時駐車場の使用や徒歩での来園者が多数おり主催者発表による入園者数を追加で計上しております。

## 施設利用者数 (R1 年度)

施設名：豊崎海浜公園

(人)

月	遊泳者数	公園	庭球場	体育館	合計
4月	3,273	80,609	413	13,158	97,762
5月	5,411	90,503	331	17,256	109,557
6月	3,826	71,766	231	15,302	92,601
7月	15,501	120,770	308	13,655	150,777
8月	16,550	84,590	283	16,658	112,253
9月	7,033	65,184	247	13,358	87,174
10月	3,329	58,444	448	12,094	78,297
11月	0	100,546	274	13,986	114,665
12月	0	45,659	249	9,272	57,127
1月	0	53,293	275	10,539	66,961
2月	0	43,543	171	16,994	63,953
3月	0	54,673	240	18,336	60,153
合計	54,923	869,580	3,470	164,502	1,091,280

※台風により遊泳禁止期間 29日

※台風により臨時閉園 1日

### < 備考 >

- 遊泳者数の把握 1時間ごとにビーチ遊泳者をカウントし遊泳者数を把握する。
- 入園者数の把握 車両台数をカウントして1台あたり平均3名とカウントして利用者数を把握する。
- イベントの際は、別に臨時駐車場の使用や徒歩での来園者が多数おり主催者発表による入園者数を追加で計上しております。

## 施設利用者数 (R2 年度)

施設名：豊崎海浜公園

(人)

月	遊泳者数	公園	庭球場	体育館	合計
4月	348	34,380	69	1,493	36,290
5月	2,226	19,944	106	2,913	25,189
6月	7,562	38,601	193	6,541	52,897
7月	12,628	69,716	382	7,750	90,476
8月	935	13,955	37	120	15,047
9月	4,204	42,298	166	5,398	52,066
10月	2,271	46,235	219	9,428	58,153
11月	0	100,546	242	8,967	109,755
12月	0	45,659	235	6,790	55,684
1月	0	53,293	261	8,175	61,729
2月	0	43,543	207	8,226	51,976
3月	0	54,673	315	10,281	65,269
合計	30,174	562,843	2,432	76,082	671,531

※遊泳禁止期間 73日 新型コロナの影響による遊泳禁止 55日

※台風により臨時閉園 3日

### < 備考 >

- 遊泳者数の把握 1時間ごとにビーチ遊泳者をカウントし遊泳者数を把握する。
- 入園者数の把握 車両台数をカウントして1台あたり平均 3名とカウントして利用者数を把握する。
- イベントの際は、別に臨時駐車場の使用や徒歩での来園者が多数おり主催者発表による入園者数を追加で計上しております。

## 施設利用者数 (R3 年度)

施設名：豊崎海浜公園

					(人)
月	遊泳者数	公園	庭球場	体育館	合計
4月	572	48,019	319	7,684	56,594
5月	3,948	39,803	386	6,370	50,507
6月	0	32,472	0	1,648	34,120
7月	1,379	38,472	105	4,064	44,020
8月	0	45,382	0	108	45,490
9月	0	29,713	0	737	30,450
10月	1,763	40,231	278	9,082	51,354
11月	0	37,104	209	11,015	48,328
12月	0	22,386	357	7,734	30,477
1月	0	32,646	86	3,712	36,444
2月	0	25,205	107	6,738	32,050
3月	0	40,133	226	10,003	50,362
合計	7,662	431,566	2,073	68,895	510,196

※台風による遊泳禁止期間 19日

※台風による臨時閉園 0日

※緊急事態宣言による遊泳禁止 111日

※新型コロナウイルスの影響により利用停止。

5/25～9/30 まで (7/12～17 の5日間のみ一時的に再開)

### < 備考 >

- 遊泳者数の把握 1時間ごとにビーチ遊泳者をカウントし遊泳者数を把握する。
- 入園者数の把握 車両台数をカウントして1台当たり平均3名とカウントして利用者数を把握する。
- イベントの際は、別に臨時駐車場の使用や徒歩での来園者が多数おり主催者発表による入園者数を追加で計上しております。

## 豊崎海浜公園等 主要なイベント実績(一覧表)

	イベント名	時 期	集客人数
平成 2 8 年 度	ウォーターウォーズ(ウォーターラン)	4月	2,000
	サマーランフェスティバル(バブルラン)	5月	3,000
	What a Wonderful World(モンパチフェス)	11月	25,000
	ビーチドッチボール全国大会	1月	500
平成 2 9 年 度	パンスイーツフェスタ(販売)	4月	6,000
	AKBイベント(パブリックビューイング)	6月	1,400
	Moon Palace ライブイベント	8月	1,470
	琉球アジアコレクション(ライブイベント)	11月	10,000
平成 3 0 年 度	HKT48ファンクラブBBQイベント	4月	450
	ランネット駅伝(マラソン大会)	5月	400
	海あしびなーSUNフェスタ(障害者サービス等)	10月	300
	What a Wonderful World(モンパチフェス)	11月	30,000
令 和 元 年 度	パンスイーツフェスタ(販売)	4月	6,000
	ランネット駅伝(マラソン大会)	5月	1,637
	OCCNビーチクリーン	6月	800
	マイナビジャパンビーチバレーツアー2019	7月	300
	豊見城ハーリー大会	7月	500
	商工会青年部九州大会	9月	850
	海あしびなーSUNフェスタ(障害者サービス等)	10月	200
	ビーチレスリング ドン・キホーテカップ	10月	500
	ドゥシフェス	11月	14,000
	POUND	11月	250

### 毎年開催

	イベント名	時 期	集客人数
平成 2 8 〜 3 0 年 度	コロナサンセットフェスティバル	7月	約15,000
	とみぐすく祭り	7月	約50,000
	ママチャリ耐久レース	11月	約1,500
	光のガーデンイルミネーション	12月	約20,000
	カスタムカーショー	1月	約10,000

※令和2、3年度は新型コロナの影響を大きく受けたため記載していません。

## 豊崎海浜公園等 主要なイベント実績(写真)

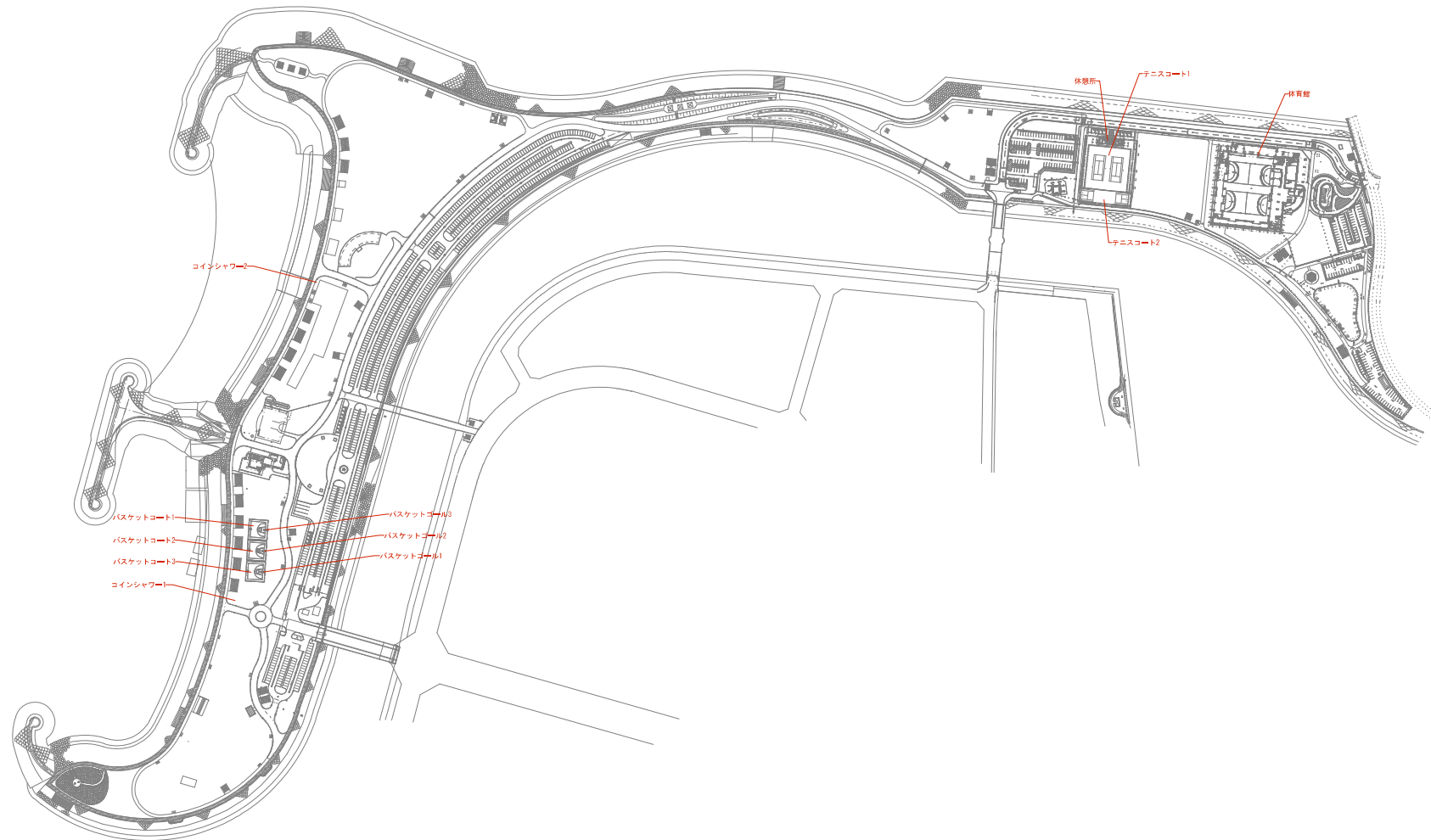


(4) 施設の図面等

---

運動施設平面図  
(豊崎海浜公園) 1/2000

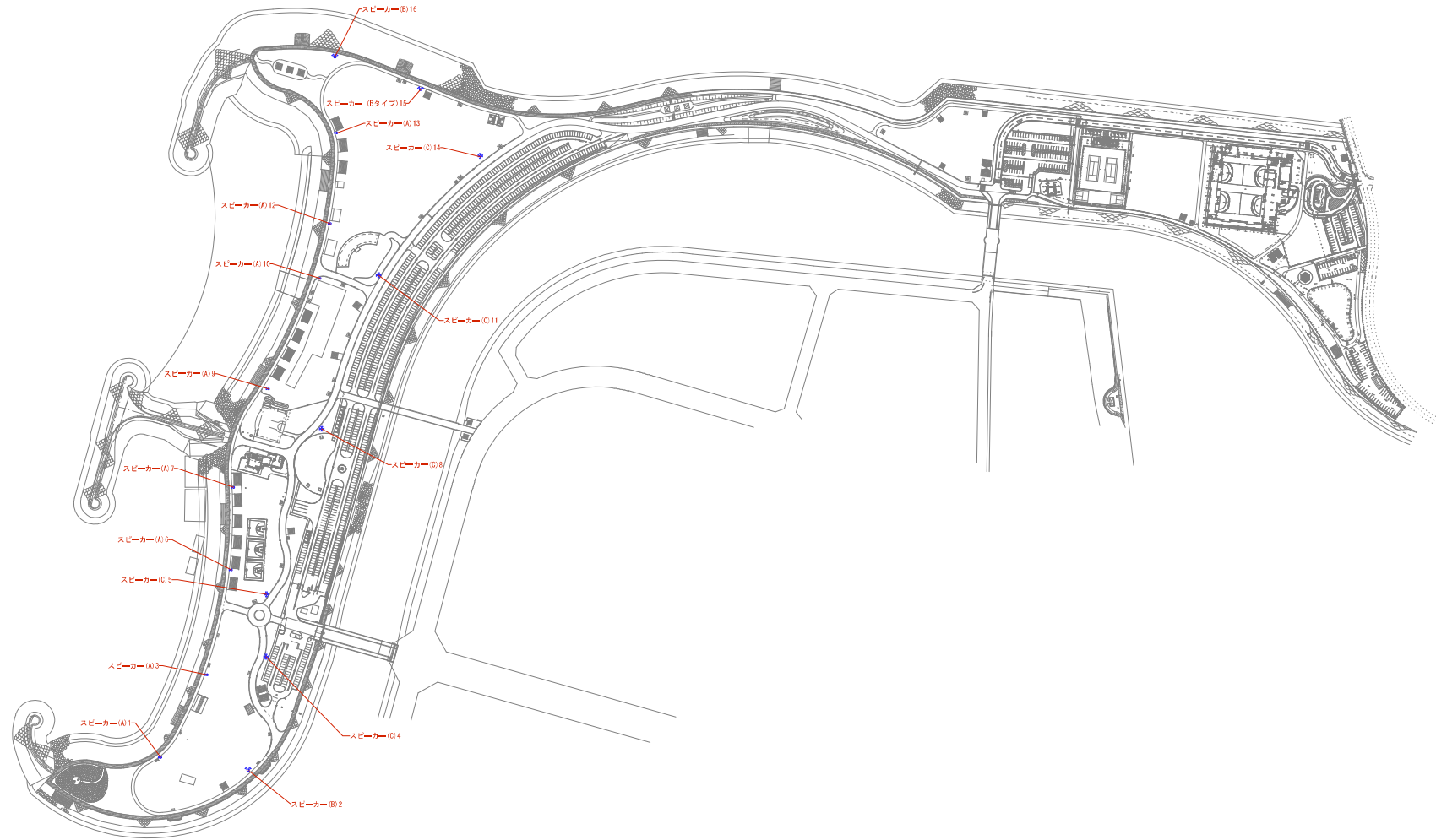
(バスケットゴール・テニスコート等配置図)





管理施設平面図  
 (豊崎海浜公園) 1/2000

(スピーカー等配置図)

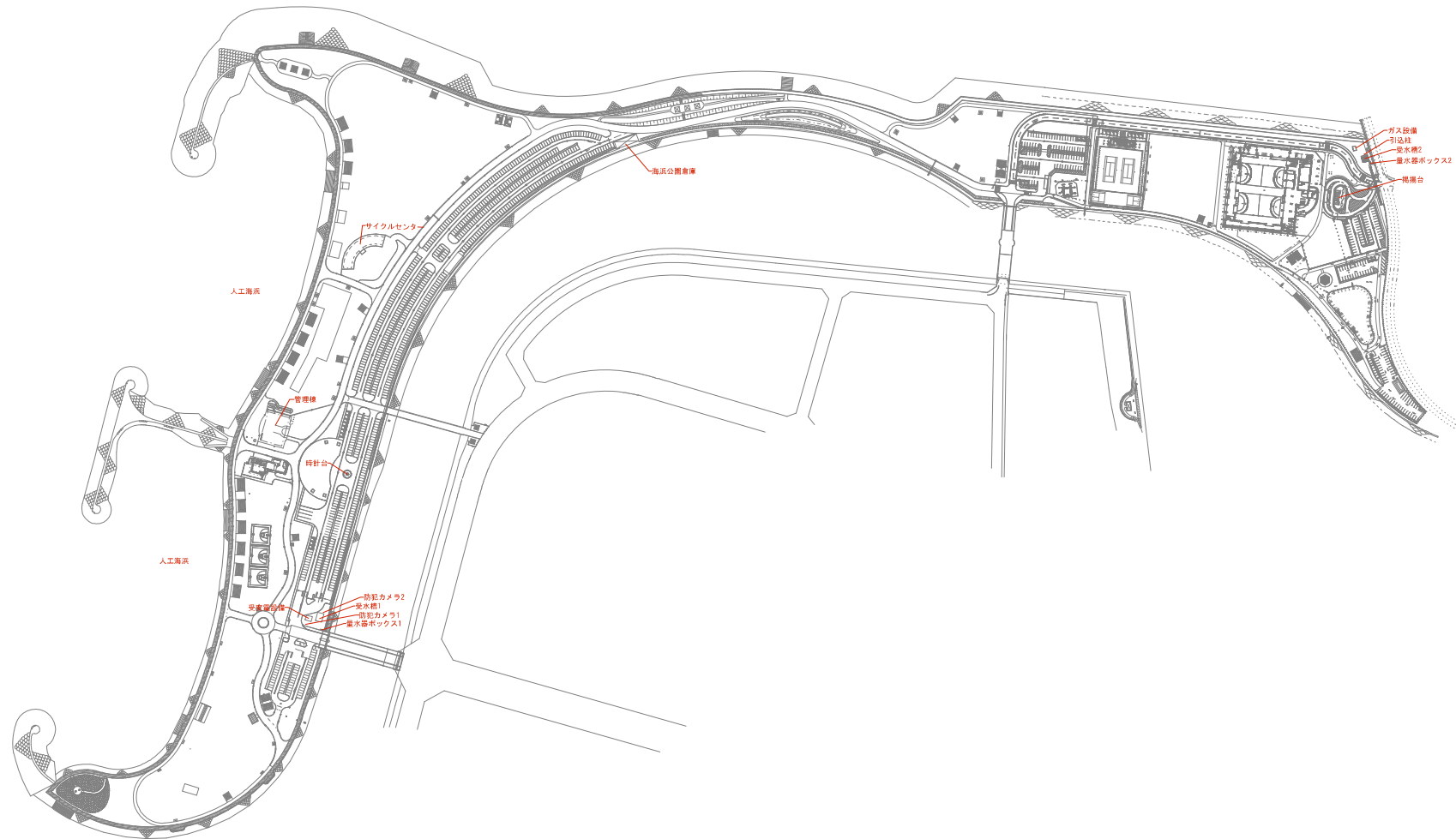


凡例

○	スピーカー(A) 1個
◇	スピーカー(B) 2個
×	スピーカー(C) 4個

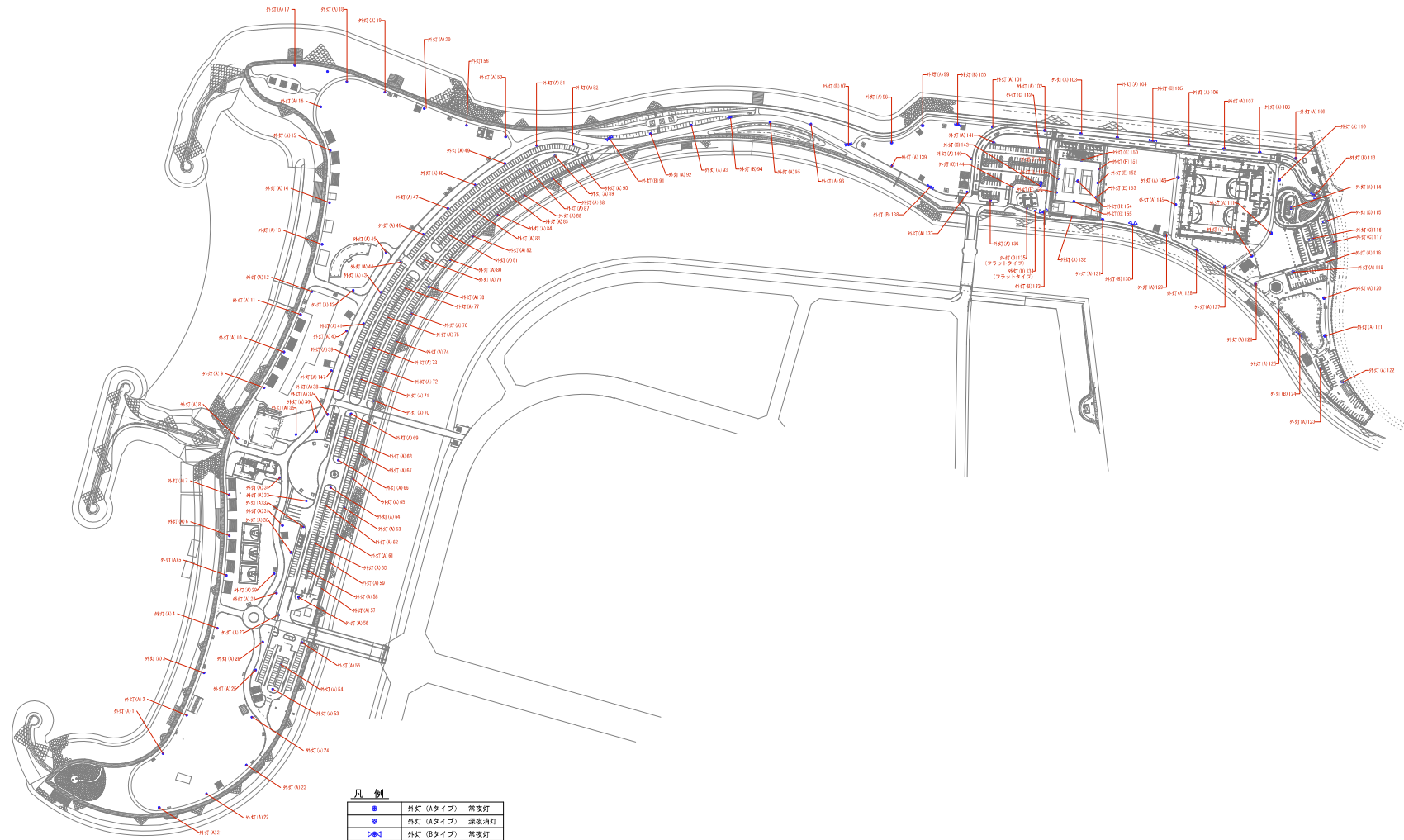
管理施設平面図  
(豊崎海浜公園) 1/2000

(その他配置図)



管理施設平面図  
 (豊崎海浜公園) 1/2000

(照明施設・引込柱・等配置図)

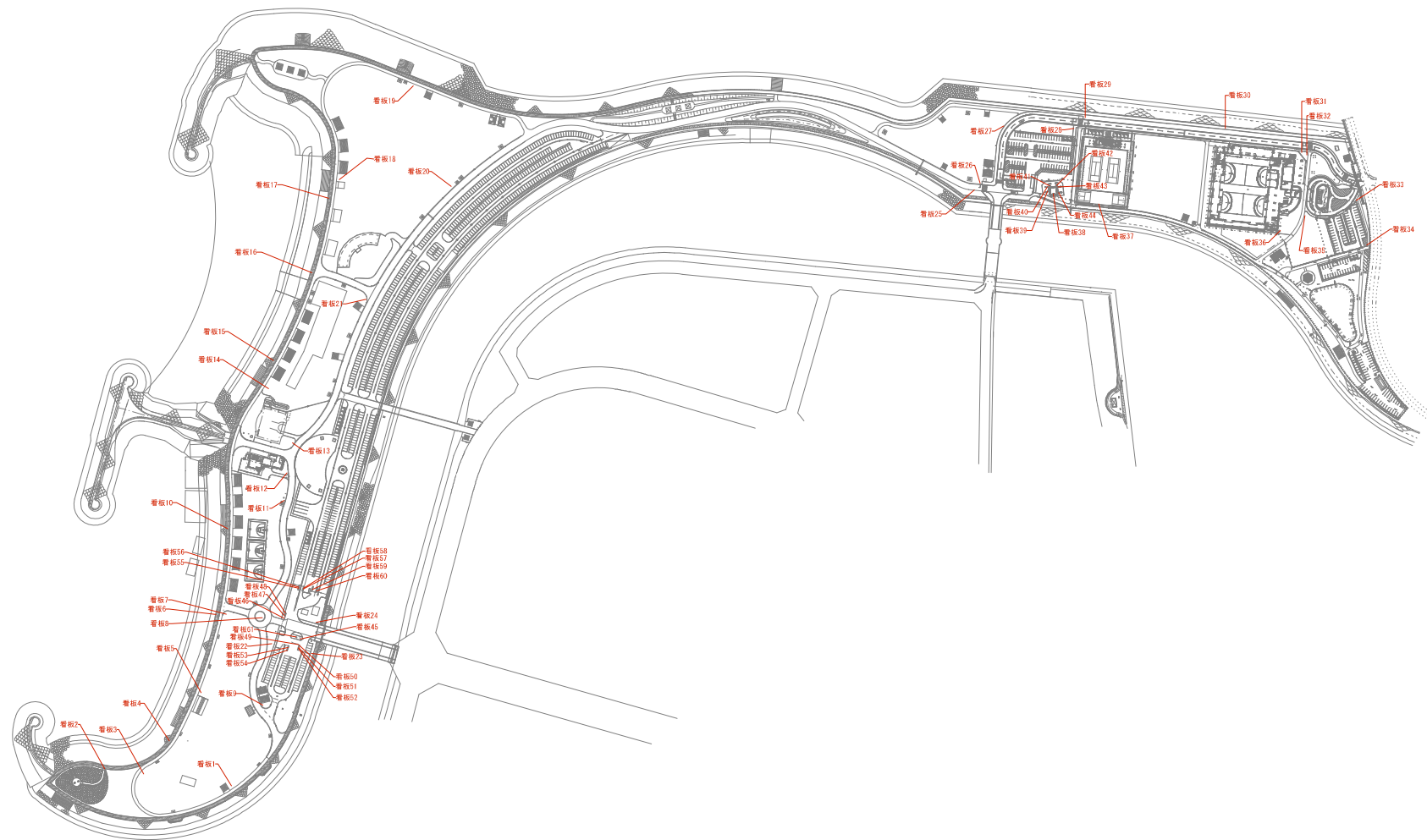


凡例

●	外灯 (Aタイプ) 常夜灯	
●	外灯 (Aタイプ) 常夜灯	
●	外灯 (Bタイプ) 常夜灯	
●	外灯 (Bタイプ) 常夜灯	
●	外灯 (Cタイプ) 常夜灯	
■	外灯 (Dタイプ) フラットタイプ	フラットタイプ
■	外灯 (Eタイプ) ナイスコート	ナイスコート
■	外灯 (Fタイプ)	
■	外灯 (Gタイプ)	

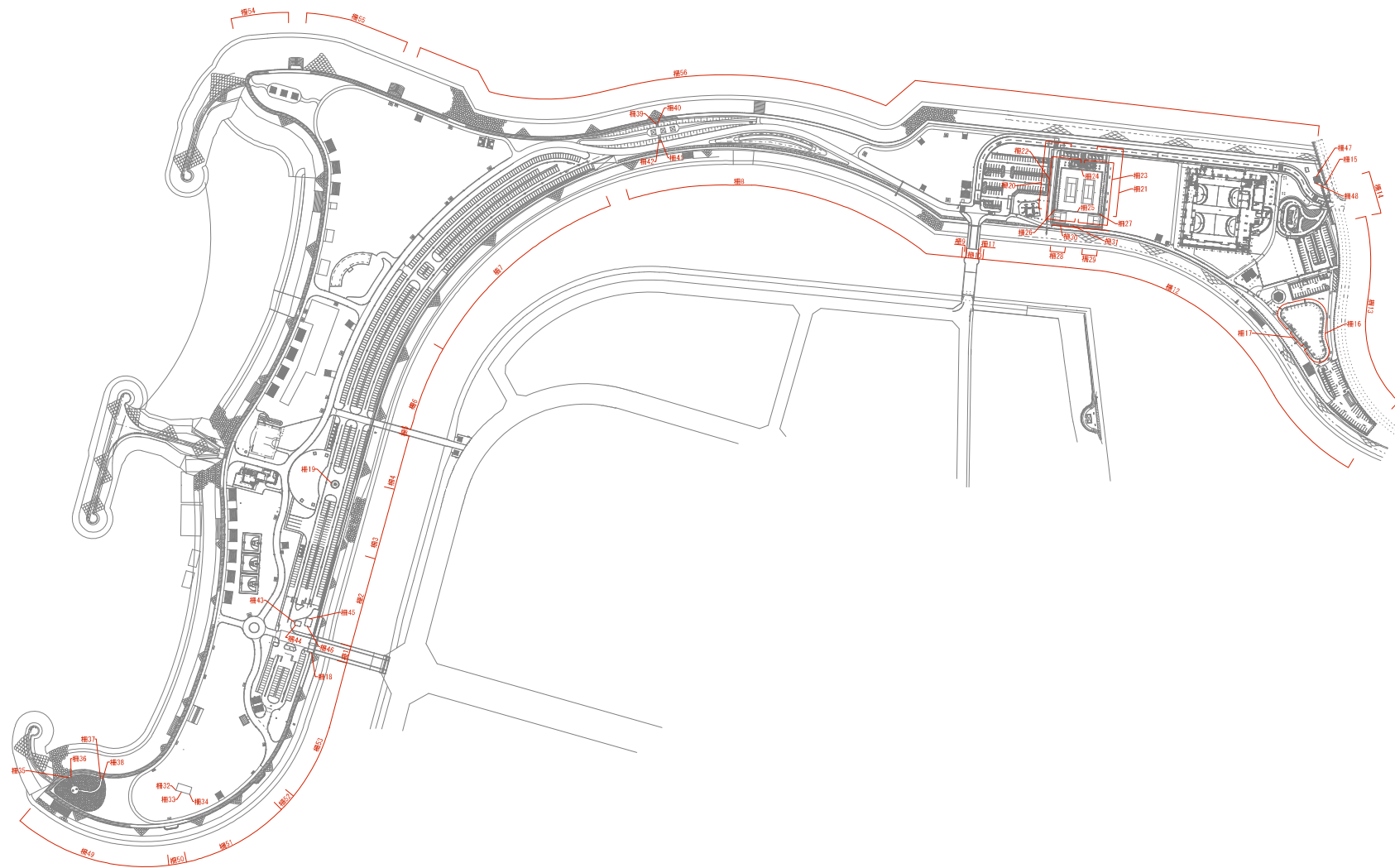
管理施設平面図  
(豊崎海浜公園) 1/2000

(看板等配置図)



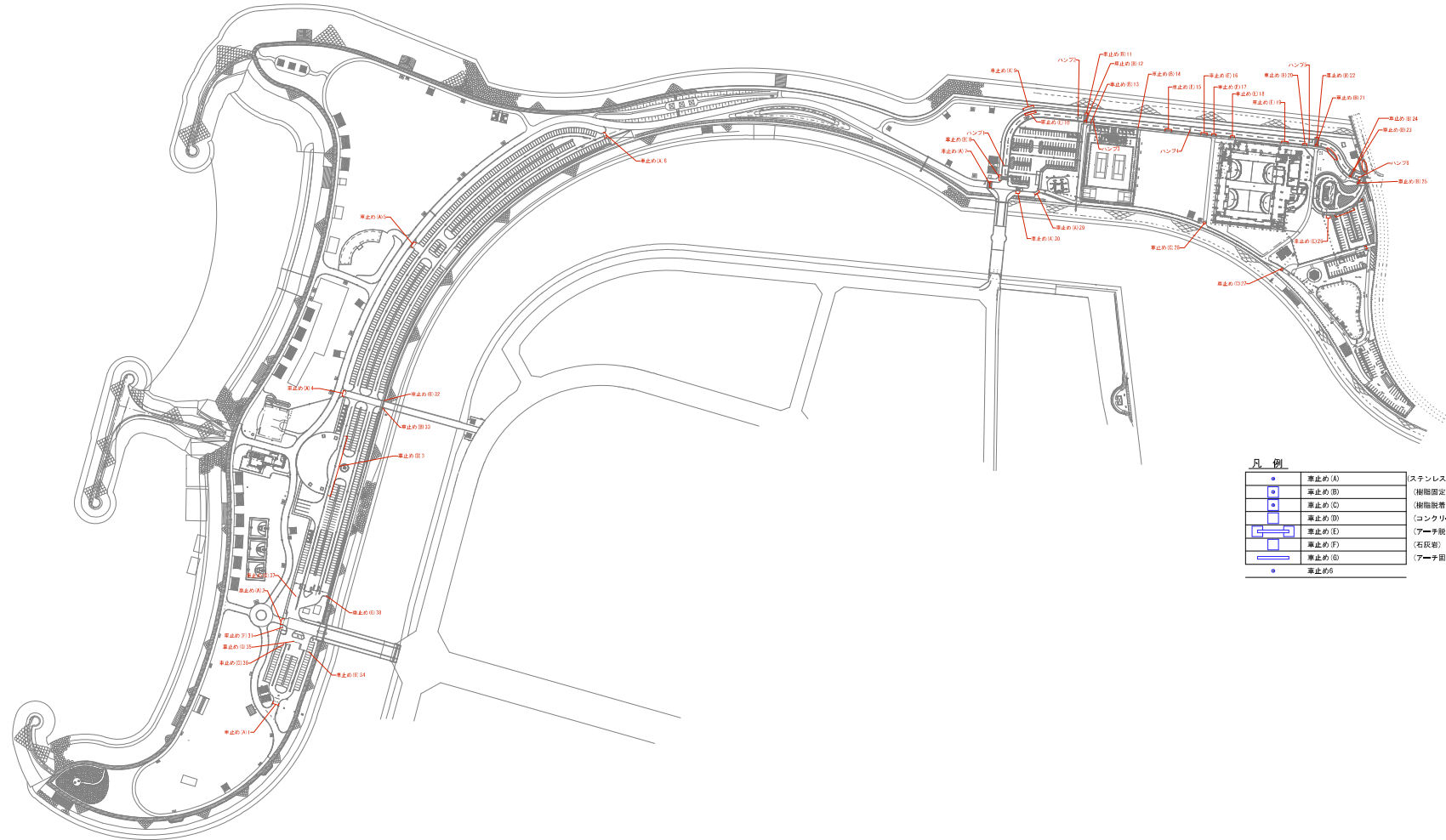
管理施設平面図  
(豊崎海浜公園) 1/2000

(柵・門扉等配置図)



管理施設平面図  
 (豊崎海浜公園) 1/2000

(車止め・ハンブ配置図)

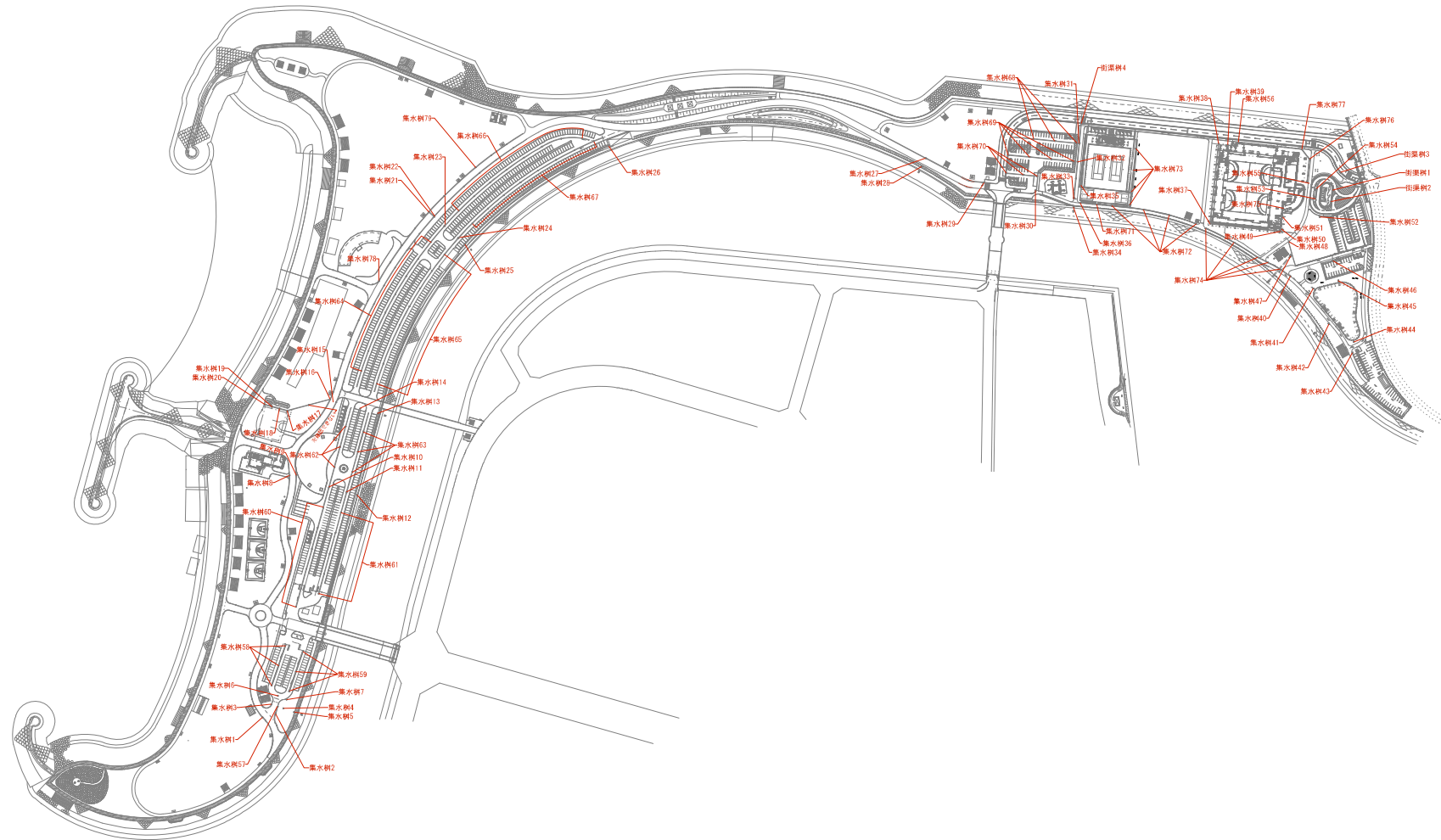


凡 例

●	車止め(A)	(ステンレス上下式)
◻	車止め(B)	(樹脂固定)
◻	車止め(C)	(樹脂接着式)
◻	車止め(D)	(コンクリート掘石)
◻	車止め(E)	(アーチ脱着式)
◻	車止め(F)	(石段給)
◻	車止め(G)	(アーチ固定式)
●	車止めH	

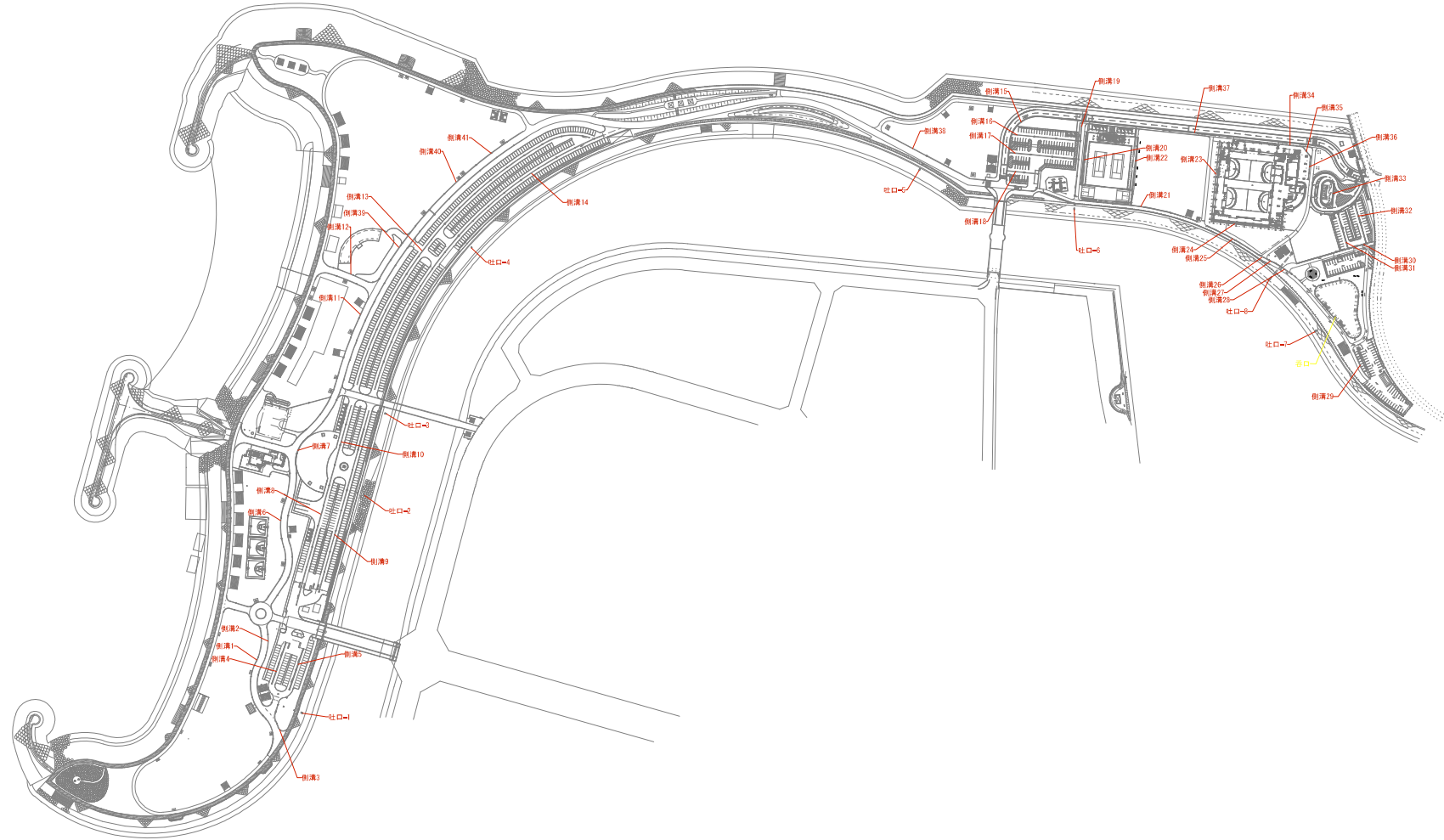
管理施設平面図  
(豊崎海浜公園) 1/2000

(集水樹・街渠樹等配置図)



管理施設平面図  
(豊崎海浜公園) 1/2000

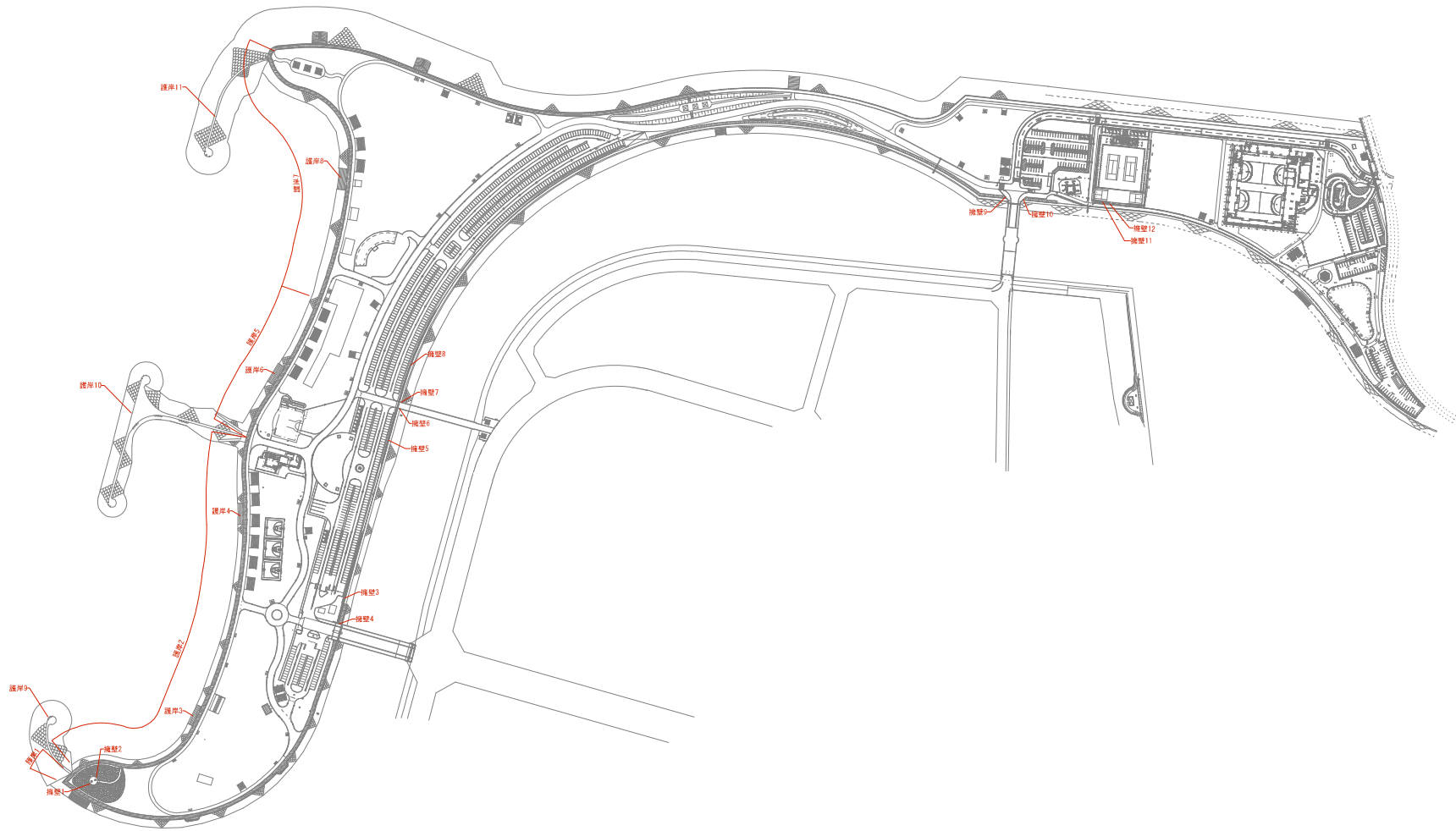
(側溝・吐口・呑口等配置図)





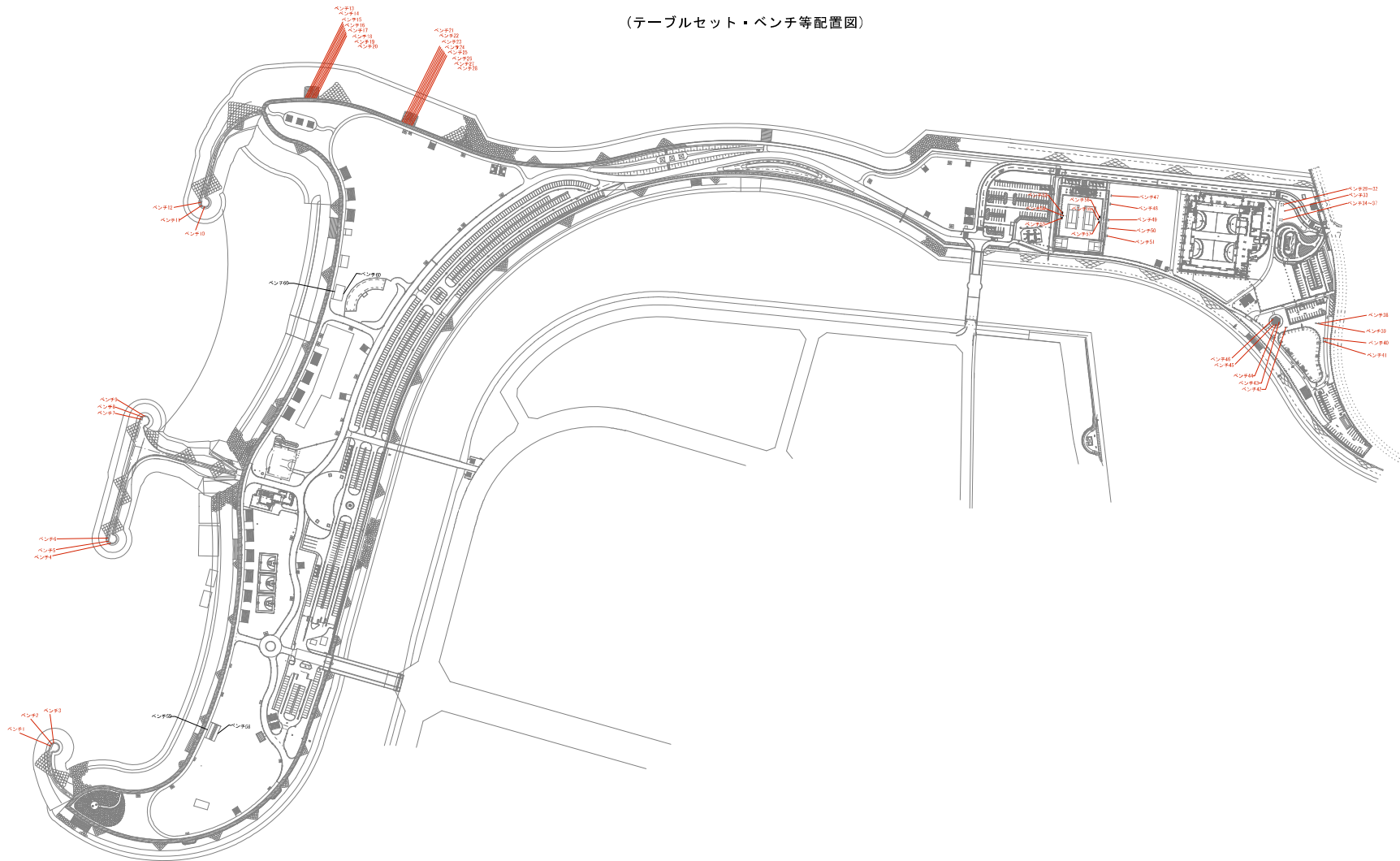
管理施設平面図  
(豊崎海浜公園) 1/2000

(擁壁・護岸等配置図)



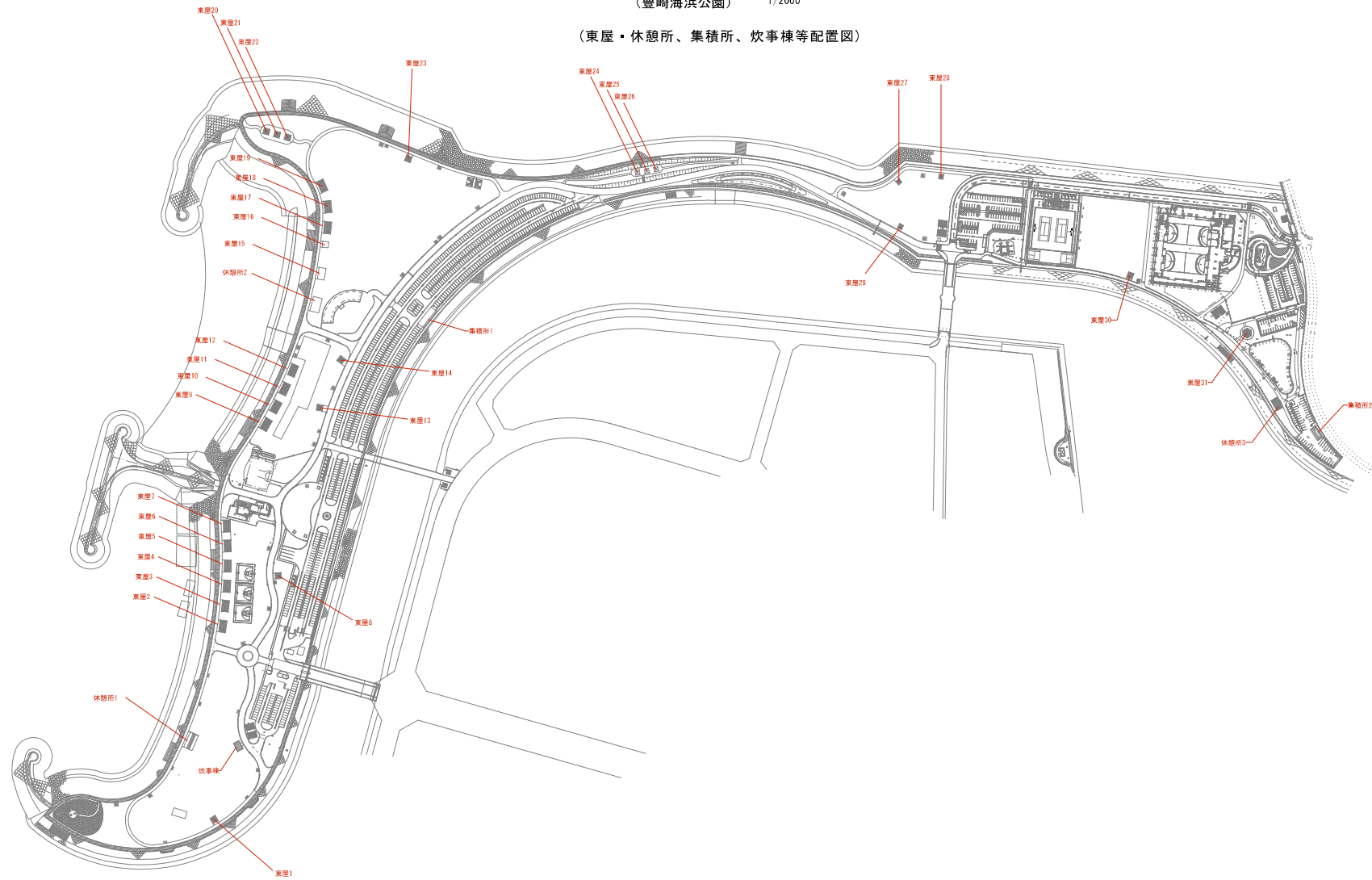
休養施設平面図  
(豊崎海浜公園) 1/2000

(テーブルセット・ベンチ等配置図)



園路広場平面図  
(豊崎海浜公園) 1/2000

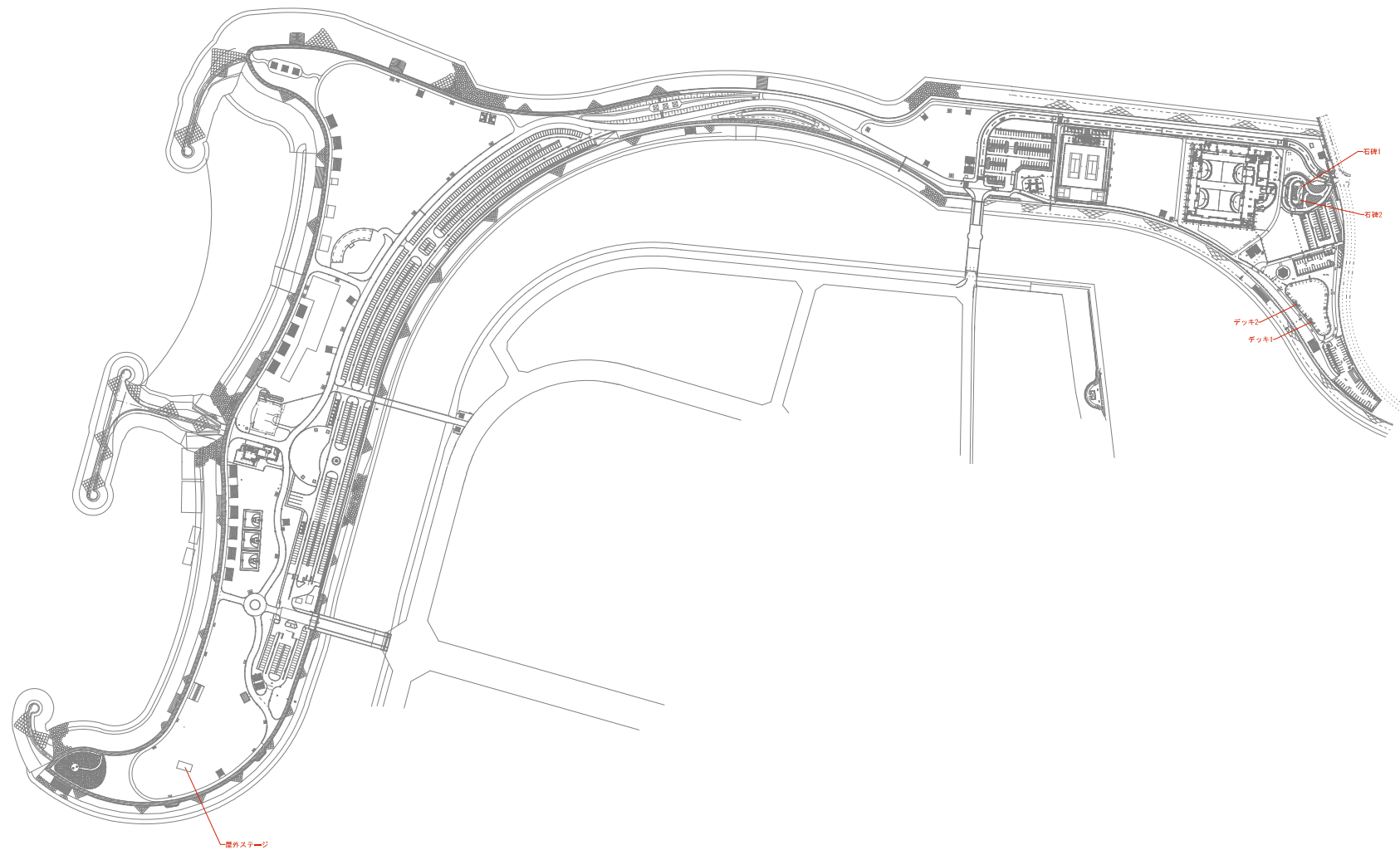
(東屋・休憩所、集積所、炊事棟等配置図)



教養施設平面図

(豊崎海浜公園) 1/2000

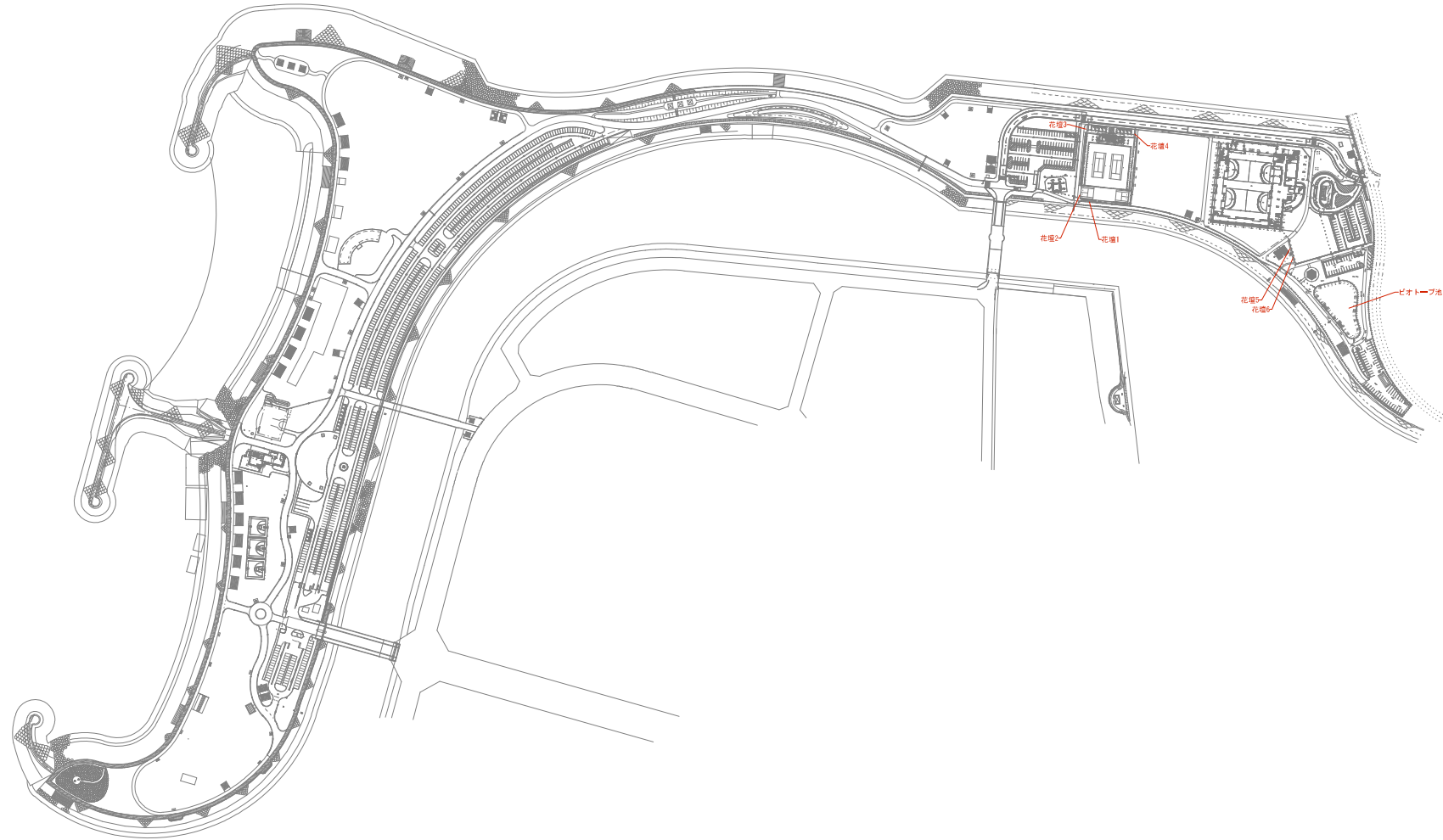
(石碑・屋外ステージ等配置図)



修景施設平面図

(豊崎海浜公園) 1/2000

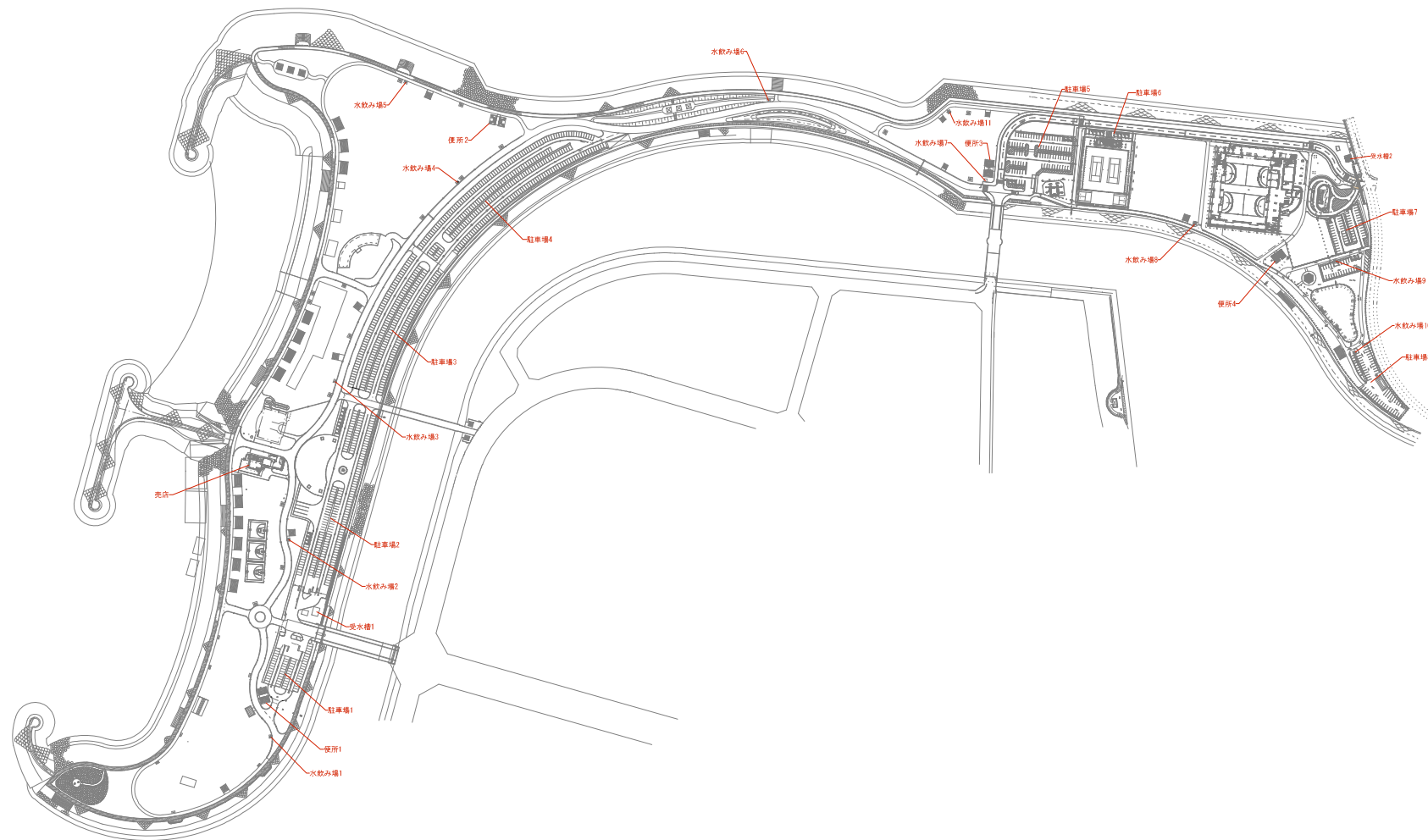
(花壇・ビオトープ池配置図)



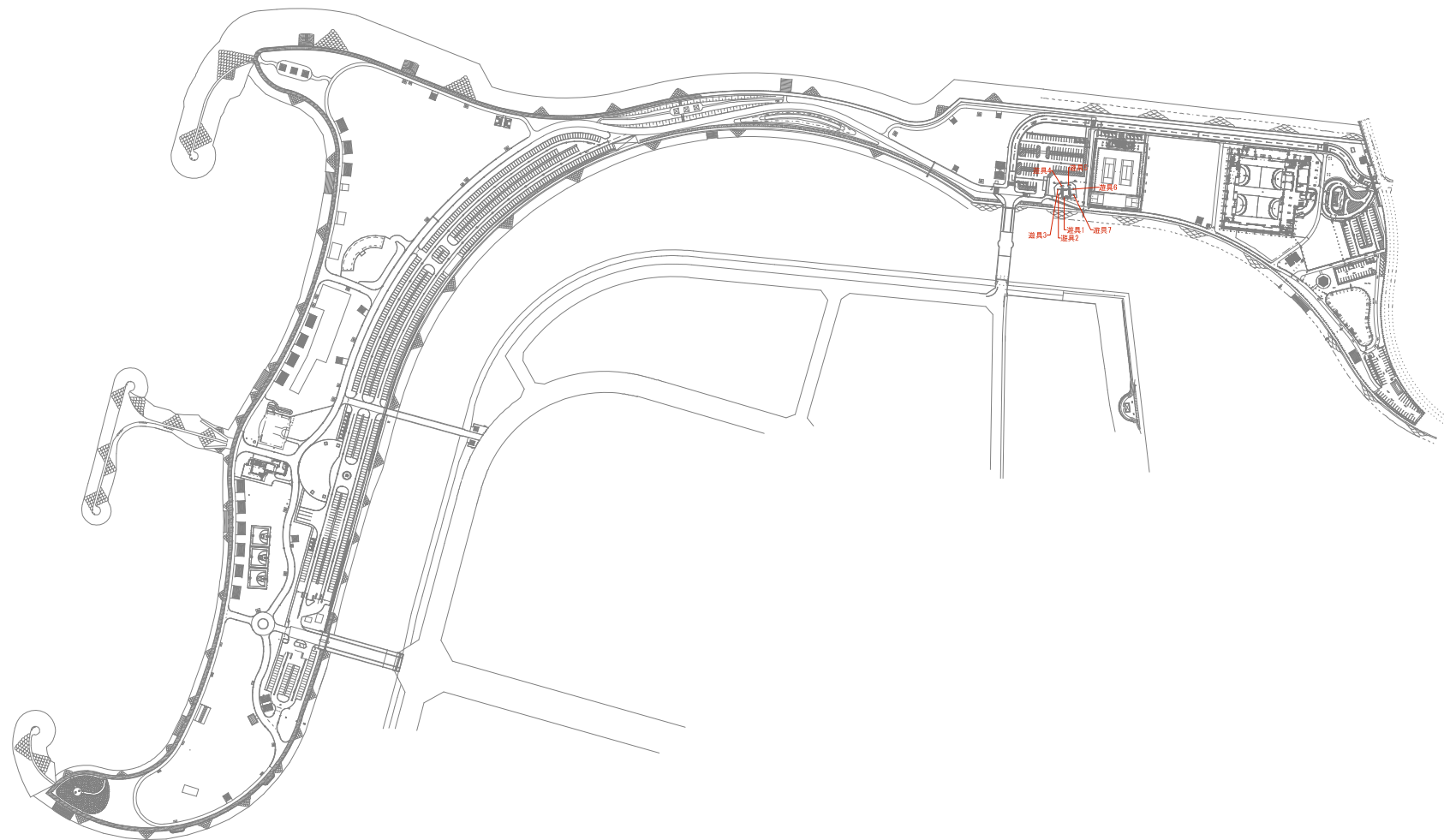
# 便益施設平面図

(豊崎海浜公園) 1/2000

(便所・水飲場・売店・駐車場等配置図)



遊戯施設平面図  
(豊崎海浜公園) 1/2000



公園番号 H21-2-2

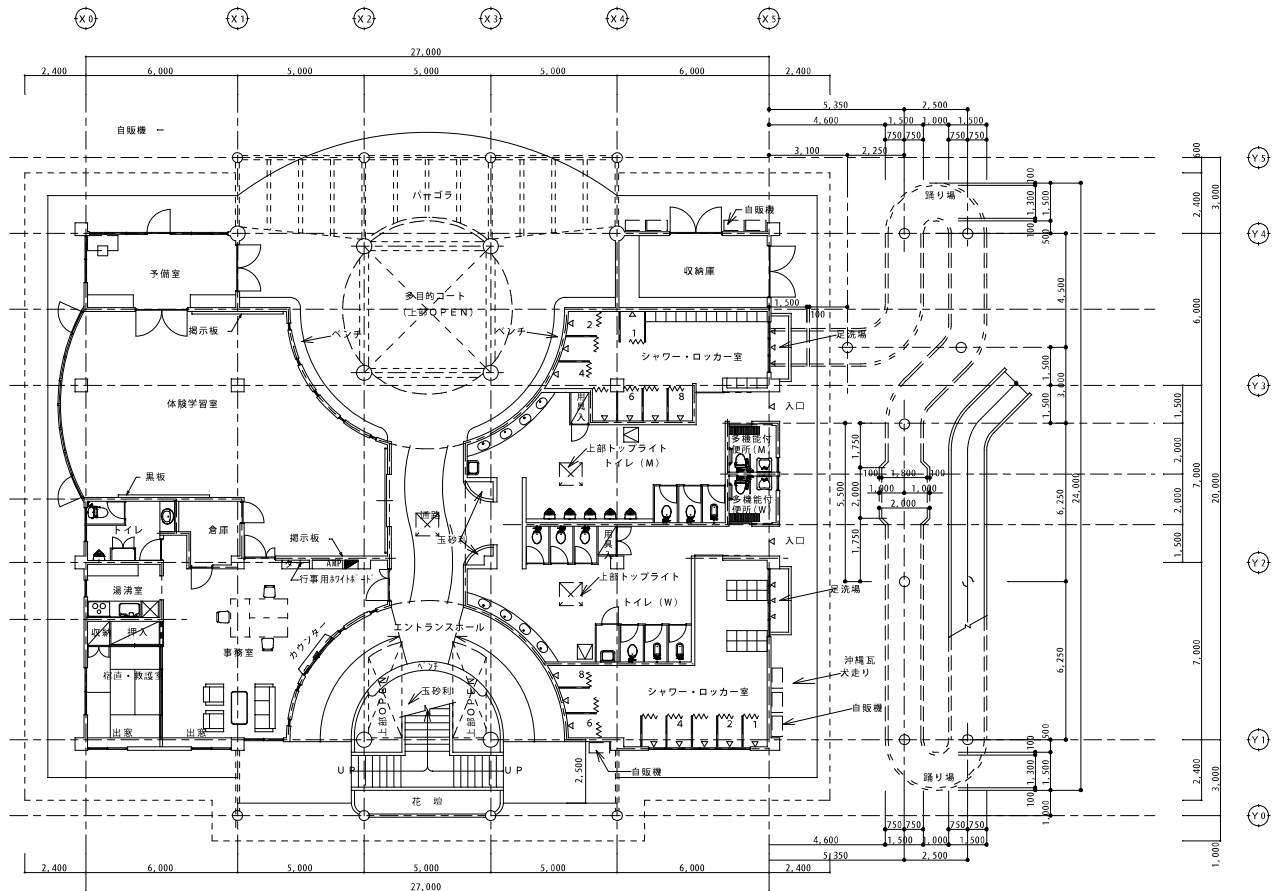
# 施設構造図

台帳番号 H21-0102

公園名称(種別) 豊崎総合公園管理棟

施設名称 管理施設  
縮尺 図示

構造図番号 管-41



豊見城市役所経済建設部都市整備課



公園番号 H21-2-2

# 施設構造図

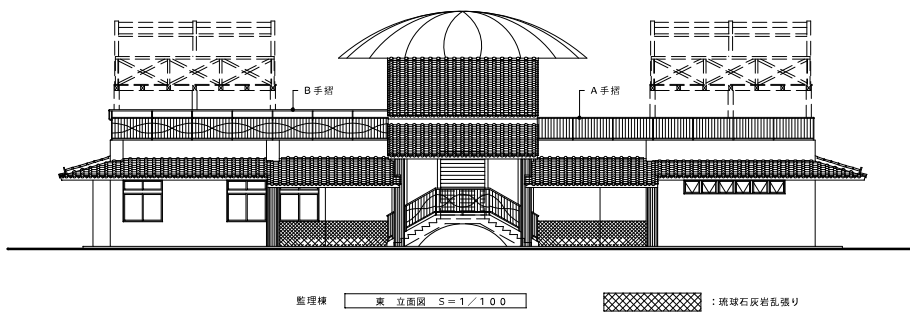
台帳番号 H21-0102

公園名称(種別) 豊崎総合公園管理棟

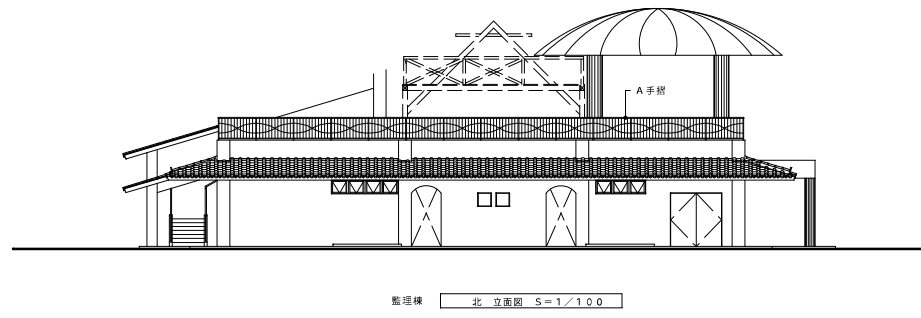
施設名称 管理施設

縮尺 図示

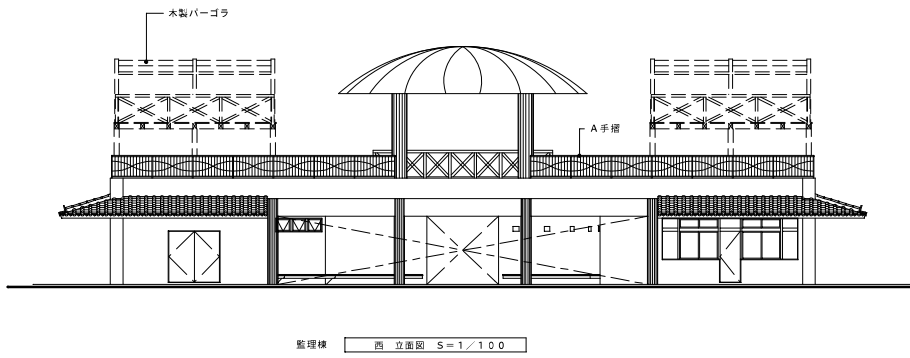
構造図番号 管-41



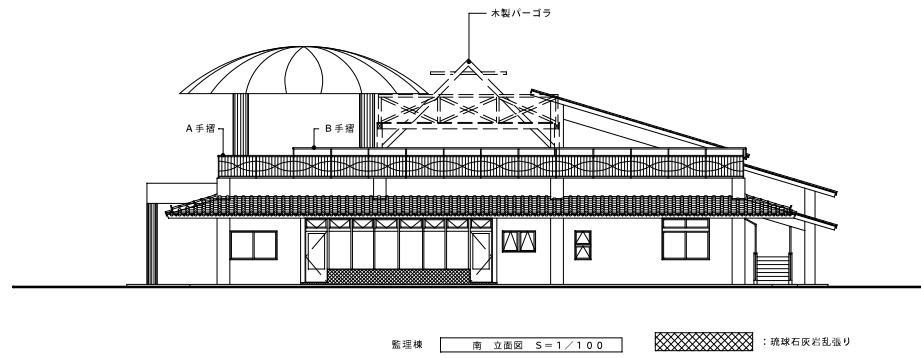
監視棟 東立面図 S=1/100 珪球石灰岩乱張り



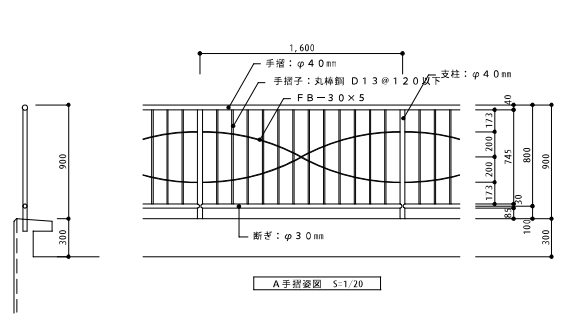
監視棟 北立面図 S=1/100



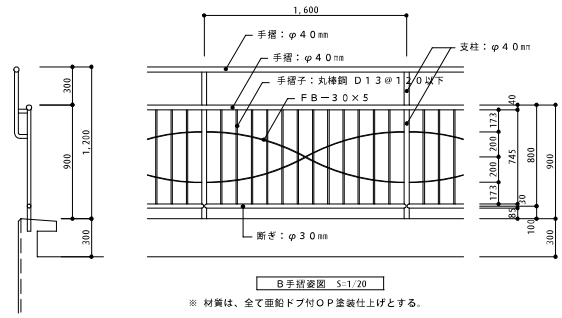
監視棟 西立面図 S=1/100



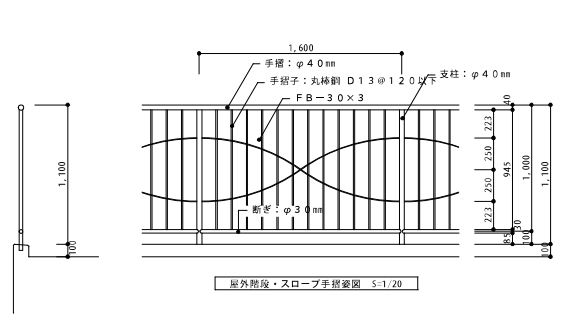
監視棟 南立面図 S=1/100 珪球石灰岩乱張り



A手摺断面図 S-1/20



B手摺断面図 S-1/20



屋外階段・スロープ手摺断面図 S-1/20

※ 材質は、全て亜鉛ドブ付OPP塗装仕上げとする。

豊見城市役所経済建設部都市整備課

公園番号 H21-2-2

# 施設構造図

台帳番号 H21-0102

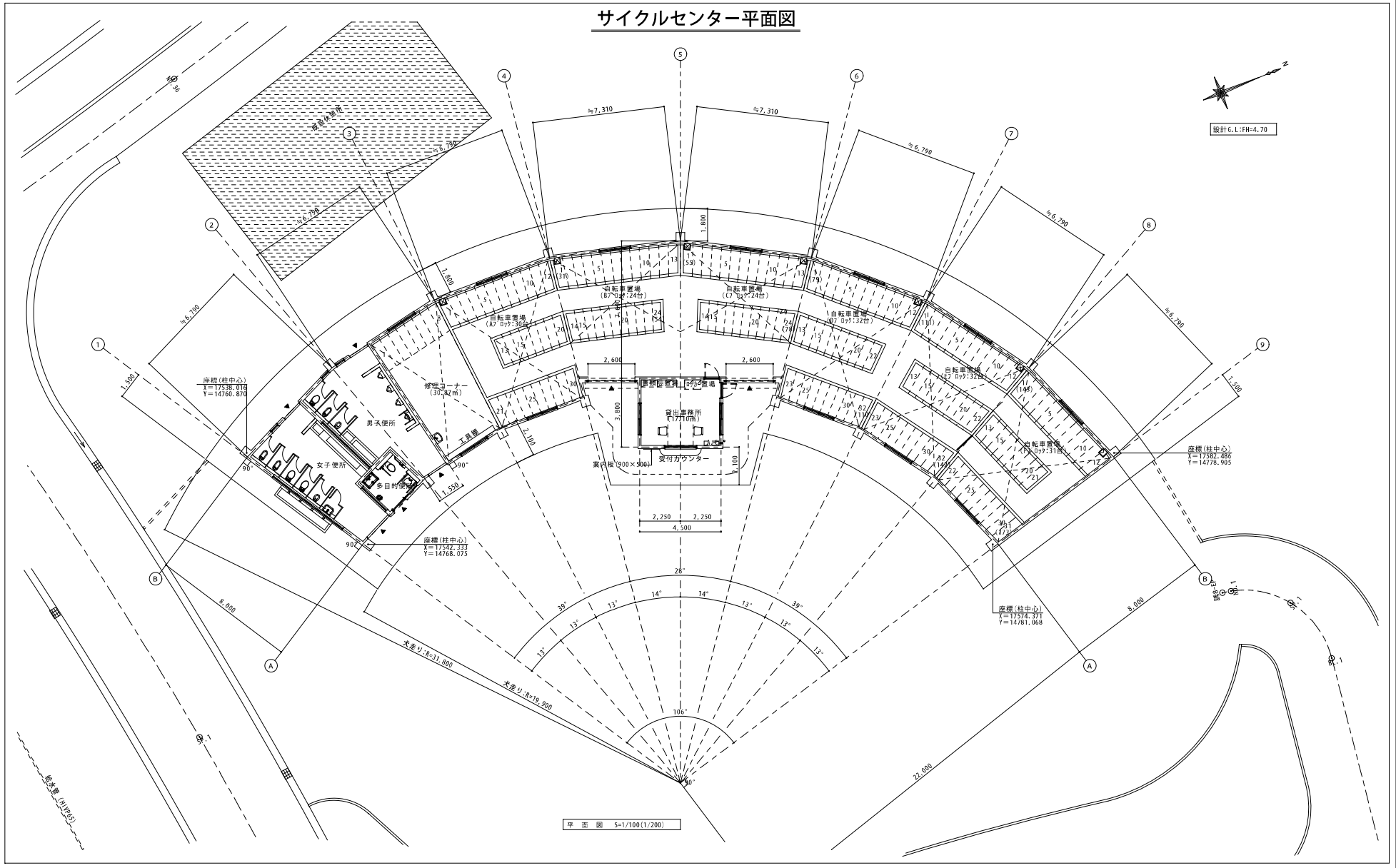
公園名称(種別) サイクルセンター

施設名称 管理施設

縮尺 図示

構造図番号 管-42

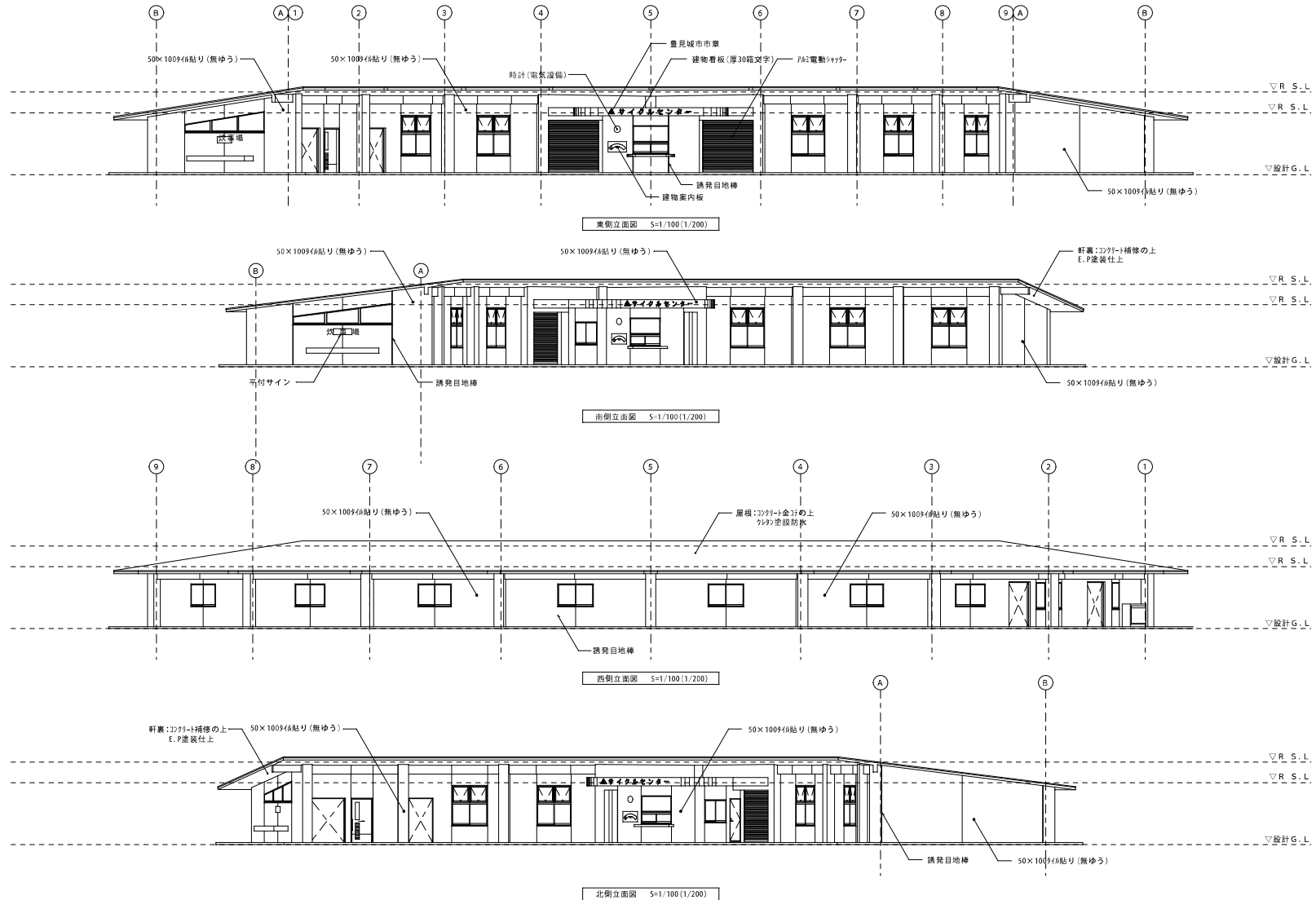
サイクルセンター平面図



豊見城市役所経済建設部都市整備課

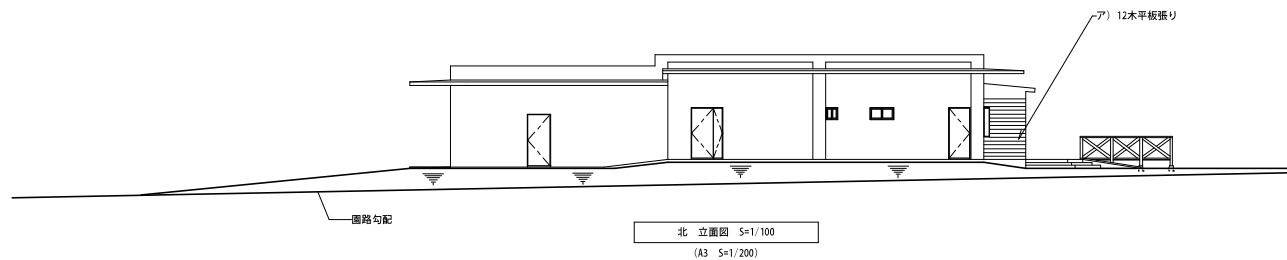
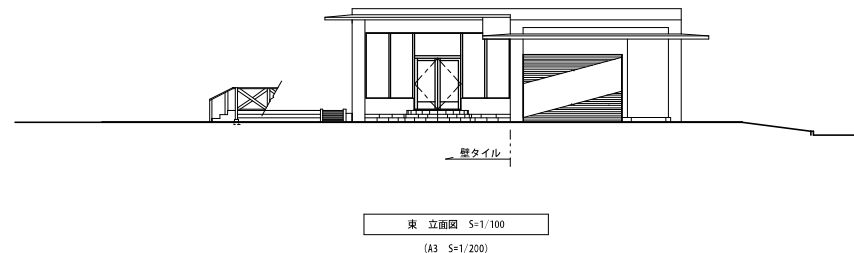
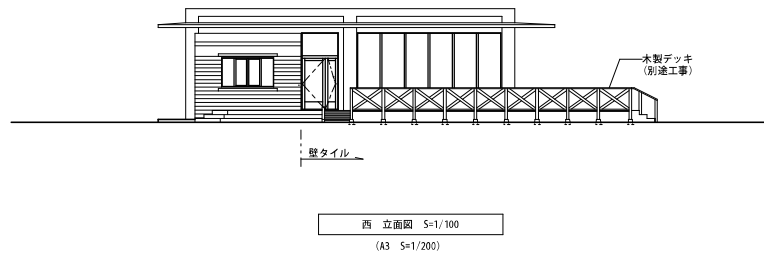
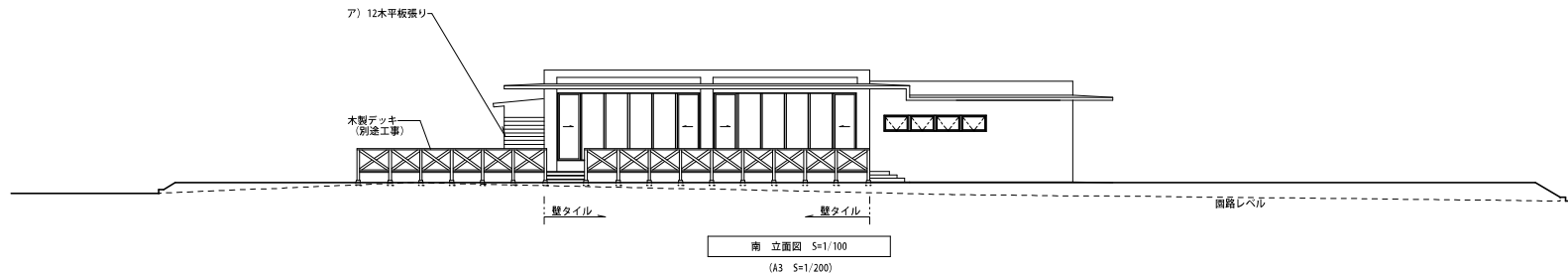
公園番号	H21-2-2	<b>施設構造図</b>				台帳番号	H21-0102
公園名称(種別)	サイクルセンター	施設名称	管理施設	縮尺	図示	構造図番号	管-42

**放送柱詳細図**



豊見城市役所経済建設部都市整備課





工事名称	豊崎海浜公園売店建築工事	工事年度	平成 22 年度
工事場所	豊見城市字豊崎地内	図面名称	立面図
発注機関	豊見城市政所都市計画課	縮尺	S=1/100
指 定		図面番号	A-16
機 印	管理建築士	設 計	事務所名 44444444 コア設計・企画
		製 図	登録番号 (印) 登録第111-1121号
			授権者氏名 庄保 幸雄
			登録番号 1 建築士 登録第202494号
			所在地 豊見城市字宮家20-101号

# 施設構造図

公園番号 H20-4-4

台帳番号 H20-0104

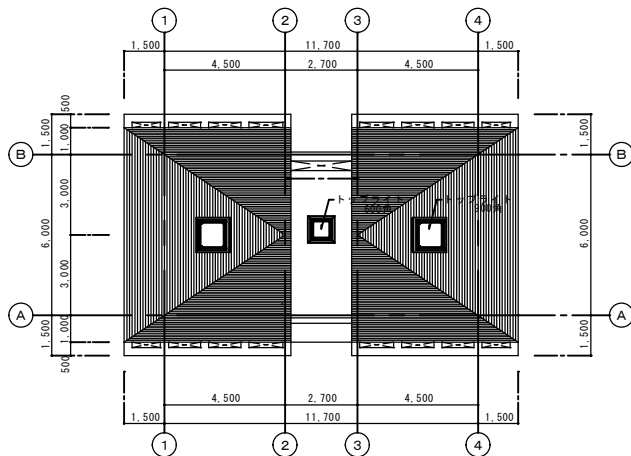
公園名称(種別) 豊崎総合公園

施設名称 管理施設

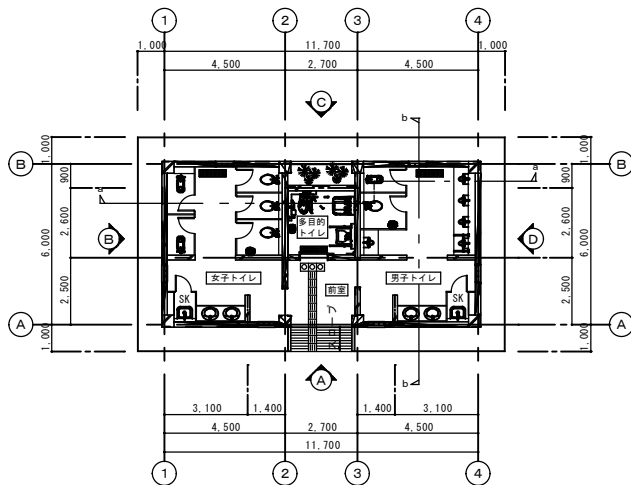
縮尺 図示

構造図番号 管-32

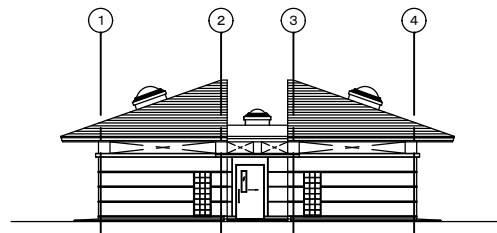
## 便所棟



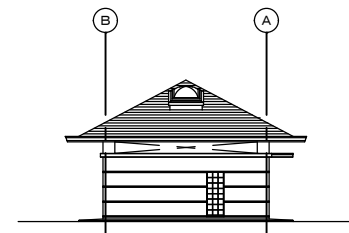
屋根伏図 S=1/100



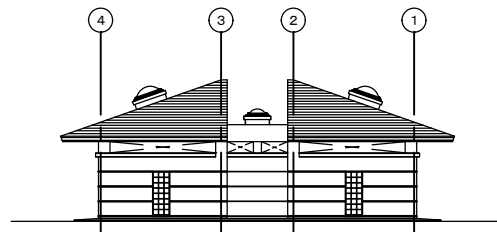
平面図 S=1/100



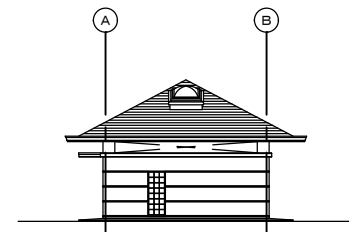
Ⓐ 立面図 S=1/100



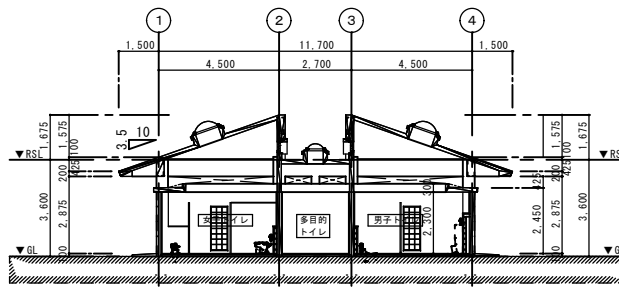
Ⓑ 立面図 S=1/100



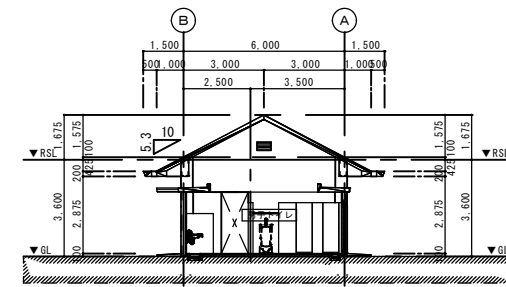
Ⓒ 立面図 S=1/100



Ⓓ 立面図 S=1/100



a ~ a 断面図 S=1/100



b ~ b 断面図 S=1/100

豊見城市役所経済建設部都市整備課

公園番号 H21-2-2

# 施設構造図

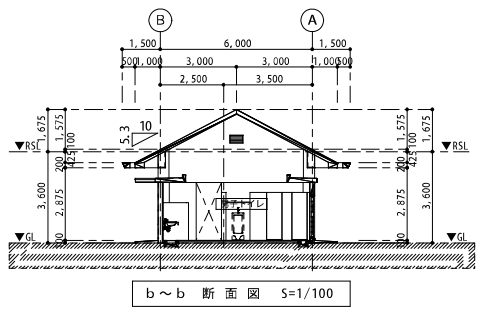
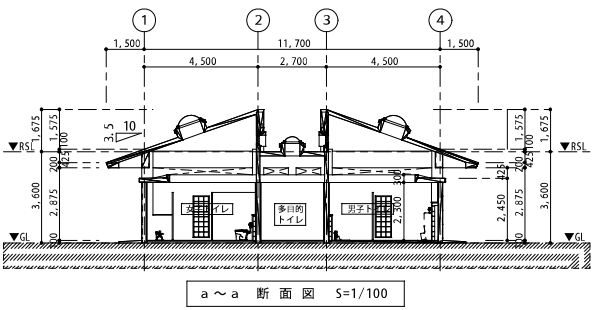
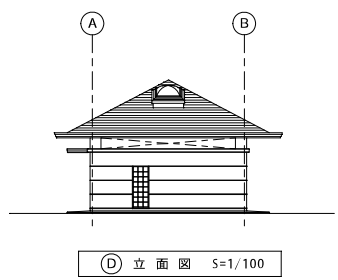
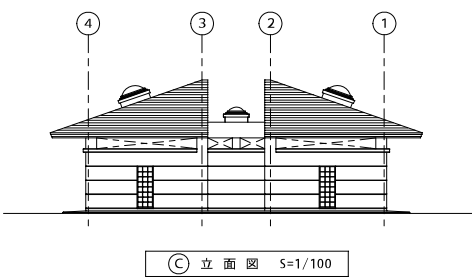
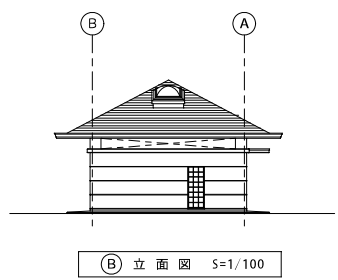
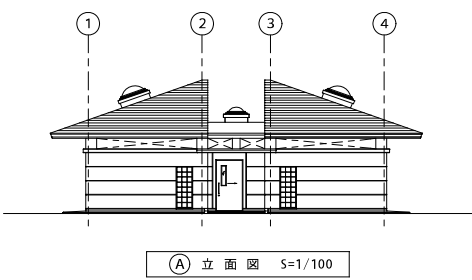
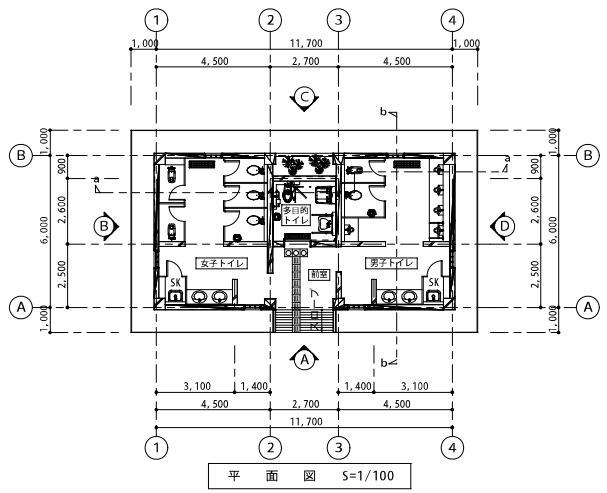
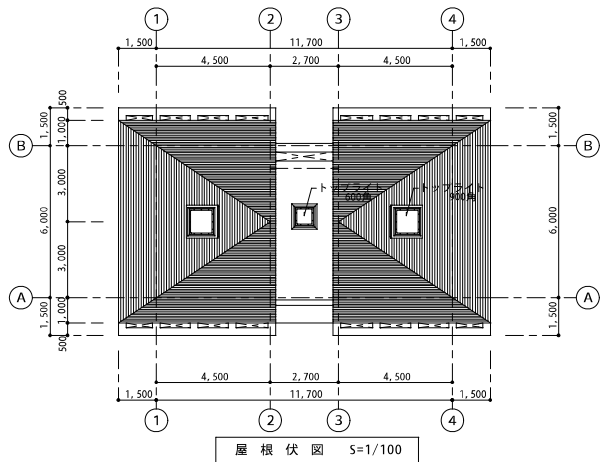
台帳番号 H21-0102

公園名称(種別) 便所棟

施設名称 管理施設  
縮尺 図示

構造図番号 管-32

## 便所棟



豊見城市役所経済建設部都市整備課

公園番号	H28 -
------	-------

# 施設構造図

台帳番号	H28 -
------	-------

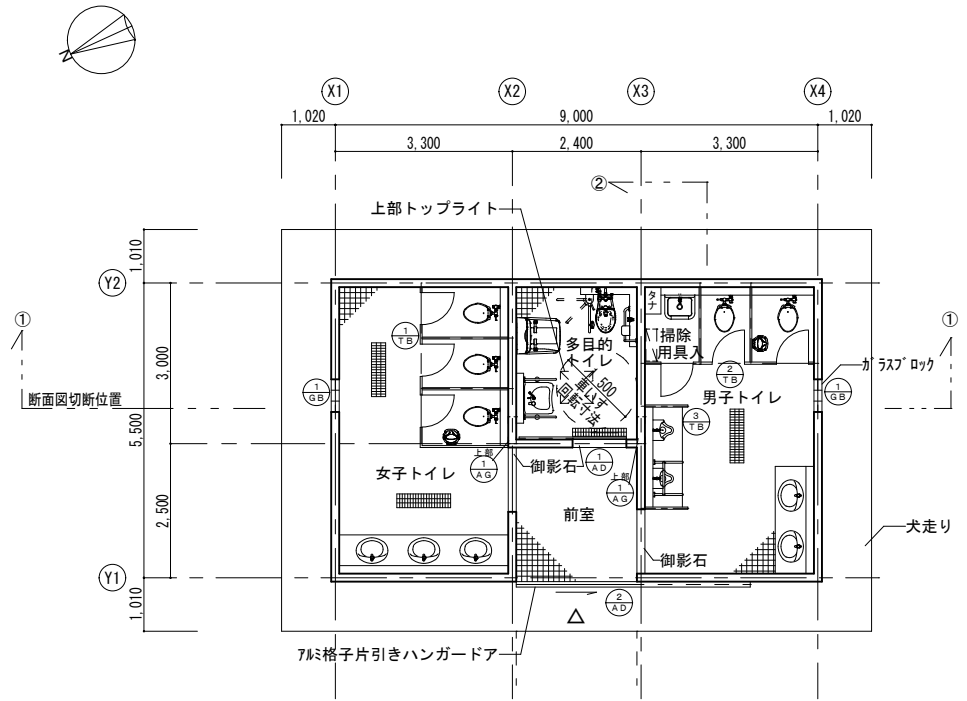
公園名称(種別)	豊崎海浜公園
----------	--------

施設名称	管理施設
------	------

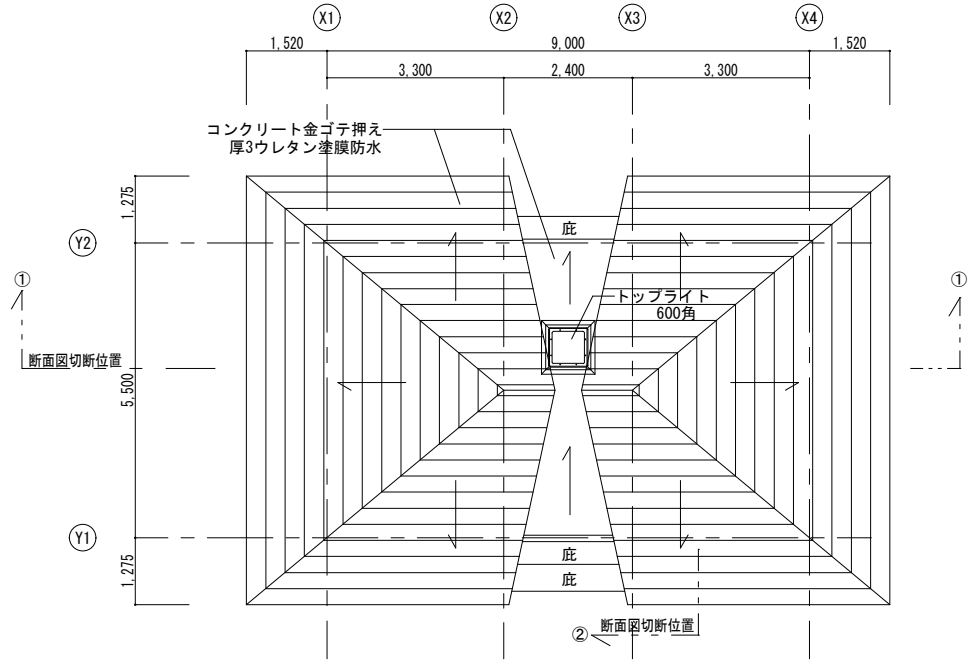
縮尺	図示
----	----

構造図番号	管 - 1
-------	-------

## 屋外トイレ(1)



平面図 S=1:100



屋根伏図 S=1:100

豊見城市役所経済建設部都市施設課



公園番号 H28 -

# 施設構造図

台帳番号 H28 -

公園名称(種別) 豊崎海浜公園

施設名称 管理施設

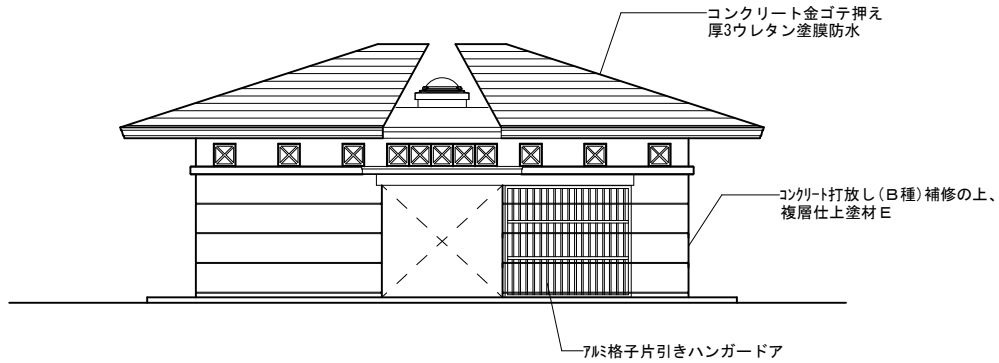
縮尺 図示

構造図番号 管 - 2

## 屋外トイレ(2)

(X1)

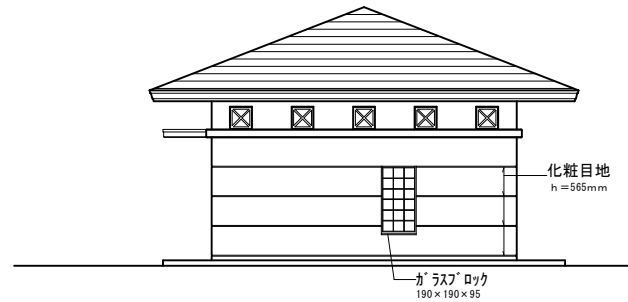
(X4)



西側立面図 S=1/100

(Y1)

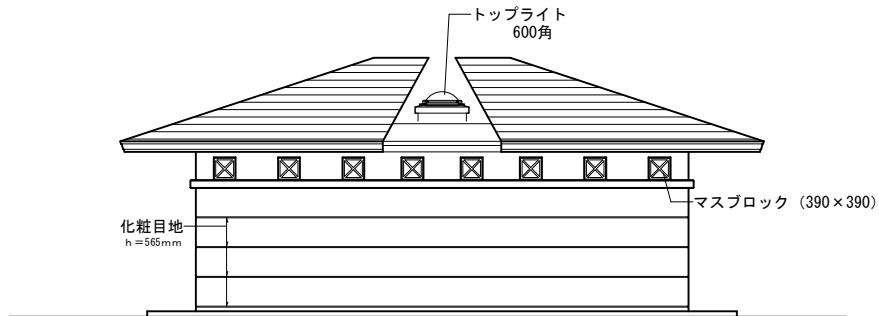
(Y2)



南側立面図 S=1/100

(X4)

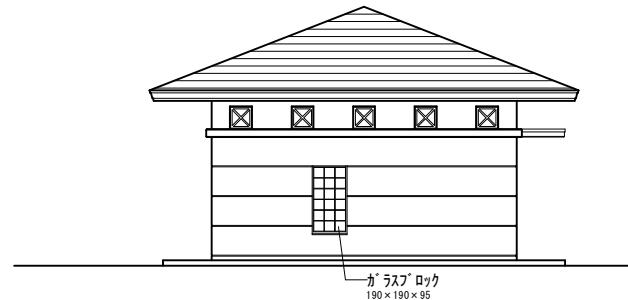
(X1)



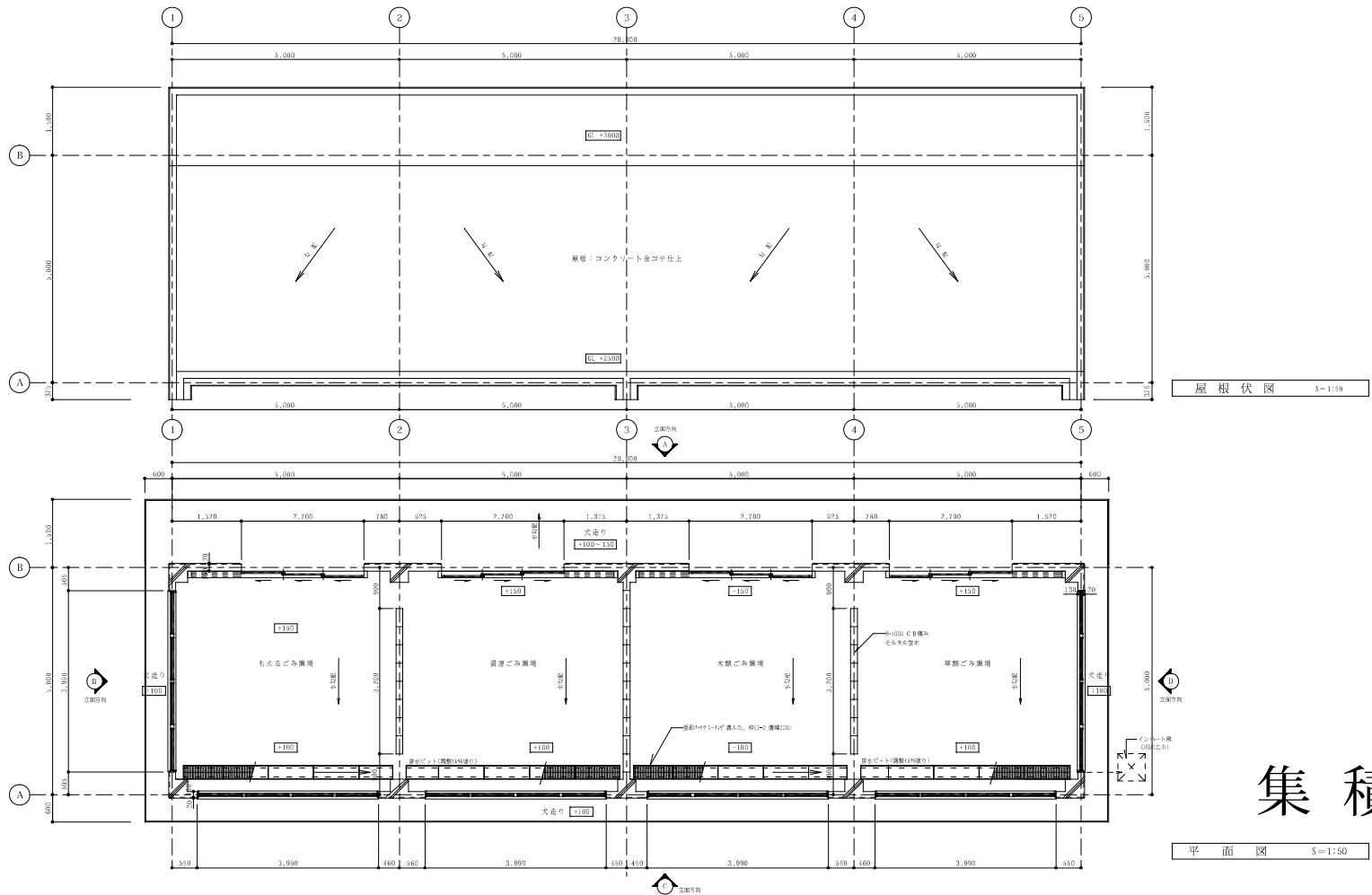
東側立面図 S=1/100

(Y2)

(Y1)



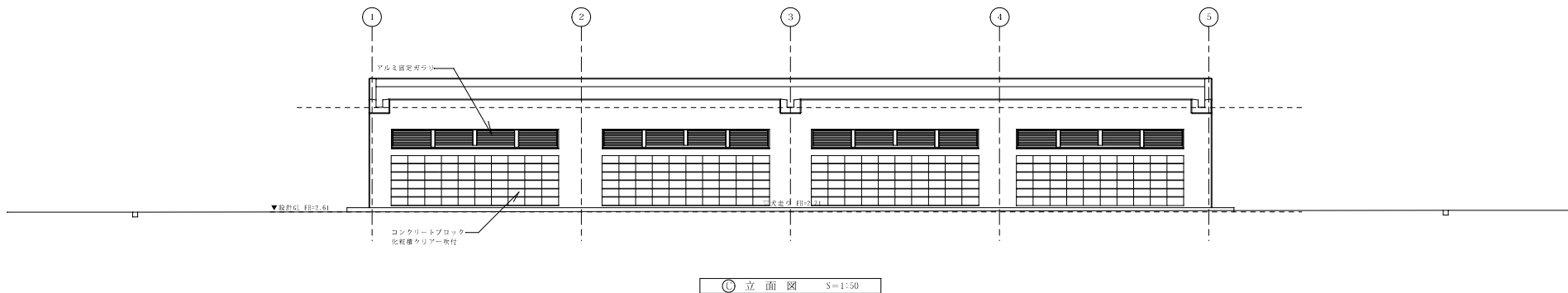
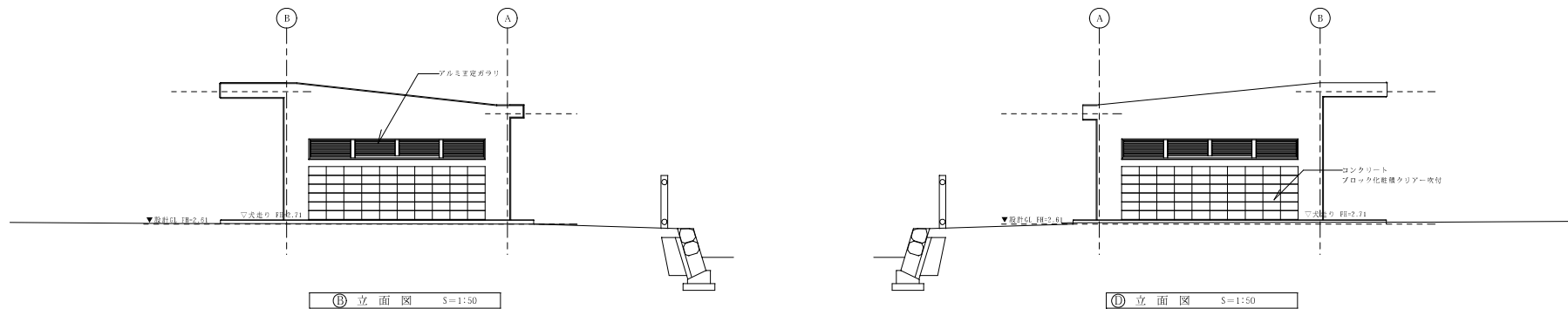
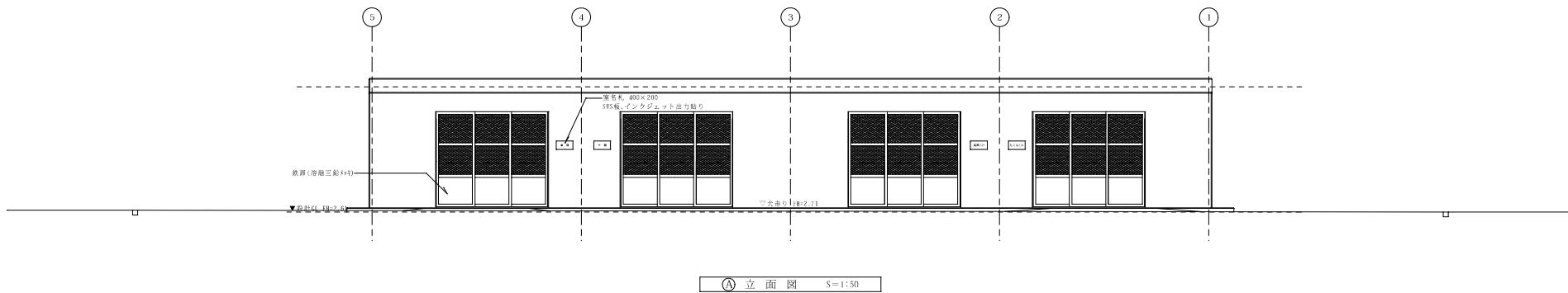
北側立面図 S=1/100



# 集積所

建物概要				外部仕上表			註記	
工事名・	豊崎総合公園サイクルセンター・集積所新築工事（集積所）			項目	仕上	その他	○工事区分 (A) 建築工事 (AM) 建築付帯機械設備工事 (AF) 建築付帯電気設備工事 ○既コンクリート仕上の種別 □ 1階仕上 ■ 2階仕上	
建設場所	豊見城市宇農崎地内	床面積・	100.00 m <sup>2</sup>	屋根	コンクリート金こて仕上	○外部打放し仕上について ● 角下部 (C) ● 地上部 (E) ● 庇裏(天井) (D)		
建物規模	鉄筋コンクリート造平屋建	容積率・	%	外壁	コンクリート打放し、コンクリートブロック化粧目地積みの上 クリアー吹付仕上			
用途地域	指定なし	建築面積	109.00 m <sup>2</sup>	軒天	コンクリート打放しの上 クリアー吹付仕上			
防火地域	指定なし	建ぺい率	%	天走り	コンクリート金こて仕上（土間配筋：D10 #200 2列3本）			
その他の地域		最高軒高	3.00 m					
敷地面積	m <sup>2</sup>	最高高さ	3.20 m					

内部仕上表															
階	室名	下地	床			中水			壁			天井			備考
			仕上	材種	工法	仕上	材種	工法	仕上	材種	工法	仕上	材種	工法	
1	ごみ置場	RC	7-100土間2列3本金3列仕上	■	A	コンクリート打放し	○				コンクリート打放し	○			遮音材付「レベリング」済ふた、枠(T=2 溝幅200) 角パイプ引違戸（浴槽並指付）、T45固定引別



公園番号	H28 -
------	-------

# 施設構造図

台帳番号	H28 -
------	-------

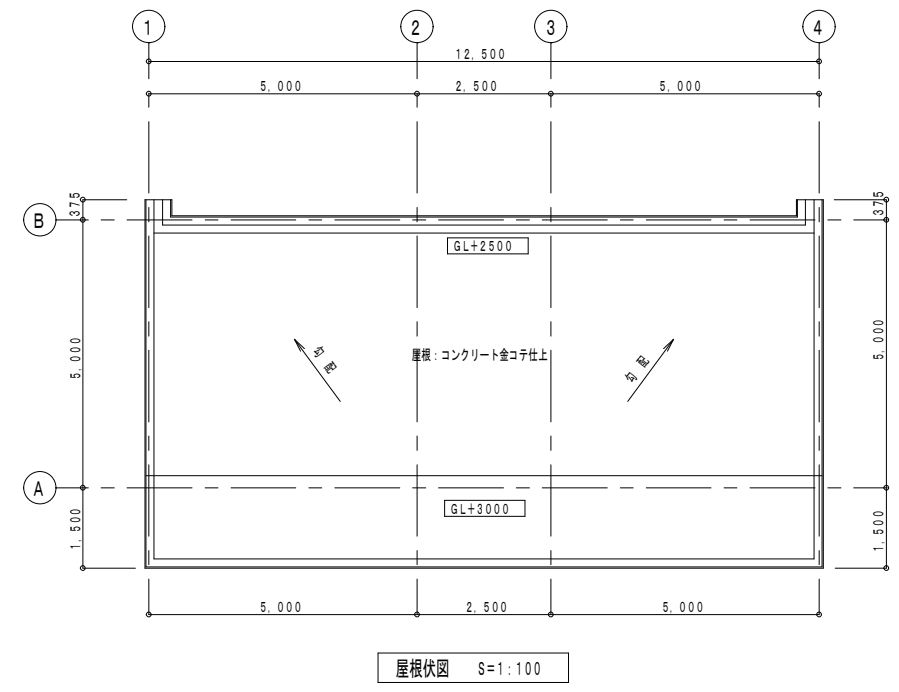
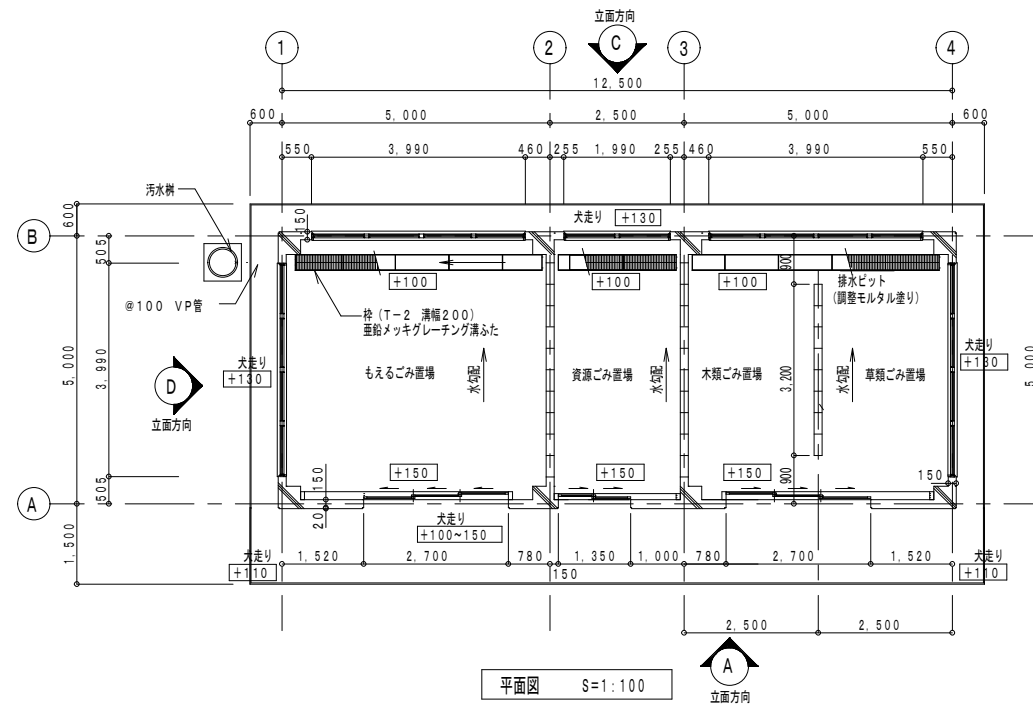
公園名称(種別)	豊崎海浜公園
----------	--------

施設名称	管理施設
------	------

縮尺	図示
----	----

構造図番号	管 - 4
-------	-------

## ゴミ集積所(1)



豊見城市役所経済建設部都市施設課

公園番号	H28 -
------	-------

# 施設構造図

台帳番号	H28 -
------	-------

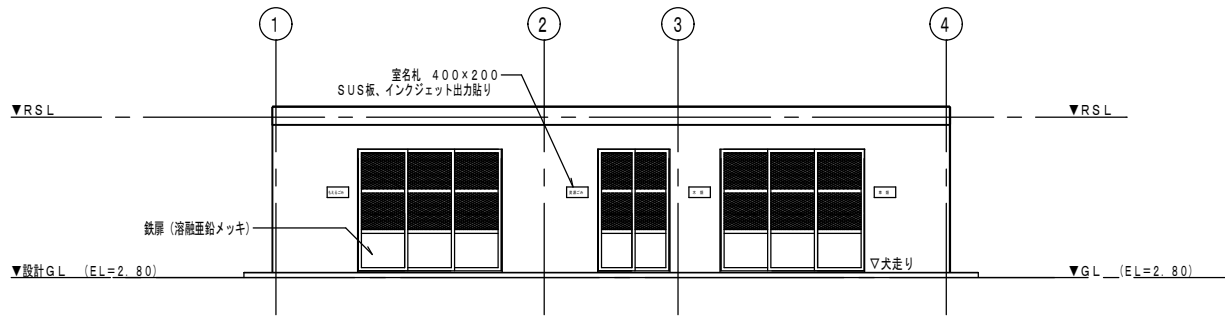
公園名称(種別)	豊崎海浜公園
----------	--------

施設名称	管理施設
------	------

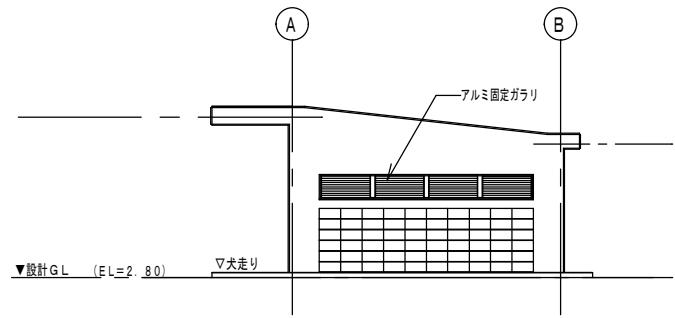
縮尺	図示
----	----

構造図番号	管 - 5
-------	-------

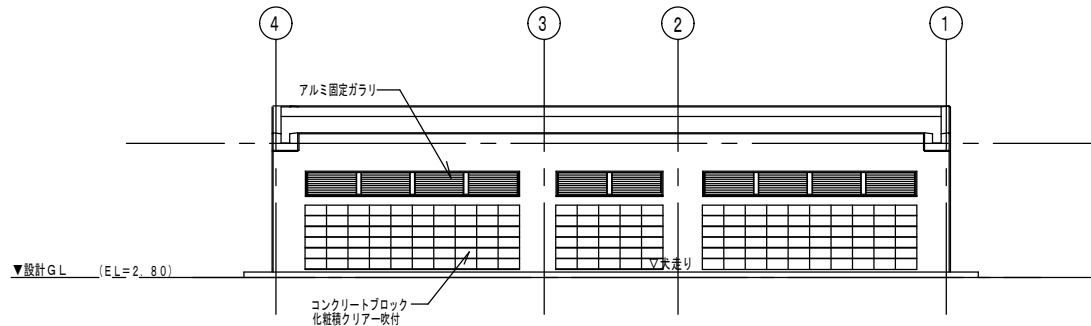
## ゴミ集積所(2)



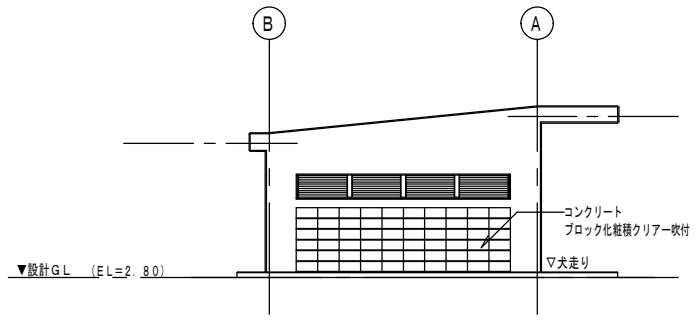
Ⓐ 立面図 S=1:100



Ⓑ 立面図 S=1:100



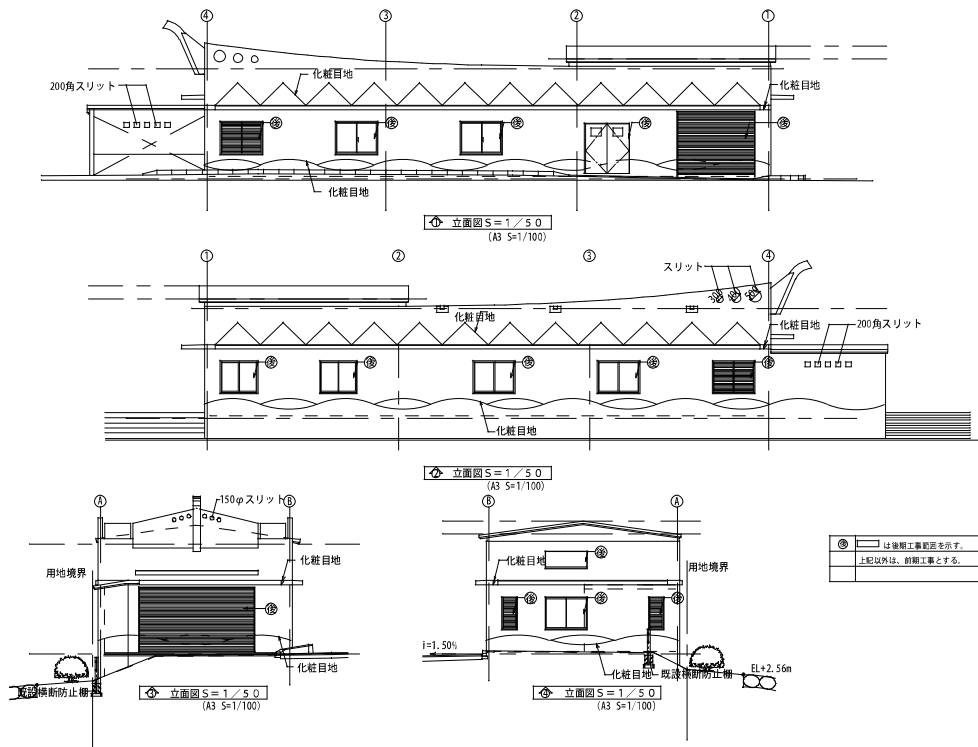
Ⓒ 立面図 S=1:100



Ⓓ 立面図 S=1:100

公園番号	H24-	<b>施設構造図</b>				台帳番号	H24-
公園名称(種別)	豊崎海浜公園	施設名称	管理施設	縮尺	図示	構造図番号	管 - 13

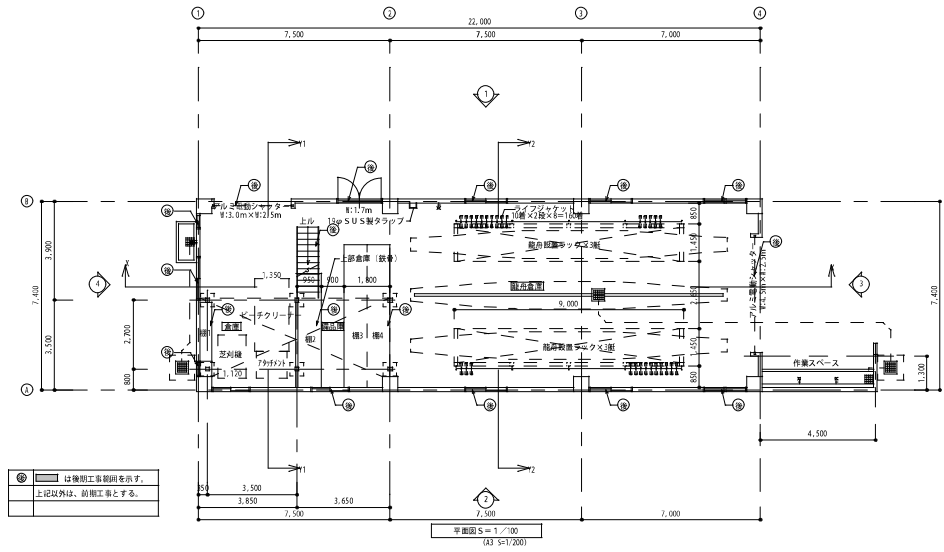
**海浜公園倉庫(1)**  
**立面図**



① ② ③ ④ ⑤  
は後継工事範囲を示す。  
上記以外は、前期工事とする。

公園番号	H24-	<b>施設構造図</b>				台帳番号	H24-
公園名称(種別)	豊崎海浜公園	施設名称	管理施設	縮尺	図示	構造図番号	管 - 14

海浜公園倉庫(2)  
1階部分



豊見城市役所経済建設部都市計画課

公園番号	H24-
------	------

# 施設構造図

台帳番号	H24-
------	------

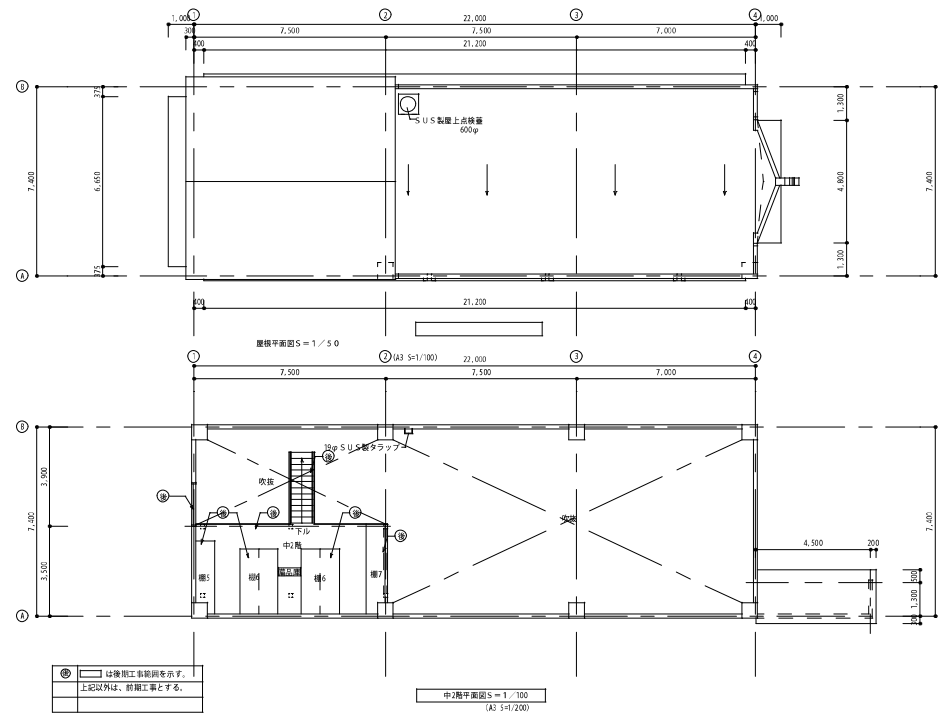
公園名称(種別)	豊崎海浜公園
----------	--------

施設名称	管理施設
------	------

縮尺	図示
----	----

構造図番号	管 - 15
-------	--------

## 海浜公園倉庫(3) 中2階・屋根



⑧ 仕舞用工事範囲を示す。  
上記以外は、前記工事とする。



公園番号 H21-2-2

# 施設構造図

台帳番号 H21-0102

公園名称(種別) 豊崎総合公園

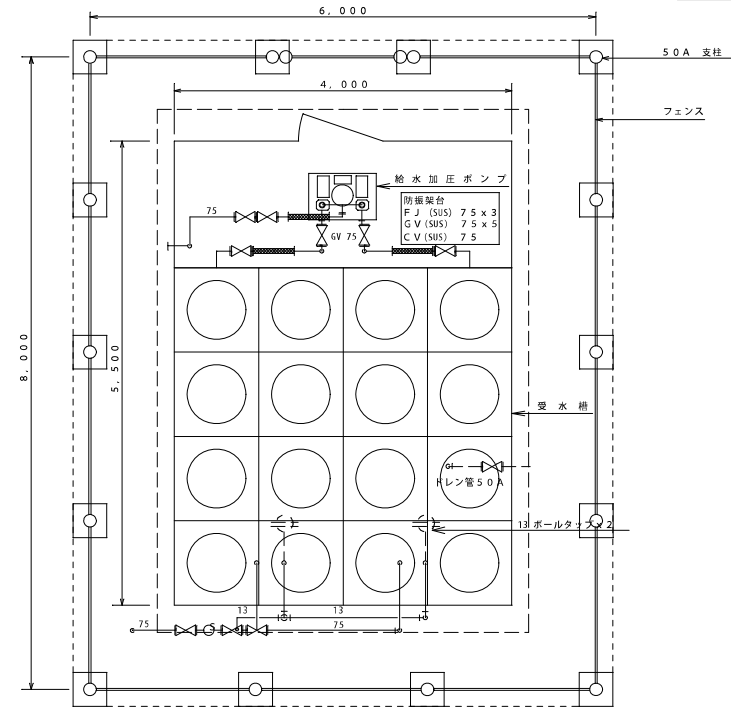
施設名称 管理施設

縮尺 図示

構造図番号 管-29-3

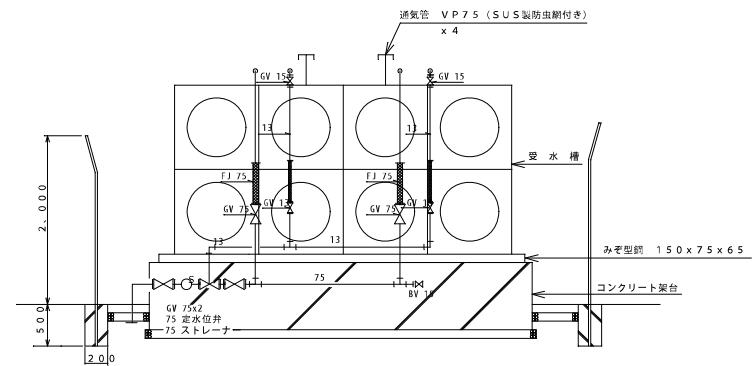
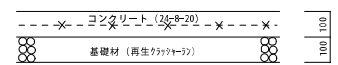
## 受水槽詳細図

S=1/60

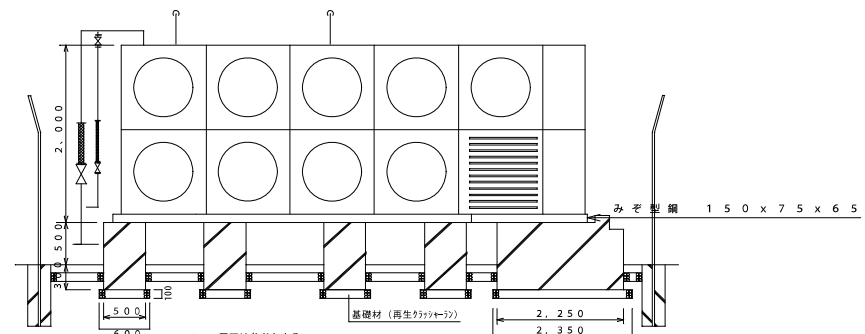


フェンス内 土間コンクリート

A = 21.0 m<sup>2</sup>



受水槽回り詳細図 S=1/60



\* 図面は参考とする。  
露出配管は通気管以外全てステンレス製とする。  
ストレー、他バルブ類も同様とする。

豊見城市役所経済建設部都市整備課

公園番号 H21-2-2

# 施設構造図

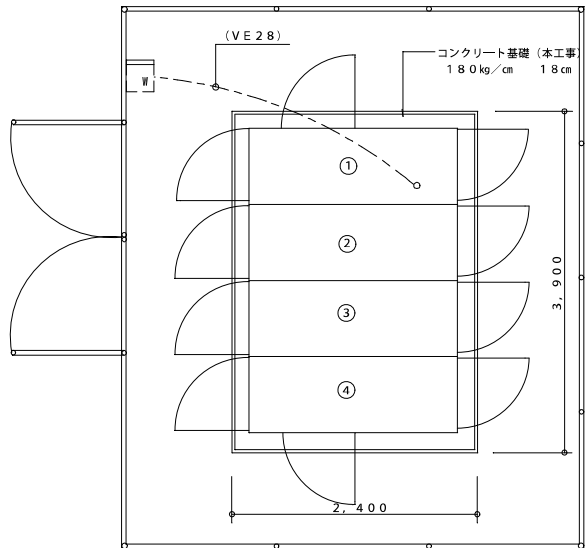
台帳番号 H21-0102

公園名称(種別) 豊崎総合公園

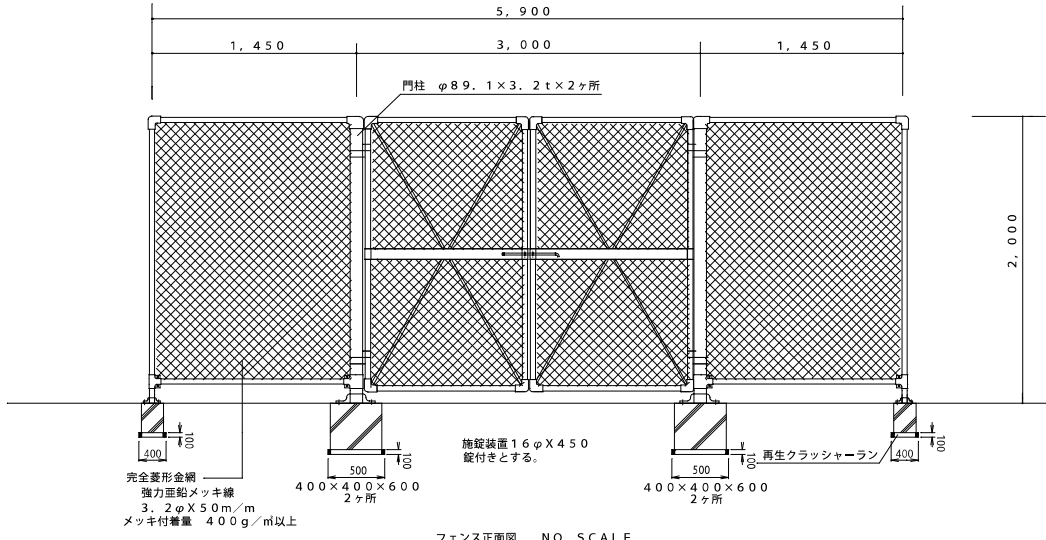
施設名称 管理施設 縮尺 図示

構造図番号 管-33-3

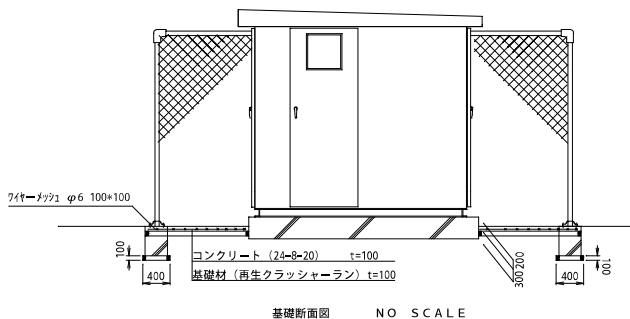
## 受変電設備フェンス外形図 (2-1)



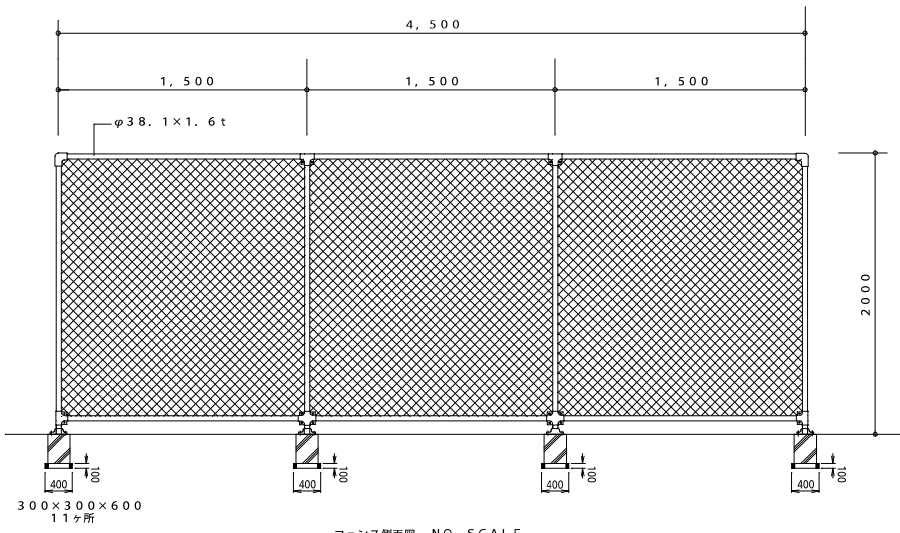
変電所平面図 NO SCALE



フェンス正面図 NO SCALE



基礎断面図 NO SCALE



フェンス側面図 NO SCALE

豊見城市役所経済建設部都市整備課

公園番号 H21-2-2

# 施設構造図

台帳番号 H21-0102

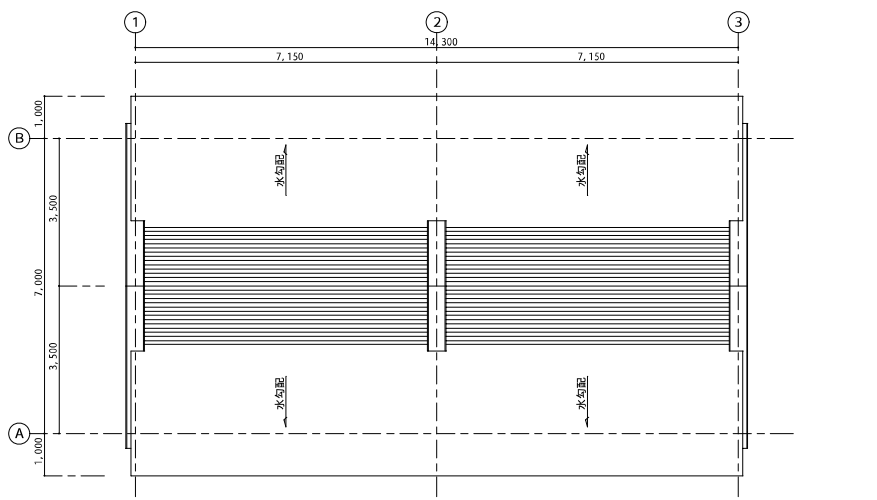
公園名称(種別) 豊崎総合公園

施設名称 休憩施設

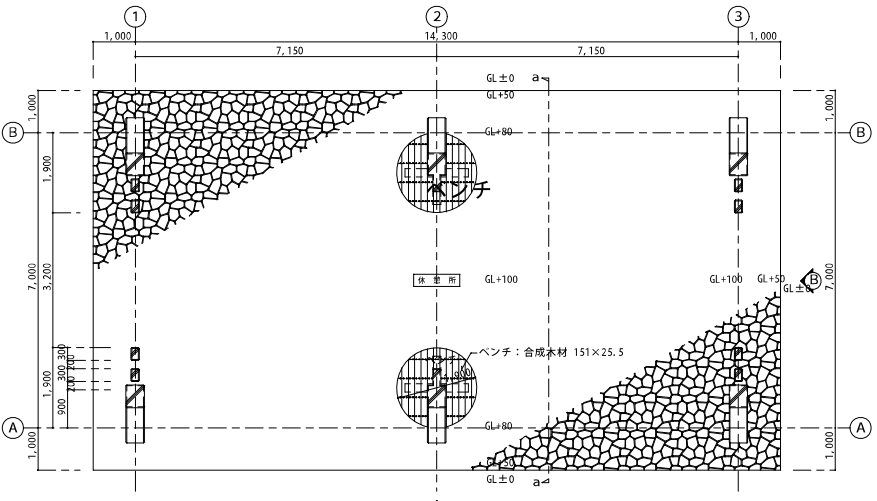
縮尺 図示

構造図番号 休-1

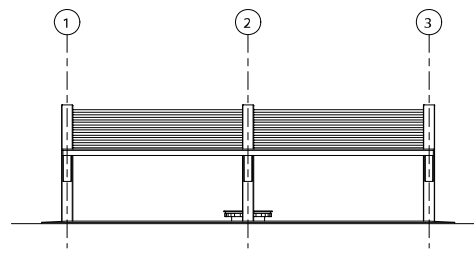
## 休憩棟(2-1)



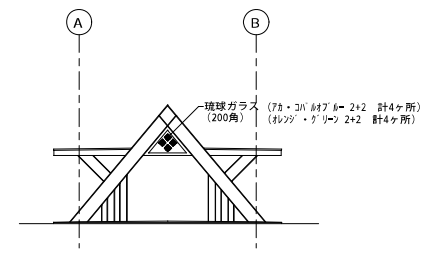
屋根伏図 S=1/120



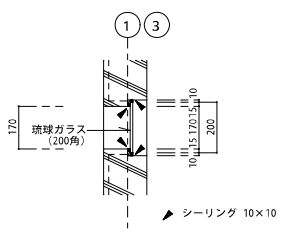
平面図 S=1/120



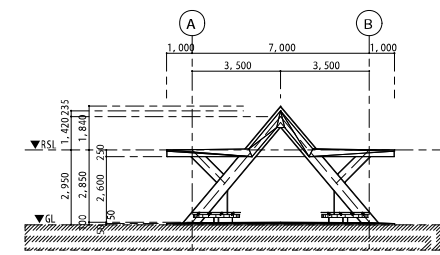
(A) 立面図 S=1/50



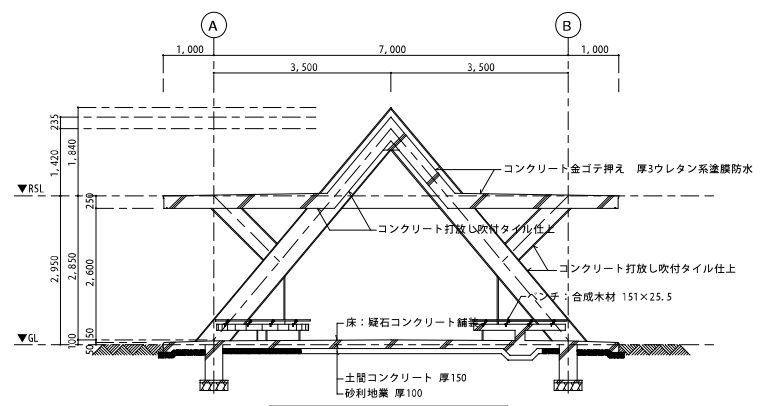
(B) 立面図 S=1/50



断面詳細図 S=1/20



a~a 断面図 S=1/50



a~a 断面詳細図 S=1/20

豊見城市役所経済建設部都市整備課

公園番号 H21-2-2

# 施設構造図

台帳番号 H21-0102

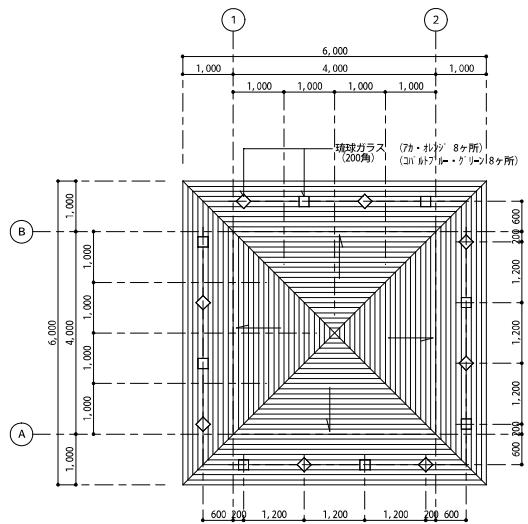
公園名称(種別) 豊崎総合公園

施設名称 休養施設

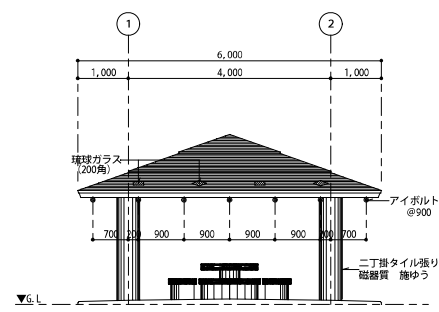
縮尺 図示

構造図番号 休-2-1

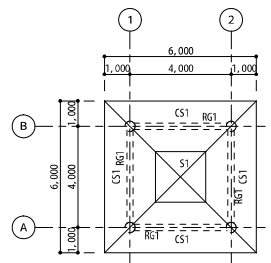
## 東屋 A



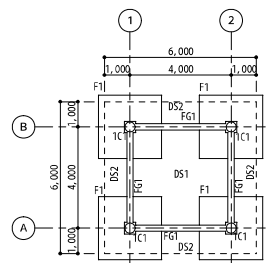
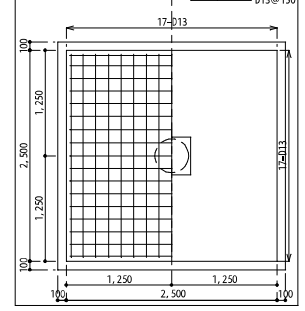
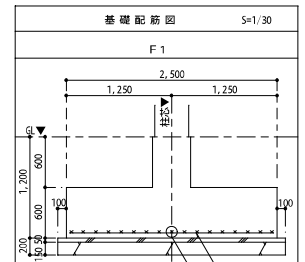
屋根伏図 S=1/100



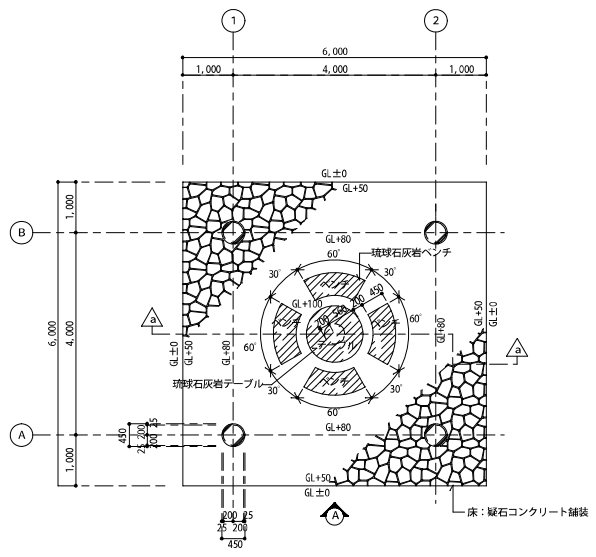
(A) 立面図 S=1/100



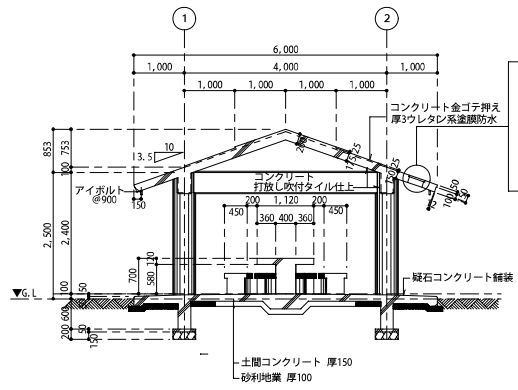
屋根梁伏図 S=1/200



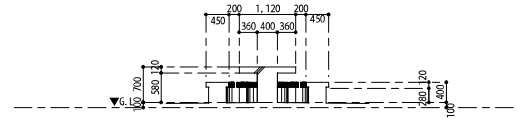
基礎伏図 S=1/200



平面図 S=1/100



a-a断面詳細図 S=1/100



テーブル・ベンチ詳細図 S=1/50

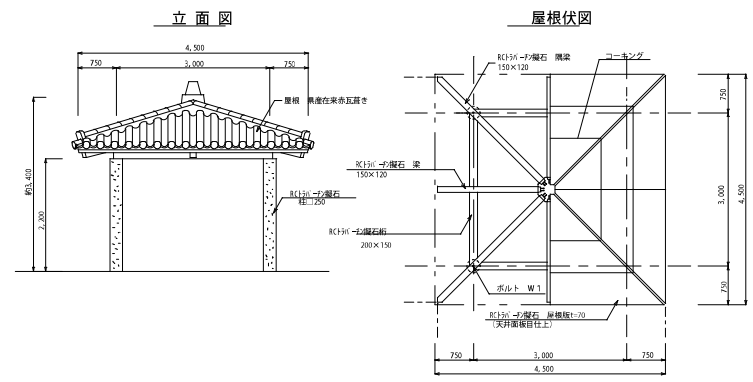
豊見城市役所経済建設部都市整備課



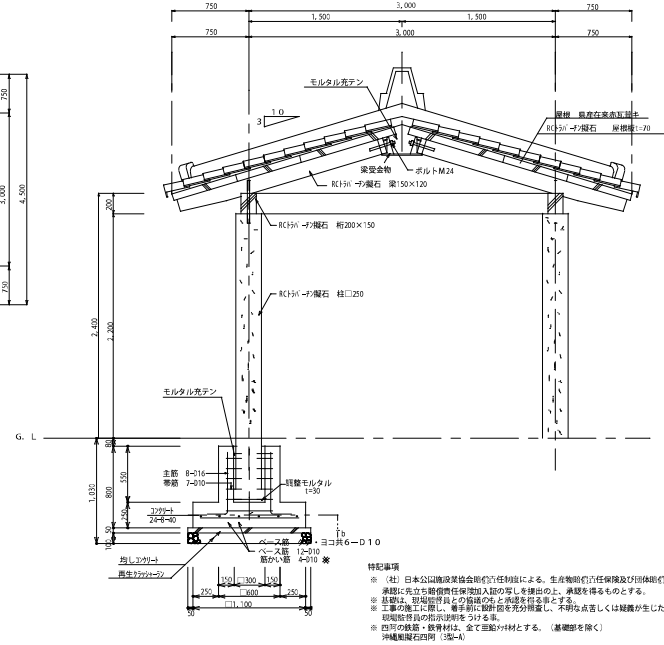
公園番号	H24-	<b>施設構造図</b>				台帳番号	H24-
公園名称(種別)	豊崎海浜公園	施設名称	休養施設	縮尺	図示	構造図番号	休 - 3

### 四阿詳細図

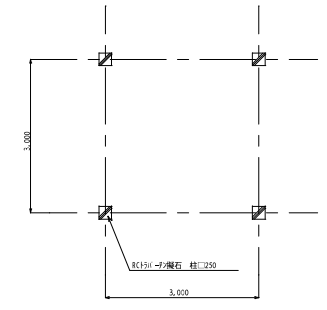
四阿一般図  
S=1/100



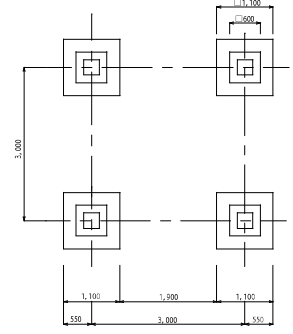
断面詳細図  
S=1/50



平面図



基礎伏図

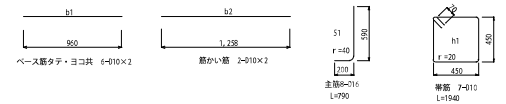


**特記事項**

- ※ (社) 日本公園施設整備委員会(株)の許可による。生産物所有権保証及び引当保証(引当保証)を適用する。承諾に先立ち関係責任者加入書の提出の上、承認を得るものとする。
- ※ 基礎は、当地の地質等による地盤改良と併用する。
- ※ 工事の施工に際し、着手前に設計図を充分精査し、不明な点等生じた場合は、図面等資料の指示を仰ぐ。
- ※ 地中の鉄筋・鉄骨材は、全て亜鉛めっきとする。(基礎部を除く)
- ※ 沖積層(砂)は、(基礎部を除く)

建築面積		延床面積	
建築前	建築後	建築前	建築後
0.00	0.00	0.00	27.00
0.00	0.00	0.00	27.00

鉄管加工品  
基礎1箇所出たリ

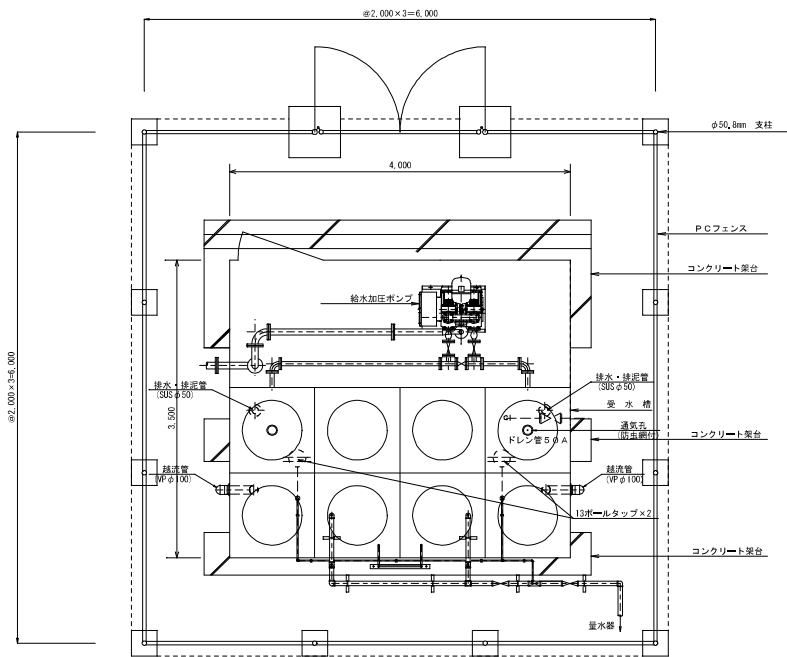


記号	径	単位長さ	1本当り長さ	本数	巻数	適用
b1	φ10	0.960	12	6.45		
b2	φ10	0.50	4	2.82		
h1	φ10	1.940	7	7.61		
S1	φ16	1.56	0.799	8	9.88	
				216	16.880	
				216	9.880	

豊見城市役所経済建設部都市計画課

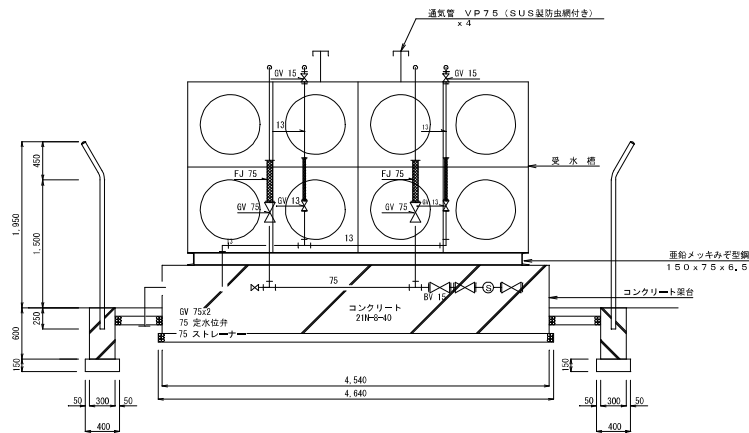
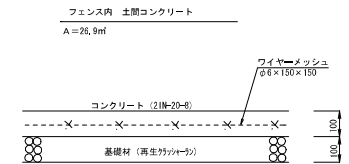
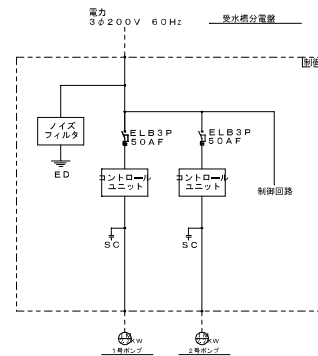


受水槽全体配置図



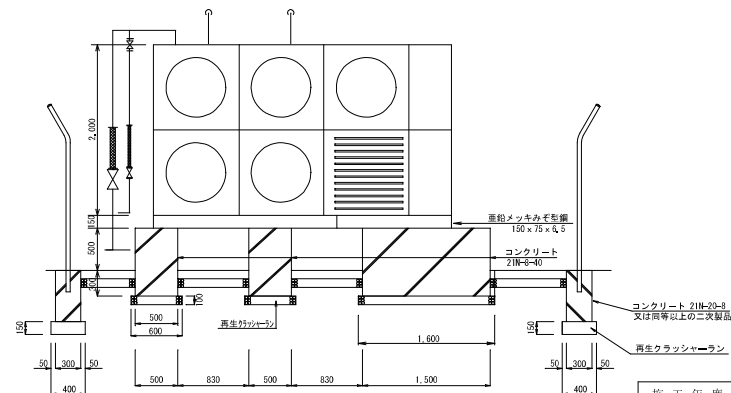
機器表 (1)

記号	名称	仕様	電気容量		台数	備考
			相 数	電圧 V		
I-2	受水槽	FRPパネル製 1.6m <sup>3</sup> (実容量) 2精工仕切板付き ポンプ室付き 取り付け金具 (ステンレスボルト、ナット) チャンネルベース (防錆塗装) ステンレス梯子 (SUS304)			1	
P-2	給水加圧ポンプ	ステンレス製 (自動交直並列)、インバーター制御方式 容量: 5.10L/min x 2.6, 5m 制御盤付き	3	200	2.2	2



受水槽回り詳細図 S=1/30

垂鉛メッキみぞ型鋼 150×75×6.5  
L=3.85m×2本  
L=3.50m×2本  
L=3.35m×3本 計 21.4m



施工年度	平成25年度
工事名	豊崎総合公園整備工事 (H25-1工区)
工事位置	豊見城市宇豊崎地内
施工業者	株式会社 東信興建
工期	平成25年10月18日～平成26年2月20日
図面説明	受水槽全体配置
図面番号	31葉中の 23 葉
完成年月日	平成26年2月20日
豊見城市役所 経済建設部 都市施設課	

\* 図面は参考とする。  
露出配管は通気管以外全てステンレス製とする。  
スレー、他バルブ類も同様とする。



公園番号	H28 -
------	-------

# 施設構造図

台帳番号	H28 -
------	-------

公園名称(種別)	豊崎海浜公園
----------	--------

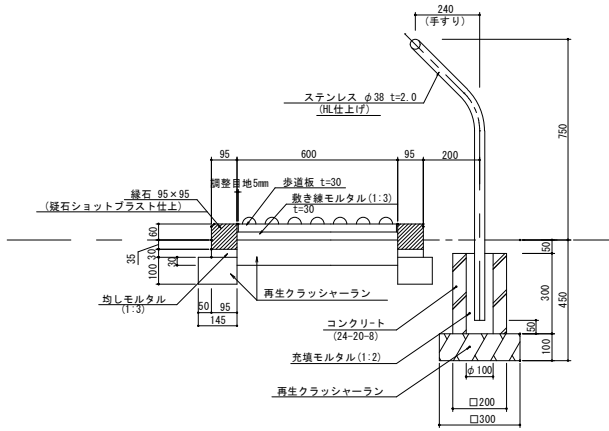
施設名称	遊具施設
------	------

縮尺	図示
----	----

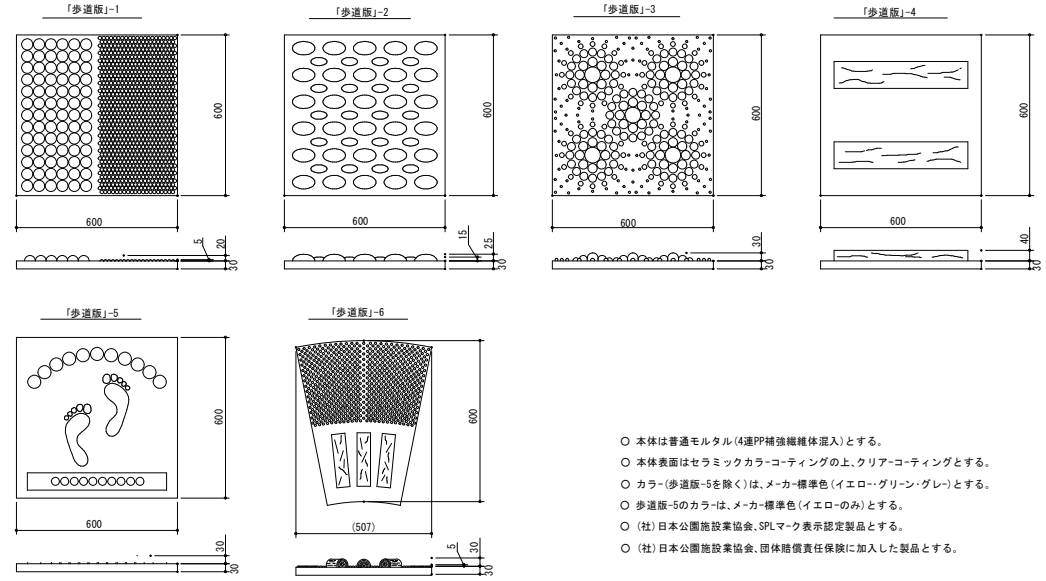
構造図番号	遊 - 3
-------	-------

## 健康遊具

健康遊具断面図  
S=1/20



歩道版詳細図  
S=1/20



- 本体は普通モルタル(4連PP補強繊維体混入)とする。
- 本体表面はセラミックカラーコーティングの上、クリアコーティングとする。
- カラー(歩道版-5を除く)は、メーカ標準色(イエロー・グリーン・グレイ)とする。
- 歩道版-5のカラーは、メーカ標準色(イエローのみ)とする。
- (社)日本公園施設業協会、SPLマーク表示認定製品とする。
- (社)日本公園施設業協会、団体賠償責任保険に加入した製品とする。

公園番号	H28 -
------	-------

# 施設構造図

台帳番号	H28 -
------	-------

公園名称(種別)	豊崎海浜公園
----------	--------

施設名称	遊具施設
------	------

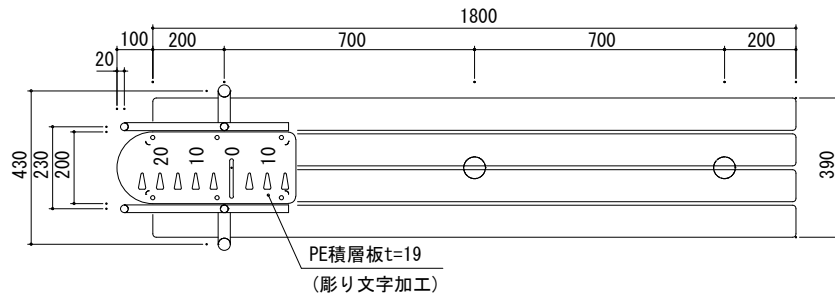
縮尺	図示
----	----

構造図番号	遊 - 3
-------	-------

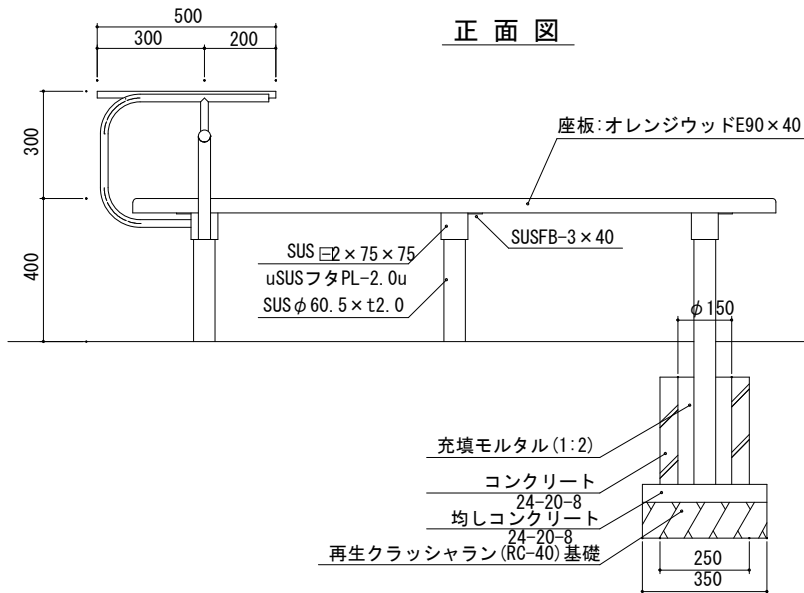
## 座位体前屈

S= 1/15

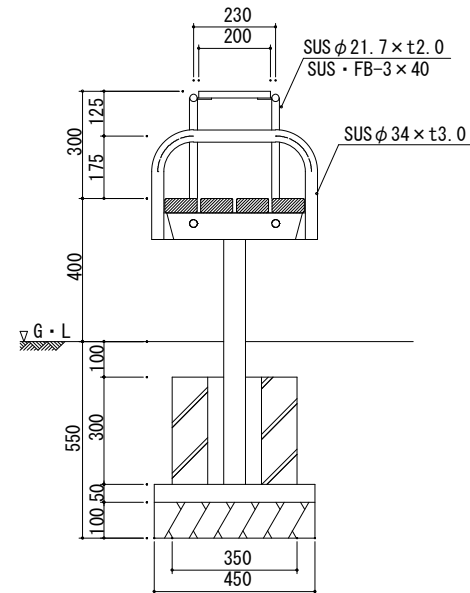
平面図



正面図



側面図



公園番号	H28 -
------	-------

# 施設構造図

台帳番号	H28 -
------	-------

公園名称(種別)	豊崎海浜公園
----------	--------

施設名称	遊具施設
------	------

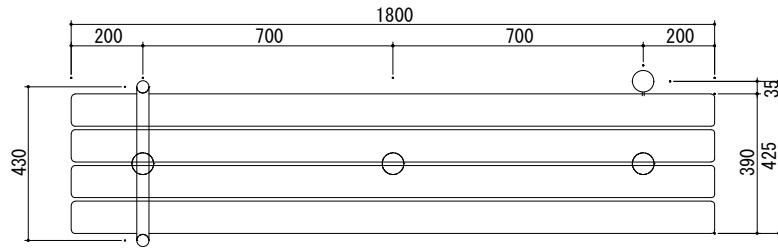
縮尺	図示
----	----

構造図番号	遊 - 4
-------	-------

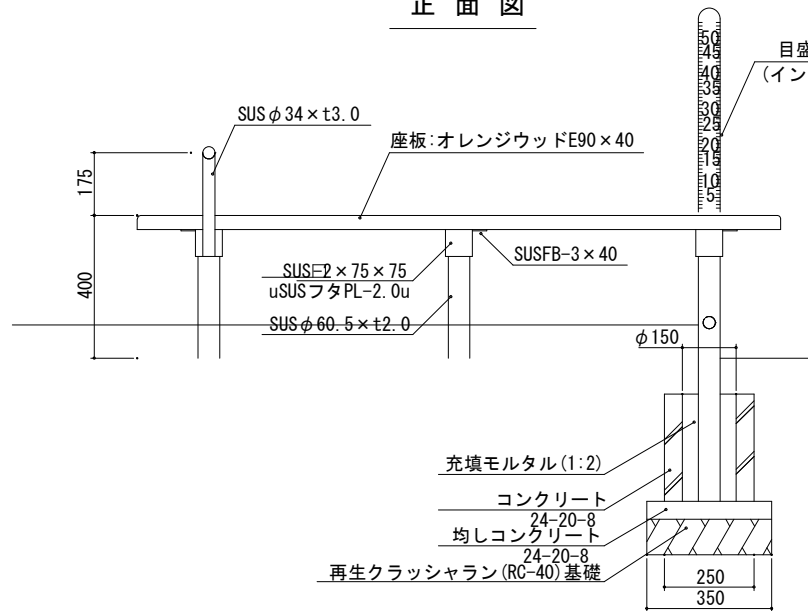
## 上体そらし

S= 1/15

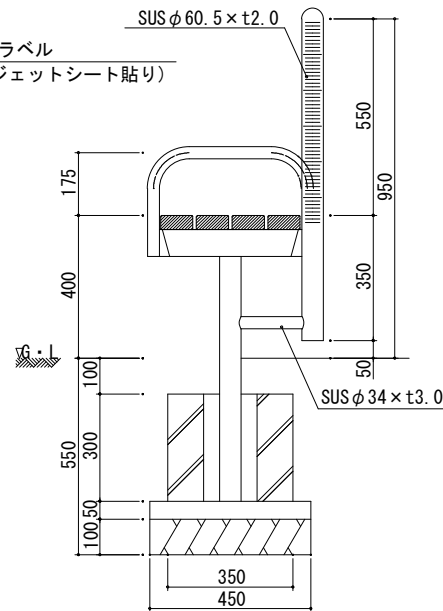
平面図



正面図



側面図



公園番号	H28 -
------	-------

# 施設構造図

台帳番号	H28 -
------	-------

公園名称(種別)	豊崎海浜公園
----------	--------

施設名称	遊具施設
------	------

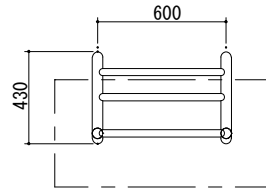
縮尺	図示
----	----

構造図番号	遊 - 5
-------	-------

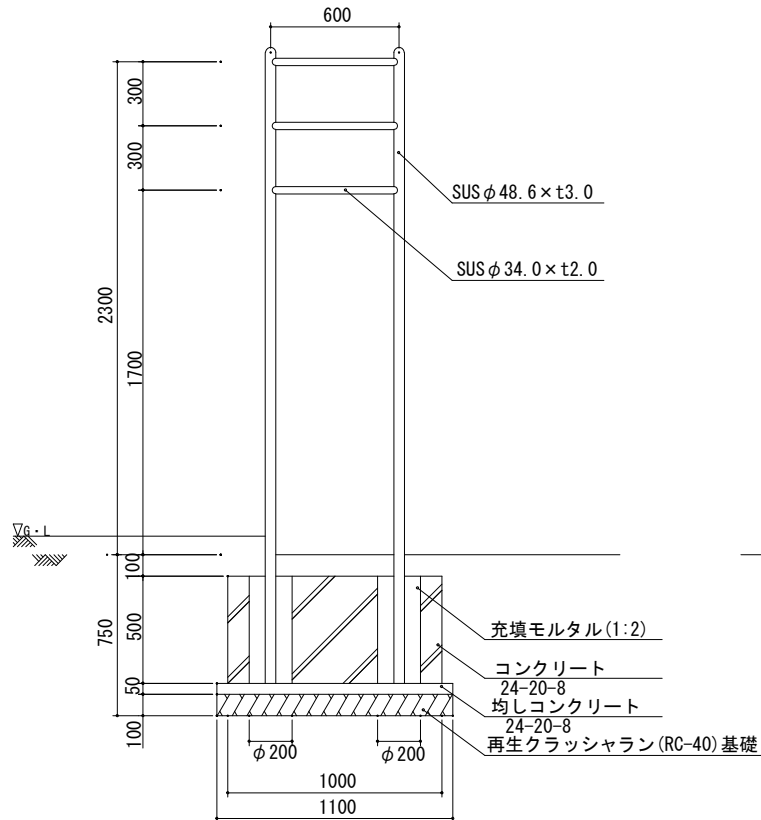
## ぶら下がりに

S= 1/25

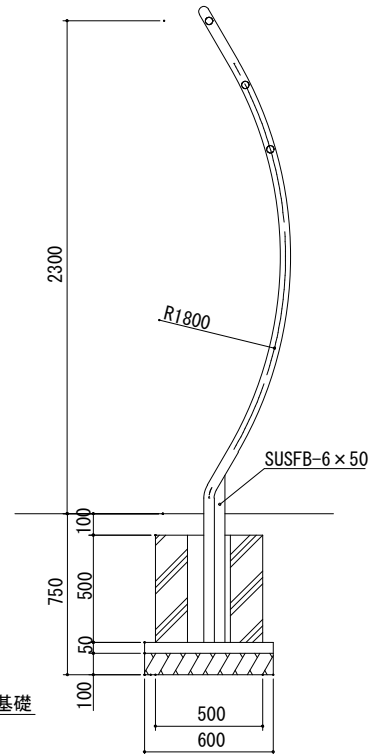
平面図



正面図



側面図



公園番号	H28 -
------	-------

# 施設構造図

台帳番号	H28 -
------	-------

公園名称(種別)	豊崎海浜公園
----------	--------

施設名称	遊具施設
------	------

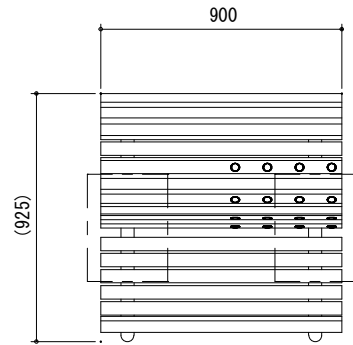
縮尺	図示
----	----

構造図番号	遊 - 6
-------	-------

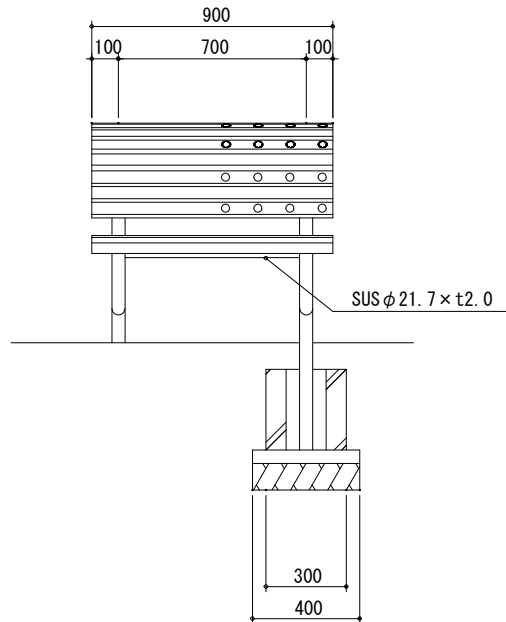
## 背のばしベンチ

S = 1/20

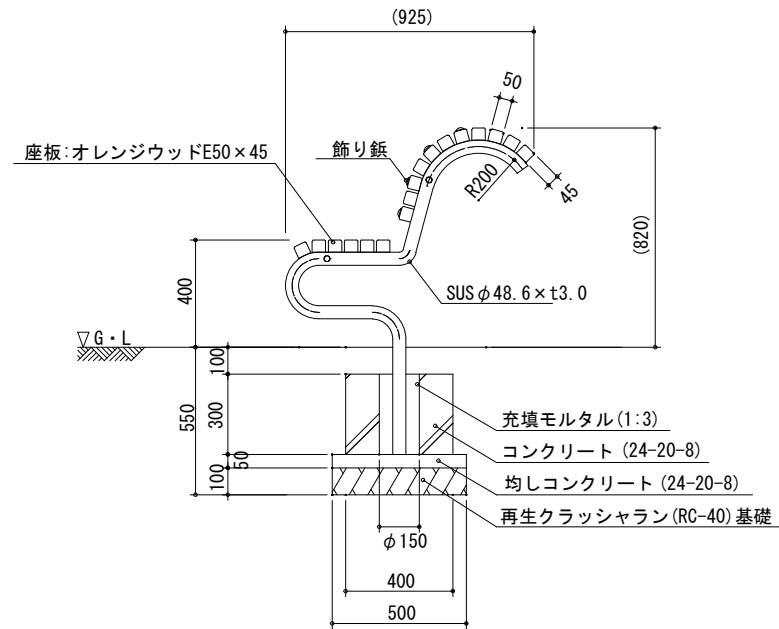
平面図



正面図



側面図





公園番号	H28 -
------	-------

# 施設構造図

台帳番号	H28 -
------	-------

公園名称(種別)	豊崎海浜公園
----------	--------

施設名称	遊具施設
------	------

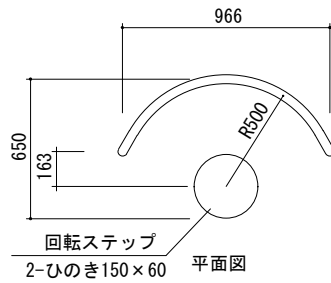
縮尺	図示
----	----

構造図番号	遊 - 8
-------	-------

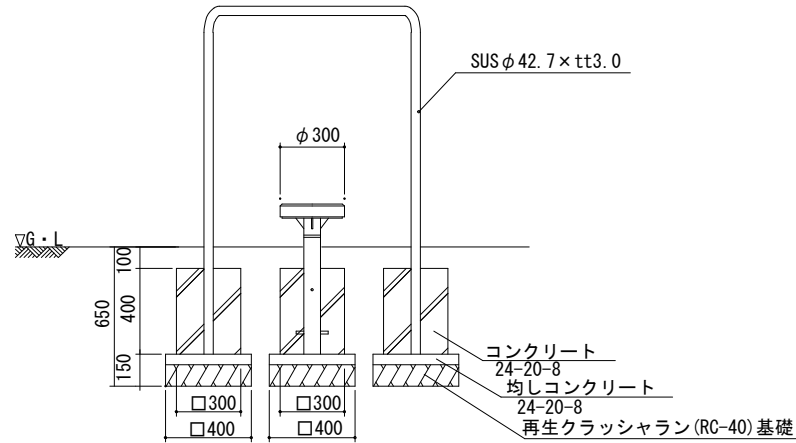
## ツイストバー

S= 1/25

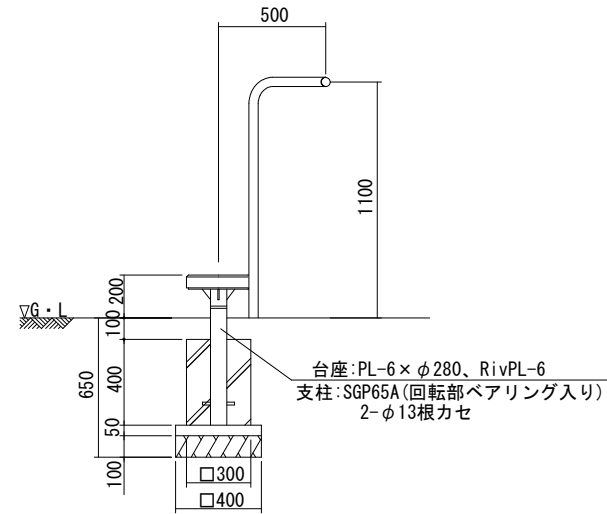
平面図



正面図



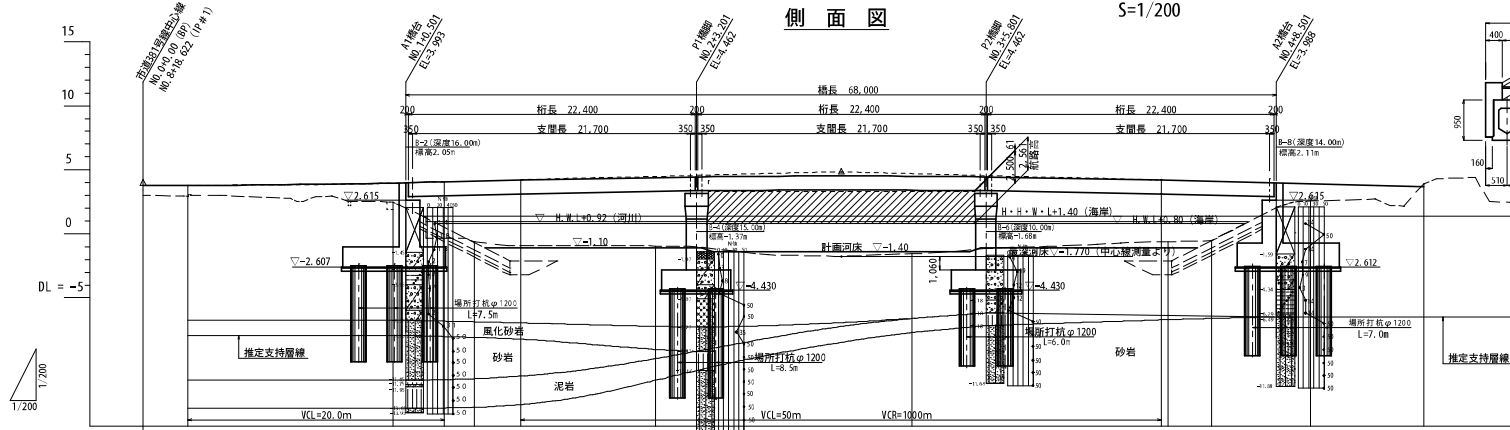
側面図



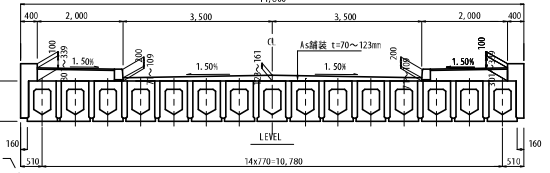
# 橋梁一般図

側面図

S=1/200

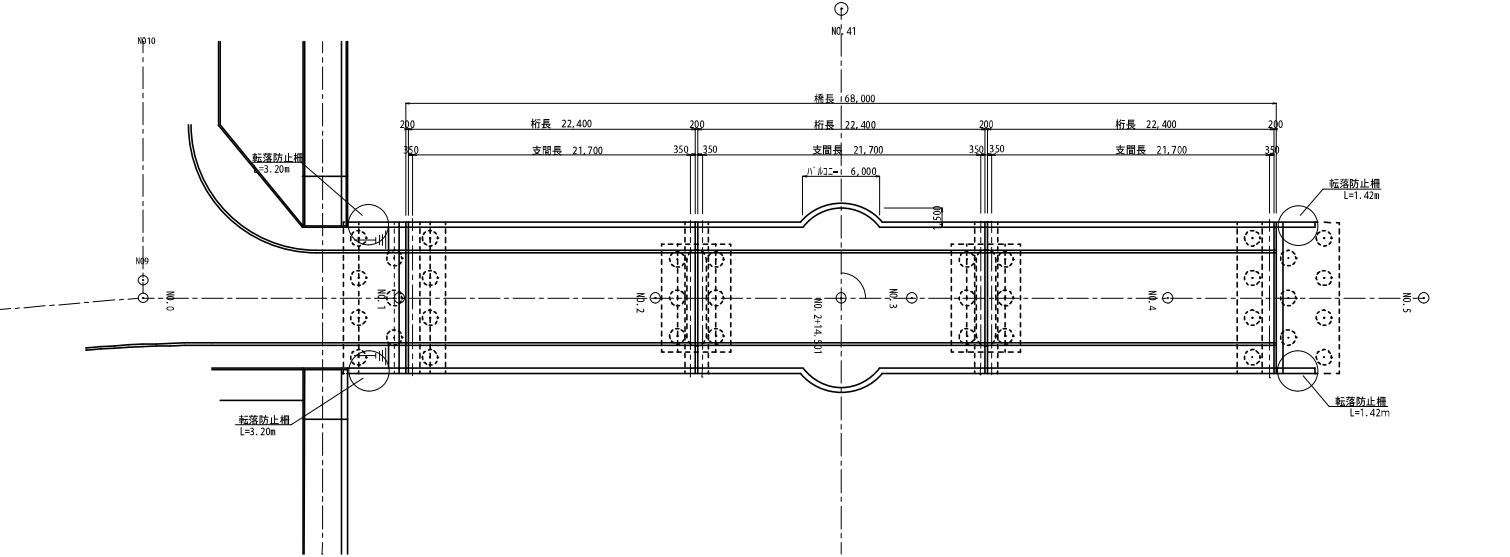


標準断面図



勾配	3.745 S=1/200 L=13.50m	3.763	3.863	3.871 S=2/500 L=41.00m	4.063	4.122	4.213	4.267	4.467 S=2/500 L=45.49m	3.7005				
計画高	3.745	3.763	3.863	3.871	4.063	4.122	4.213	4.267	4.467	3.7005				
地盤高	3.00	3.300	3.500	2.993	2.500	2.800	3.000	3.100	3.400	3.900				
追加距離	0.000	3.300	13.500	10.500	15.500	12.500	10.000	11.000	10.000	100.000				
単距離	0.000	3.300	10.000	6.000	2.999	2.350	2.501	3.201	5.801	8.900				
測点	NO.0 (P#1)	3.500	+13.500	19.5 NO.1	+0.501	+3.500	+5.85	+9.501	+13.301	+19.501	+80.000	+111.1	+100.000	NO.5
曲線								R=∞						
片勾配幅付図								-1.5% (左右)						

平面図



工事名	豊崎総合公園整備工事 (H24-1工区)		
位置	豊見城市宇豊崎地内		
測量年月	年月	図面説明	橋梁一般図 図示
設計			
監査			
課長	係長	審査	設計
測量			
11葉中 1 葉 豊見城市 経済建設部 都市計画課			



公園番号 H25-

# 施設構造図

台帳番号 H25-

公園名称(種別) 豊崎海浜公園

施設名称 管理施設

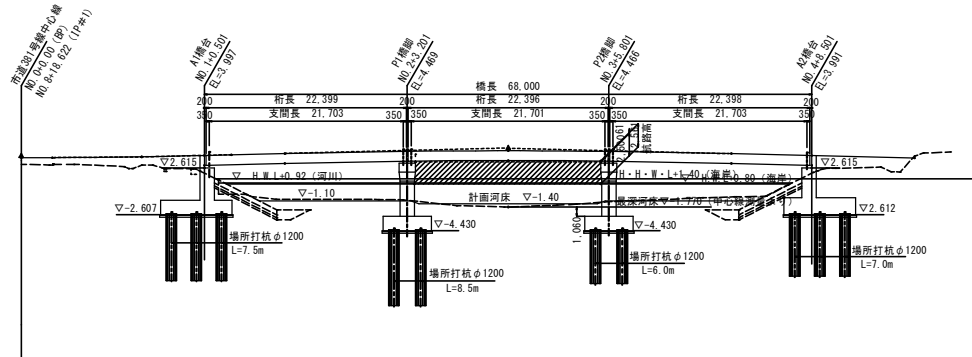
縮尺 図示

構造図番号 橋梁 - 1

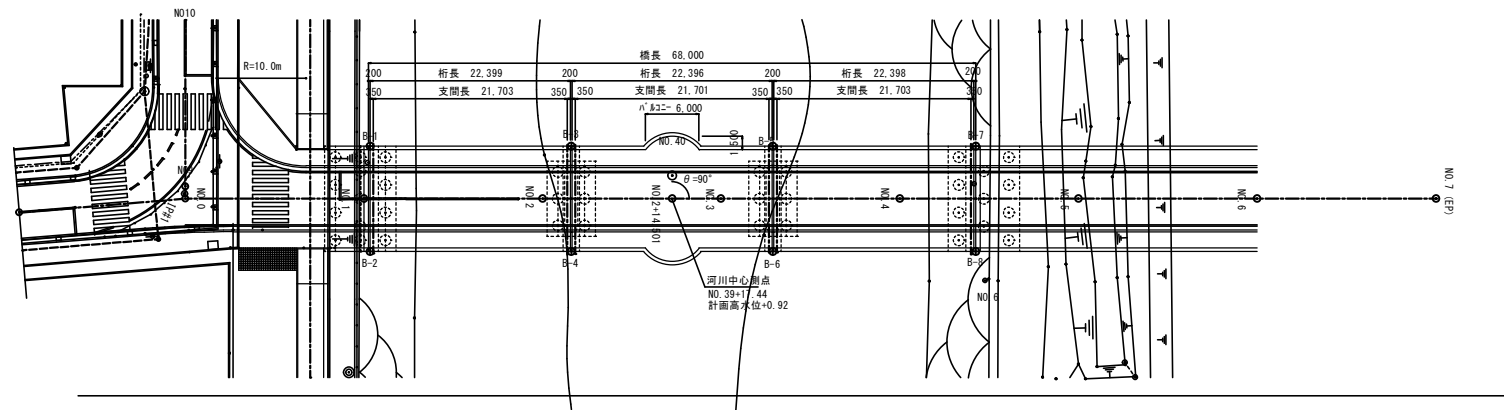
## 橋梁一般図

S=1/600

### 側面図



### 平面図



(5) 施設のパンフレット

---

# バーベキュー BBQ

## BBQテント使用料 ※機材の持ち込みはできません。

**コンロセットA**  
テント(中)  
※5~20人前後対応 **¥6,500**

- ①ガスコンロ ②コンロ架台 ③ガスボンベ ④鉄板  
⑤チャッカマン ⑥トング ⑦コテ ⑧テーブル  
⑨テント(中)

**コンロセットB**  
テント(大)  
※5~20人前後対応 **¥8,000**

- ①ガスコンロ ②コンロ架台 ③ガスボンベ ④鉄板  
⑤チャッカマン ⑥トング ⑦コテ ⑧テーブル  
⑨テント(大)

〈お問い合わせ下さい〉コンロセットの蓋床の場合に限り、ご自分でテント・イス・テーブル等を持ち込み可

**BBQ機材貸出 ¥3,500 区画使用料 ¥1,000**

## BBQ食材コース ※食材の持ち込みはできません。

- Aコース ¥1,100 (1名)**  
穀物牛肩ロース200g(アメリカ産)・焼き鳥2本(中国産)  
ウィンナー2本(チリ産)・野菜セット150g  
カットコーン(ニュージーランド産)
- Bコース ¥1,400 (1名)**  
牛ロース200g(ニュージーランド産)・焼き鳥2本(中国産)  
鶏ももスライス100g(ブラジル産)・野菜セット150g  
ウィンナー2本(チリ産)・カットコーン(ニュージーランド産)
- Cコース ¥1,600 (1名)**  
穀物肥育牛ロース200g(オーストラリア産)・野菜セット100g  
琉球あくー(うで・もも)100g(県産)・焼き鳥2本(中国産)  
ウィンナー2本(アメリカ産)・やきそば100g(国産)
- Dコース ¥2,200 (1名)**  
穀物肥育牛ロース200g(オーストラリア産)  
牛カルビ100g(アメリカ産)・ポイル帆立(M)2個(国産)  
琉球あくー(うで・もも)100g(県産)  
焼き鳥2本(中国産)・ウィンナー2本(アメリカ産)  
やきそば100g(国産)・野菜セット100g
- Eコース ¥2,600 (1名)**  
おきなわ和牛肩200g(沖縄産)、琉球あくーうで・もも80g(沖縄産)  
イバノ島豚ソーセージ90g・1本(沖縄産)、ホタテ片貝2個(北海道産)  
無頭ブラックタイガー16/20・2尾(インド産)  
赤イカ80g(ベル産)、焼きそば80g、  
カット野菜(キャベツ・ピーマン・たまねぎ)100g

※各コース、5人以上からのご注文になりますので、ご了承ください。

## オプション ※要予約※ 数に限りがあります。

- ビールサーバー(ビールサーバー用氷付) ●おにぎり(2個入) 約200g  
・オリオンドラフト(20L) ----- ¥14,200 ..... ¥180  
・オリオンドラフト(10L) ----- ¥7,200  
・キリン 淡麗(7L) ----- ¥4,650

ゴミは、各自で必ず、お持ち帰りください。

予約状況についてのお問合せは **TEL.098-850-1139**

お申込みは **ココちまで** **FAX.098-850-1143**  
〈予約受付時間〉9:00~18:00 **イイヨサン**

※ご予約は、直接申込書を提出するか、FAXでのお申し込みとなります。(変更・キャンセルの場合も同様)  
FAX送信後にご確認のためご連絡いただきますようお願いいたします。  
確認が取れましたらご予約完了となります。  
※ご希望日の予約状況を確認のうえ、ご予約をお願い致します。

開園時間	6:00~22:00
遊泳時間	9:00~18:00(4月~6月・9月~10月) 9:00~19:00(7月~8月)
BBQ 利用時間	10:00~20:00(4月~10月) 10:00~18:00(11月以降)
駐車場	800台収容可能 ※22:00閉門 (大型バス専用、オートバイ専用あり)



### 車でお越しの場合

那覇空港から小禄バイパスを南下で約15分。  
【高速道路からご利用の場合】那覇空港自動車道 名嘉地Cから約10分

### バスでお越しの場合

那覇バスターミナルより出発の55、56、88、98番線からバス停「道の駅豊崎」で下車後、西向けに徒歩8分。  
※豊見城市内バスをご利用の場合は、「豊崎美らSUNビーチ入り口」まで下車後、西向けに徒歩3分。



〒901-0225 沖縄県豊見城市宇豊崎5-1  
TEL.098-850-1139/FAX.098-850-1143  
E-mail/info@churasun-beach.com  
<http://churasun-beach.com>

美らSUNビーチ 検索

BBQも!マリンスポーツも!イベントも!  
楽しいこといっぱい!



空港から1番近い楽園ビーチ



# マリンスポーツ Marine Sports

お得なパック  
メニュー!

## マリンスポーツ4バック

バナナボート &  
体験シュノーケリング(60分)  
ビッグマーブル(10分)・  
体験水上バイク(10分)

① 9:00 ② 11:00  
③ 13:00 ④ 15:00

**¥7,000** (税抜き)

※要予約 ※6歳以上

## バナナボート&シュノーケル

① 11:00 ② 13:00  
③ 15:00

各便8名様限定 **60分**  
**¥5,000** (税抜き)

※要予約 ※小学生以上

## バナナボート

**10分 ¥1,500** (税抜き)

## ビッグマーブル

**10分 ¥2,000** (税抜き)

## シーカヤック ダブル

**30分 ¥2,000** (税抜き)

## 無人島冒険ツアー

岡波島での散策、シュノーケルを満喫♪

① 10:00 ② 13:30

**90分 ¥6,000** (税抜き)

※要予約 ※6歳以上

※干潮時、遊泳及びマリンスポーツが出来ない場合がございますので、予めご了承ください。

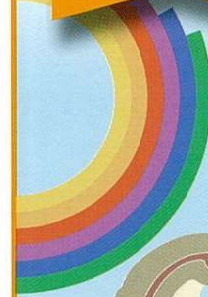
## レンタル

ビーチアイテムの  
レンタルもあります!

- ❖ビーチパラソル (¥1,000)
- ❖デッキチェア (¥1,000)
- ❖ビーチマット (¥1,000)
- ❖ビーチチェア (¥500)
- ❖❖浮き輪 (¥500)

**自転車  
レンタル  
もあるよ!**

## 施設のご案内



### 7 マリンスポーツエリア

バナナボートやシーカヤックなどマリンスポーツを満喫!



### 6 遊泳ビーチエリア

透明度が高い海と白砂が自慢のビーチ。  
子ども連れでも安心!



### 10 多目的広場

大中小3つに分かれる広場では、  
多彩なイベント開催!



1 管理棟

管理棟 シャワー室や管理事務所があります。喫煙スペースもこちら。

管理事務所

管理事務所 忘れ物などの問い合わせや呼び出し依頼はこちらです。

展望台

展望台からは美しい海やサンセットを一望できます。

シャワールーム

シャワールーム シャワーは3分 温水2分100円。ロッカールーム(200円)に直結で安心です。

お客様皆様に快適に施設をご利用いただくため、以下の禁止項目について、ご理解とご協力をお願い致しております。施設のご利用の際には、以下のルールをお守り下さいませようお願い申し上げます。



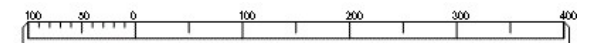
- 遊泳は指定区域のみとなり、指定区域外は遊泳禁止です。
- ビーチの敷居物(ビン・ガラス製品等)の持ち込みは一切禁止です。
- ビーチ・施設内(砂浜・芝生)での花火及び火気使用は禁止です。
- 風紀を乱し、他のビーチ・施設利用者の迷惑になることの無い様お願いいたします。
- ステージ及びステージ上部・砂浜・芝生でのテント設置・釘打ちは一切禁止。
- パーベキューを行う際には事前の「予約」をお願いいたします。※場所の指定はできません。
- 発電機及び投光機の使用は一切禁止です。(イベントでの使用は許可が必要となります。)
- ※ビーチ・施設利用後のゴミ類は全て持ち帰ってください。※係員の指示に従わない場合は、退場して頂くこととなりますので、あらかじめご了承ください。

- 施設内での個人持ち込みによるマリンスポーツ(水上バイク、ウインドサーフィン、原動機付自転車等)は禁止です。
- 施設内での釣りは全域で禁止です。
- 砂浜へのペット(動物)の進入は禁止です。(盲導犬の入室は許可します。)
- 駐車場以外での駐車、路上駐車は禁止です。
- キャンプ・寝泊り等はできません。
- 砂・トイレ・更衣室・シャワー施設等建物内は全面禁煙です。喫煙はマナーをお守り下さい。
- 園内での販売行為、商業行為、許可無きイベントなどは禁止です。

(6) 豊崎地区周辺主要施設(航空写真)

---

# 豊崎地区周辺主要施設(航空写真)



(7) 沖縄振興特別推進交付金(市町村)成果目標一覧

---

## 令和4年度 沖縄振興特別推進交付金（市町村）成果目標一覧

豊見城市		事業名	計画期間	事業概要		R4成果目標(指標)	備考	
事業番号	細			R4事業内容	R4活動目標(指標)		今後の展開方針等	補足説明等
1	①	とみぐすく祭り・とみぐすく産業フェスタ事業	H25 ～ R13	県内外及び国外へ、本市の成長力、若い力及び市特産品を広くアピールするとみぐすく祭り・とみぐすく産業フェスタの開催に負担金を交付する。	とみぐすく祭り・とみぐすく産業フェスタの開催	・とみぐすく祭りの来場者数：60,000人	【今後のスケジュール】 県内外へ、本市の成長力、若い力及び市特産品を広くアピールするとみぐすく祭り・とみぐすく産業フェスタを同時開催し、経済的かつ効果的な運営と集客を図る。	【R4成果目標の設定の考え方】 過去の実績を参考に設定した。
1	②	観光振興地域環境美化強化事業	H25 ～ R13	南国沖縄らしい景観や、魅力ある観光地づくりを図るため、大型商業施設及び宿泊施設などが所在する豊崎、瀬長地域の市道植樹木の除草清掃や、プランターの植栽管理を行い美化強化に努め、魅力ある観光地づくりに取り組む。	①植栽木の管理(除草清掃・防除工) ②プランターの植栽管理(灌水)	魅力的な観光地としての景観形成を図られたか(80%以上)を含め、アンケートにより、本事業のあり方について検証する。	植樹木の除草清掃、花木の植栽管理を継続して行っていく。	【R4成果目標設定の考え方】 事業の目的である魅力的な観光地としての景観形成を図られたかどうかを含め、アンケートを実施し、効果を測定するものとした。 数値については、概ね肯定的であると考えられる数値として80%以上を設定した。
1	③	瀬長島環境美化強化事業	R4 ～ R13	魅力的な観光地としての景観形成を図るため、観光地として利用されている広場等の環境美化作業を行う。	瀬長島における広場等の環境美化実施	来島者に対し、観光地としてふさわしい景観形成とを感じるか(80%以上)を含め、アンケート調査により、本事業のあり方について検証する。	【今後のスケジュール】 来島者の増加による観光地環境の変化に注視しながら、最適な回数、美化活動箇所、内容を検討しながら、継続的な環境美化作業を行っていく。	【R4成果目標設定の考え方】 対象者のうち大多数にとって観光地としてふさわしい景観となっていると考えられる値として設定した。また、本事業のあり方については、アンケートにより検証する。
1	④	オリオンECO美らSUNビーチ観光整備事業	R4 ～ R5	豊崎美らSUNビーチにて遊泳エリア等の環境改善を図ることを目的に、基礎調査結果を踏まえ、後年度の整備に向けて遊泳エリア等の調査測量を行う。	・現地の調査設計業務 ・海浜公園指定管理者等の関係機関との調整	設計業務の完了	【今後のスケジュール】 遊泳エリア等の環境改善・施設整備に向けた航路浚渫工事及び磁気探査業務  【R5成果目標】 ビーチ利用者数:20,000人	R5成果目標については、過去のビーチ利用者数に基づき設定した。 【実績】 平成28年度:20,433人 平成29年度:21,215人 平成30年度:13,198人 令和元年度:15,501人
2	①	特別な支援を必要とする子の巡回相談事業	H26 ～ R13	特別な支援を必要とする子の保護者や保育士を支援するため、臨床心理士の専門指導員を配置し巡回相談・支援を行う。	臨床心理士配置:各1名 (就学前・就学後)	臨床心理士への相談により育児や保育に関する不安が軽減されたか(80%以上)を含め、保護者・保育士へのアンケートにより本事業のあり方について検証する。	【今後のスケジュール】 引き続き臨床心理士による、巡回・個別相談を実施し、対象児を抱える保護者や保育士等への支援を実施する。	【R4成果目標設定の考え方】 保護者や保育士等の大多数が育児や保育に関する不安の軽減が図られたと考えられる値として設定した。 また、本事業のあり方について、アンケートにより検証する。

R4活動目標(指標): 令和4年度における当該事業の主な取組や事業量をあらわしたもの。

R4成果目標(指標): 令和4年度における当該事業の実績や成果をあらわしたもの。なお成果目標(指標)は事後評価を行う時期(来年度夏頃)までに把握できるものを記載している。